

川崎村 往古信濃川に臨んで川の崎であつた土地であらうと言はれてゐる、信濃川流域の變遷は随分著しいもので附近の古志郡野崎村・富島(飛島)村・浦瀬村・龜崎村など皆信濃川の沿岸に在つたものである。地藏町は川崎村の一部分で、地藏堂があるから呼ばれた名前だ。

四、小路の二、三

表・裏兩町を連絡する小路 五條ある、兩町の南の尖端を結付けるものに同心町があつたが、今は表町本町に分屬してゐる、町同心の一團が住んだ所だといふ。それより上・中・下の三横町が北に下るに従つて敷へられ、最後に表五の町から裏四の町に通ずる道路に、蛤小路と呼ばれたものがある、享保中大火の後必要が唱へられて新たに開かれた所だ、焼いて口を開けたの意である。

観音小路 千手観音堂から千手町村の大通に出る通路をいふのである、千手町村は長岡町より早く開けたのだから、此の小路は市内幾多の小路の中で最も古いものであらう。

屋臺小路 新町から藏王に通ずる道路である、往時藏王宮の秋祭は盛大なもので、流鏑馬も行はれ、長岡十八ヶ町から出る二十一の屋臺が御宮に參詣するのである、然るに藏王・石内は牧野家から見れば他領で、多数の屋臺團體が通過するは、問題を起し易い虞があるから、之を避ける爲に、此の小路を開鑿したのである。祭禮の當日は屋臺の外通行を禁止した。

御藏小路 神田一、二の町の間を、之と約直角に東西に通ずる小路で、西方に牧野家の收納米

の貯藏所たる『北御藏』があつたから呼ばれたのである。

替女小路 大工町通り北側の中程から、北して中島に出る橋まで、約二丁程の短い小路である。此處には三藏火事後、越後國の替女の總取締が住んで居て、毎年正月九日には支配下の替女を全部集めて、業務上の命令を傳へ、素行を糺明して賞罰を行ひ、且つ將來を警めるのである。然るに時勢の變遷に伴つて替女の数は減じ、其の制度も殆んど壊られ、替女小路の名も漸く世人の記憶を去らんとしてゐる。

坂内小路 神田二、三の町の間を東西に通じ、御藏小路と並行する小路である。坂内某といふ有名な仲間が住んで居たからの名である。

佐市右衛門小路 坂上小學校敷地の北の境界に沿うて、兩坂上町を連結する狭き小路である。明治戊辰の役に士族屋敷は全く焼かれて、荒涼たる野原となつたのを、中島の人高野佐市右衛門なるものが、此處に移住して開拓の基礎を作つた。一時は仲々の勢力を揮つたので、何時となく人が佐市右衛門小路の名を唱へるに至つた。

作右衛門小路 千手の作右衛門小路といへば、其の創設はあまりに古くて、由來を釋ねるに苦むのである。想ふに作右衛門なる者が住居して、自己の所有地を通じて、士分の屋敷地と、千手町通りとを連ねたので、呼ばれた名前ではあるまいか。

在來の小路はこれに盡きたのではない。尙明治から大正にかけて長岡の發展が計畫せられ、新道路

が各所に開かれてから、稻荷屋小路・松の湯小路・柳新道^{みち}・林屋小路・新小路等々の名が呼ばれるに至つたが、あまりに煩しく、又世人の記憶にも新たなる事であるから、説明を略する。

第二節 長岡町會所及財政

町 會 所

沿革

町會所は町役人の事務所である。寛文二年^(二三二二)(後の忠成時代)までは町役人の宅に交番に集合して事務を扱ひ、後毎月三八の船會所^(船道の事は交通編参照)の集會に、町役人も船持として出席するのであるから、此機會に町事務をも處理する事とし、船會所の修繕費及備品・消耗品購入費の四分を、町方で負擔する事となつた。船會所は當初西福寺を充て、後船持等の宅に廻り番に寄つたが、明曆三年^(二三二七)(後忠成時代)からは、市内で個人の住宅を借切り、事務所充てたけれど、斯くては都合上屢々移轉の止むなきに逢ひ、從て不便も尠なからざるより、享保三年^(二三七八)(忠成時代)會所を新築したが、同十三年四月火災に禍せられて、再び各所に轉々し、寶曆八年五月^(三四一八)(忠實時代)船會所と分離して、表四ノ町^(今の表町校前庭の南部)に町會所を新築した。新築費は總計金五十五兩一分と錢一貫三十八文を要し、内二十兩は新町^{しん}用金の内より交附せられ、二十五兩は會所守與惣次の出金、自餘は町中の負擔となるべきを、現下困窮の折柄とて、町奉行所の補助金を之に充てた。其の後二回類焼の厄に逢つたが、其の

執務規定

儘改築して明治維新まで、町會所の名義で存續し、後戸長役場・長岡町役場に充用せられ、明治三十四年附近六ヶ町村合併後は、當分表町小學校附屬建物として使用した。町役人の心得・衣服・旅行の制限等を規定した服務規律、年中行事的若くは臨時的の事務の處理法町會所其の他勤務に要する備品消耗品の新調、補繕及保管法を規定した儉約の定等定式と稱する勤務準則が定められてあつて、日常の勤向は其の範圍を出ない習ひで、大体に於ては「仕來り」として、明治維新前まで堅く遵奉せられたものであるが、其の詳細の規定は煩雜に亘るから記述を省略する。

町役人は檢斷以下使丁に至るまで、其の就任の際藩吏と同じく、神文誓詞を認めて赤誠を以て忠實に其の職務に盡瘁すべき事を誓ふのであるが、其の一例として檢斷町老に關するもの一通を掲げる。

起請文前書之事

- 一 惣而御用之儀他人は不申及親子兄弟たりとも相洩し申間敷事
- 一 御用之節虚病を構ひ不參任間敷事
- 一 私用のため御用向遅刻仕間敷事
- 一 面々親類舊友縦中問たりとも於理非毛頭依怙最負仕間敷候勿論某共私曲仕間敷事
- 一 町中へ兼而被仰付候御拵相背之輩於有之は不隱置可申上何事に不限常々替り候事見聞致し候はゞ早速可申談事
- 一 評議之節面々打和遂詮議心中之存分不懼可申談事

一 打寄之節欠席致或自分存寄一向評議いたさず其上人之説を以致違辭他に洩し候儀いたす間敷候
右之條々於相背者

梵天帝釋四大天王惣而日本國中六十餘州大小神祇殊當所之鎮守藏王權現八幡大菩薩天滿自在天神部類眷屬神罰冥罰各可蒙者也
仍而起請文如件

安政六年八月十六日

檢 斷

草間 幸左衛門

正 雄 華 押

外檢斷 四 人

檢斷見習一 人

町老 九 人

町老見習一 人

連署

用紙は伊澤紙で、最後に牛王紙と稱する紙に、牛王寶印なる文字と寶珠及八幡宮の名を印刷したものが接續してある。之を柄の付いた木箱に納め、起請文と表書して、目に觸れ易き場所に懸け置き出入毎に之を視て、心に警戒を與へたものらしい。此の事は一種の慣例で、單に形式にさへ過ぎぬものであるが、當時の淳朴なる民心に、一種の緊張と反省とを與へ、執務上に好結果を齎らした事は疑ひのないのである。

財 政

長岡町の財政に關しては、全く其の資料を逸して居る。今寶曆年間、町老木宮氏の記述して執務の備忘とした『御用留』に依つて其の片影を窺ふ事とする。
長岡町經常費の項目は

御津河買物場	御用渡物場	年番紙場
小 拂 場	茶 の 場	水 油 の 場
夜廻り宿渡り物場	與物太渡物	蠟 燭 場
御出役賄場	借金利足場	御同心賄場
三中使渡し物場	人足勘定場	梵天竹の場
勘定後場	公儀御役人佐州御奉行	御堀 浚
給 金 場	堅 の 場	御壘 苧 餘 内
旅人改渡場	出火蠟燭場	日 市 場
献上の場	引網の場	御津河の場
晝飯入用場	麻御運上損料	觸 次

て、前記の何々場と稱するは、今の何々費といふに相當する様である。此等の經費は「本途差分」と

經常費の
分擔

稱する次の如き按分率があつて、各町に於て分擔釀出した。

本途差分	四七、〇八五	表	町	三一、三八	裏	町
	一四、七八	神田町		三、六八五	上田町	
	三、〇七	柳原町				
合計	一〇〇	となる。				

其他の經費
御充金釀出法

其他雪堀費・役銀割・祭禮割・火所改費・玉神屋敷補助費等各特別の按分があつて、之に依つて各町から出金した。町會所費は船道六分、町中四分の負擔で、町のもの本途割で出金した。而して以上の各費が一ヶ年大約何程づゝを要したかは、調査の資料を缺いて全く不明である。又御充金釀出の場合、町の等級と各戸間口の間數とに應じて率を定め、一間に付何程の出金と、割出したものと様である。今正徳二年二月御充金五百兩の割出法を次に掲げる。

町名	等級	級	間口	間數	一間當り差分	一間割釀出金
表二、三、四ノ町	一	番	組	三七二間三四一分	一〇〇	銀 一三匁四四六毛
裏一、二ノ町	二	番	組	四六三間三一九分	九一	全 一二匁二八〇毛
裏三、四ノ町	三	番	組	三二四間三二五分	八三	全 一一匁二八〇毛

右の算出法は御充金五百兩を銀三十貫匁に換算し、之れに差分の數を乗じ、目安二二三一、六五にて除して、一間割釀出金を得たものであるが、差分と目安の兩數の割出根據は不明である。但し差分は概數で小數以下を切捨てたものである。

表上	神田	柳原	桶屋	神田	銀
一ノ町	一ノ町	一ノ町	一ノ町	一ノ町	八五四間〇四〇分
二ノ町	二ノ町	二ノ町	二ノ町	二ノ町	六〇四間〇三五分
三ノ町	三ノ町	三ノ町	三ノ町	三ノ町	一七五間〇九〇分
四ノ町	四ノ町	四ノ町	四ノ町	四ノ町	七五
五ノ町	五ノ町	五ノ町	五ノ町	五ノ町	銀 一〇匁一九七毛
六ノ町	六ノ町	六ノ町	六ノ町	六ノ町	六七
七ノ町	七ノ町	七ノ町	七ノ町	七ノ町	全 九匁一二四毛
八ノ町	八ノ町	八ノ町	八ノ町	八ノ町	五九
九ノ町	九ノ町	九ノ町	九ノ町	九ノ町	全 八匁〇三一毛

献上物

年始禮・節句禮等之に準ずべき日、長岡町から藩主に献上する物品は、大約左の例に依る。

年	始	節	連	檢斷町老より
上	巳	青	銅	一貫文
端	午	干	鱈	十枚
		干	鱈	十枚
		御樽	一荷	五升入
		御樽	一荷	一枚

御參勤	眞綿	二百匁
御着城	青銅	一貫文
七夕	鯉節	五連
八朔	串海鼠	五連
重陽	鯛	五連
歳暮	鮭鹽引	五尾
		御樽一荷

第三節 長岡商人の保護

町方は商工・村方は農

長岡町の商業の起源が、藏王町に始まつた事は、今更事新らしく述べる迄もない次第で、其の後漸次南遷し、堀家時代を経て、牧野家時代に入り、城廓も完成し、城下町としての組織も漸次整ふに及んでは、自然商工業の中心が、此の方面に移動するに至つた。是に於て町方は商工業地、村方は農業地と、劃然區別を立て、相犯すことなからしめたのであるが、需用供給の關係は、追々村方も商業を營む者を生じたので、寶曆十三年(三四三)に『近年長岡町の商薄く、町家困難に付、在方(村落の)の商を停止す。但し遠隔の村々に於ては、不便なるべきを以て、鹽茶の出商を爲すべき旨』

長岡町商業の起源
商工業地と農業地との分離

を布達したが、翌明和元年更に左の如く一般に通達した。

近來郷中並に端々にて商ひ物致候處これあり、自然當町前々より人立薄く相成困窮の體相聞候家業の儀混雜致さざる様相心得べき事に依て自今郷中にて商ひ物停止申付候併し千手町村は古來より當町にて年中一度の市立もこれあり場所柄の儀故格別に左の品物指免候并に往還の村方は旅人辨用の爲左の品々指免候尤も往還無之村方は一切停止の事

千手町村指免候商ひ物之品

火繩、付木、たばこ、草履、草鞋、豆腐、こんにやく、搗米、雜穀、雜紙、きせる、紙たばこ入類、白木綿、手織綿、地布

右の品は切賣苦しからず反物賣無用

往還村方指免候商ひ物之品

草履、草鞋、火繩、付木、たばこ、賣賣鉢之事

一 都て郷中相應なる入用の品物當所より受賣致候儀苦しからず候間受賣望の者當町會所へ可相達候吟味の上申付べく候

一 桶屋鍛冶屋の類諸職人の儀構これなし

一 油致來候者の内早速家業相改兼候譯柄の者もこれあり候は吟味の上當年より五ヶ年までの内には屹度相改申すべき事

一 何に寄らず商ひ物致來候者家業早速相改めがたき者は當町明店を借り罷出べき事

右の通今度申付候商ひ物致來候組々御代官より申渡すべき旨申聞けらるべく候若心得違此以後商ひ物取扱候族これあるに於ては品物取扱屹度申付べく候且又遠村にて商家造りの村方前々より仕來り候商ひ物たりとも郷中不相應之品は吟味の上相達せらるべく候以上

之と同時に、同心町借宅の者・及寺社門前の者には、從來營業の輕き品を賣ることを許し、足輕方借宅者渡世の品は、豆腐・こんにやく・草履・草鞋の外一切取扱ふべからずと制限し、大工町に於て

在店の停止令

は家業相應の品のみを商ふことを許され、新規開業は絶対禁止せられた。

村方商店の増加

長岡町の商人は斯の如く保護せられたが、在店ざいみせ即ち長岡町以外の村落の商業を、全然停止すること能はず、前記の如く多少の除外例を設けたけれど、自然の要求は仲々に防止し得ずして、歲月の経過と共に、村落の商店次第に増加繁昌するの傾向を呈し、従つて長岡町商人の營業上に、影響する所尠なからざりしより、安永四年(二四三五) 忠熹時代五月町商人中より改之者を命じ、在商店より役銀を徴收する事とし、新規開業の者は商品を官沒せらるゝ事となり、尙

郷中并に端々にて商ひ物多く相成候に付明和元年改め停止申付候處近年次第に擧りに相聞え候畢竟耕作の辛勞を厭ひ町人同様に商賣致候者有之故近邊の者も自然と商人の風俗に移り農業疎に相成田祿に離候族もこれある由用事辨じ候程郷村は衰へ候道理(中略)只今まで商ひ致來候者も速に相止め農業厚く心懸申べく候と訓令を併はせ發した。

村方商店禁止の歎願

されど役銀の徴收位にては、在方商店の發展を阻止し得ざるのみならず、長岡町の商賣が漸次不振に陥るので、其後檢斷・町老・町惣代等より一再ならず之れが救済に關し歎願書を提出した。其の要項は

- 一、町方商業の不振は、在方商店の繁昌に依るものなれば、村落の商業を禁止せられたき事。
- 二、在々端々の小商人中、仲買をなすものありて、町方商品の不足を來し、自然物價高値となり、御家中御用の間をも缺乏、町家不繁昌の基となるから、其の仲買を禁止せられたき事。
- 三、町方商業不振の爲、明家を生じて、商工雜居の形となり、町の体裁にも係はるから、工人は大工町鍛冶町等の如く、一所に取纏められたき事。
- 四、在方商人の仕入方不明にて、役銀徴收にも差支を生じ、行商人の村落へ入込む者多く、村落にても共同購入などを行ひ、不都合に付之を取締られたき事。
- 五、在方商人は兼て年限を限りて、廢業を命ぜられ居りながら、今尙繼續し居るのみならず、追々増加の傾向あれば、之を停止せられたき事。
以上安永六年歎願の要領。
- 六、従前は他所者商品持參、問屋卸しとしたるに、在々の新規商人直接製造元に至り、競争にて商品を仕入れる爲、元値段高値となり、差別轉倒したから、嚴敷之をも停止せられたき事。
- 七、昨今行商人御家中方へ入込、自然町方商業の不振を招くから、之を停止せられたき事。
以上享和三年歎願書の要領。
- 八、千手町村・新町村は町並續きにて、商人も多ければ、之を町支配に移されたく、尙其村に於ける呉服類・古絹布類の商業、及問屋設置を禁ぜられたきこと。
- 九、特に山田町始め、草生津村・川西東通りの村々の商業を差止められたき事。
以上享和三年再度の歎願書の要領。

其後も屢々在方商業の嚴禁を歎願してゐるが、要するに以上の請願は、長岡町の商人が自家の利益を計るに起因したもので、極端なる在方商店の撤廢は、到底實行し得ざる事なるも、藩廳にては、城下の盛衰に關すること以外に、役銀・御用金の徴收・其他財政の關係より之を容るゝの餘儀なき事情ありて、陽には屢々在方商業の禁止を命令し、陰には其の成行に委せて、問題の發生毎に、只一時を彌縫糊塗して居たやうだ。

町商と村商との交渉

因襲に捉へられ、藩廳にのみ絶つて、何等打開の法に考へ及ばざる町方商人の歎願も、屢々すれば藩廳でも之を不問に捨て置き難いので、天保十三年(三五〇三)終に五ヶ年の期限を附して、在方商店を閉鎖すべき旨を命じたが、此の時町方よりは『千手町村を始め、接續村方の商業者は、町方支配に移され、店役銀間口六尺に付、銀六匁づゝ取立て度旨』願出で、許可を得た。

是れより先長岡町から、千手町村・宮原村・新町村・新保村にて、太物類初め諸商賣を禁止せられる様願出た時、藩廳にても相方其餘儀なき事情ありとて、右村々の商人よりの上納金百五十五兩を長岡町に下附する旨を達したが、長岡町民は之に異議を申立、是非明和の古制に復すべく、それ迄は商物一條は、都て町家の扱に任せられ度旨を歎願した。其の後機會ある毎に、町方よりは同様の願を繰返したが、在方商店益々増加し、御城下町立行きがたき状況に至り、在方商店に對しては、

多少の取締はあつたが、結局有耶無耶の間に、歲月を經過した。

特權の廢止

慶應の末年に至り、河井繼之助の執政時代に、商業上の特權を廢止すると共に、在方の商店を開放したのは、確かに卓見といふべく、長岡町人に對しては永年の惰眠を破る一大警鐘であつた。

第四節 商業の特權即ち株

商業上の特權即ち株

商業上の特權即ち『株』とは、同業者の數を制限し、特定の人のみ同一職業を營み、或は之を世襲し廢業する時は其の株を賣買讓渡し得る一種の營業上の特權をいふので、其の起源は判明しないが其の由來を察するに、當時の都市、主として城下町の商工業は、産業の興隆若くは經濟の發展を目的としたものでなくて、藩主が政治的の意味からして同業者の數を制限して之を殊遇し、種々なる特典を與へて、『株』なるものを作り上げたものではあるまいか。且つ當時幕領・藩領等堅く其の領域を封鎖し、交通機關未開の時に當つては、商人も其の驕足を延ばすの餘地を與へられず、止むなく特權即ち『株』を死守して失はざらんことを期したのである。されば『株』を有せざる者は營業が出来

ない爲に、株を買入れて新たに開業せんとするものある時は、此の特権所有者は何とか故障を申立て、認可ならぬ様に運動し、若しくは同業者間に於て其の株を買潰し、以て同業者を増加せしめず、自己の利益を減殺せしめぬ様に計畫したものである。尙『仕來り』を重んじた當時に於ては、單に武士のみが世襲的職業でなく、士を除いた農工商とも皆先代の家業を繼ぐといふ事が、動かすべからざる不文律であつたから、其の身分階級に甘んずるといふ考に捉へられて、此の不合理なる特権制度が維持せられたのである。

長岡の營業株

而して長岡に於て最も早く定められた『株』は船道株で、其の次は酒屋株であつたようだ。今記録に散見する所をまとめて、株数を定められた營業を擧げると

- 船道 問屋 類 問屋 酒屋 質屋
- 油屋 髮 結 鬢付 油屋 船 乘

て、尙他にもあるであらうが、明確の事は言へない。『株』を立てないでも、藩廳では政策上營業者の数を制限したのものもある。

此の『株』の讓渡に就ては、酒看板が最も嚴重で、讓渡人・讓受人雙方から差出した願書に對し、町奉行が許否を決定した。其の他の株は亦双方から願書を町會所に差出し、町役人評議の上、其の許否を決定し、當番三人(檢斷一人 町老二人)の名義で、扱の町代同道で雙方を町會所に呼出し、之を中渡すのが例になつてゐる。以下主なる營業者に就いて其の特權行使と藩廳取締の一般を説明しやう。

保護營業の狀況

船道 交通の條に説明する。

問屋及類問屋 問屋は商品の大集散をなす商家の株で、長岡の問屋は船道組を利用して輸出入品及市内・家中・在郷への商品の輸送及保管を取扱ひ、口錢・庭錢・藏敷料等を收得とし役銀營業税を輸出税を上納する、初めは問屋の類も定らず、物代も年番もなく自然統制を缺いて實行力が薄弱となる嫌が出来たから、享保元年問屋等の願出により問屋株を十九軒に定めて株数を制限し、類問屋(始めは問屋類といつた)の營業を認める事とした。類問屋とは多年の間に生じた問屋類似の營業者をいふもので、之れある爲に決して問屋間に損害を與へる事なく、實際上之を便利としたのであらう。此の時確定した類問

屋は總數四十二軒で、全然問屋の支配下に歸したのである。問屋の種目、類問屋の營業は記録を缺いて明かでないが、新潟の大問屋・小問屋の關係と見て誤りが無いであらう。即ち小問屋は船頭及商人の宿をしたり、商品賣買の仲介をなしたもので、強いて住宅等を所有せずとも營業し得たのである。享保三年の掟には

- 一、庭 錢 運賃十匁につき一匁づゝ
- 二、口 錢 諸色賣買には銀百匁につき銀一匁づゝ 爲替金 切減 錢賣買には金百兩に二歩づゝ
- 三、藏敷料 穀物積送り藏敷百匁に付壹匁づゝ
- 七銀四分 操綿壹箇
- 同 三分 金引芋壹箇 古物類壹箇 繼荷類一箇 上茶壹本 油四斗入 紙類壹駄
- 同 二分 椀荷類壹箇 煙草壹箇 笠壹本
- 同 一分五匁 穀物類壹匁 五泉茶村上茶
- 同 壹分 粕壹俵 鹽壹俵

酒造業 長岡町の總酒屋株は、古來より五十三株であつたが、酒造家にも固より盛衰があつて、元祿元年には五十軒あつたものが、享和二年には二十九軒に減じた。其の減じた株は、年數を限つて『休』を願出たもので、在方にも此の休株を借りて、出店同様に酒造する者を生じたから、長岡町の酒造業者は、自己の利益を減殺せられるのを慮り、一同から兼て村方へ配分した酒看板(休株)を回收して、町方のみで五十三株に充たす事を願出で、町奉行所の許可を得たが、實行し得たかどうかは分らぬ。

役銀の高は殆んど分らぬが、享保十三年酒屋軒數二十六軒此の役銀金百四十五兩とあるのみで明瞭でない。又酒の値段は、酒造家が随意に決定するものでなくて、新酒を醸造すると、各酒屋から一升宛に重詰を添へて町奉行所及町會所に差出す、町奉行始め檢斷・町老等は一々試飲し、差出した酒造入費明細書を參考として、値段を決定するのである。而して其の直段は米價の高低に依つて左右さるゝもので、四、五十文から百文位の間を昇降したが、嘉永以後は著しく高値になりて、百四十文、百五十二文、百七十文と梯子登りに昂騰し、慶應の末年には二百二十文を唱へた。一ヶ年の造石高は不明であるが、其の多寡は役銀の收入に大關係があるから、藩廳としては寧ろ造石高の多からんことを望んだらしい。併し凶作の際には、米價の調節上、二分の一造り又は三分の一造り等と稱して、之に制限を加へた事も尠くなかつた。長岡市内の造石高、天明五年には二千五百九十五石同六年には千八百七十四石、同七年には千二百六十八石で、酒造家は二十五、六軒である。酒桶の寸法は總丈五尺三寸、造込玄米にて糶米共六石が定法であつた。

鮮魚商 長岡に於ける魚問屋は、初め裏一之町の一ヶ所であつたが、後願立ての上、裏二之町に一ヶ所を設け、十五日交代で商賣し、買子(又は助子)十人を之に附屬せしめた。買子とは濱方へ魚類を買出しに行く者で、是も『株』である。元祿五年吳服町に、更に一ヶ所増設せられたが、何等か弊害が認められたものと見え、同七年全く問屋制を廢し、濱の者の振賣隨意といふ事に改められた然るに間もなく、問屋制は復活し、濱より鮮魚を持ち來り、問屋に掛らないで賣捌く時は、其の鮮

魚を沒收する事に定められた。

享保六年の調べによれば、問屋株は四本に増加してゐるが、翌七年十二月内二本は買潰されて、二軒に統一せられ、甲は株三本を所有して一ヶ月の四分の三日を、乙は一本で四分の一日を營業する事となつて、慶應の末年まで續いた。助子も十軒から十五軒に増し、二十五軒に上り、享保年間からは十九軒になつた。

當時長岡で販賣せられた鮮魚は、主に石地・出雲崎・寺泊の三濱で漁獲せられたもので、其の取引の方法は、濱には濱の仲買があつて、是等仲買が漁場から獲物を、濱の問屋に持ち來り、此處で仲買と助子との直接取引が行はれるのである。問屋は唯店を貸すだけで、其の取引には關係しないが、鮮魚の賣買に關し、藩に對して其の責任を有するので、賣買の記帳・仕譯書の書留・役銀の取立等を擔任した上、更に濱方仲買に對し、助子の買入れた鮮魚代金を立替支拂をなし、其の立替賃百文に付七文づゝと、取引高に應じて、幾分の手數料を收得した。

前記の如く、問屋數と助子數とを制限せるは、之を保護すると共に、賣値に干渉して、成るべく低廉に販賣せしめんとの意に出たもので、折々直段の引下げを命令したり、又役銀を免除して正路に販賣すべく慫慂したりした。元治元年三月には一大英斷を以て、『假令是迄商不致者にても格別下面に賣捌候へば自然土地一般の爲筋にも相成候に付廣く商ひ勝手次第に可致』と開放したのは、販賣上の障壁を撤廢せるもので、一大進歩といふべきである。

入役銀の額は不明である。煎海鼠・鱧・白黒の干鮑は支那貿易に於ける我國唯一の輸出品で官營事業となりし爲、民間に於ては一切賣買を止められた。

鮮魚の直段を定めるには、問屋に直段立役といふものがあつて協議し、其の結果問屋から書面を以て、町會所に願出て、月番の町役人及横目に於て、差支なしと認めれば許可されるのである。

問屋の手を經ないで、市中を振賣する魚商を棒手振ぼてぶりといつて、口錢を拂はないで、自由に賣捌き得るものである。

青物商

青物商 舊藩時代の八百屋、即ち青物問屋は、僅かに三軒で、それもあまり振はなかつた。蓋し當時唯一の顧客たるべき家中は、屋敷が比較的廣かつた爲、何れも之れに剪裁畑を設け、家僕に耕作せしめた外に、郷中より直納する糠藁は雙方の都合で、屢々野菜に振替へられたから、家中には其の需用誠に尠く、町家に於ては、附近村落より毎朝農家の婦人が、籠に入れて戸毎に賣り歩くので需用を充たし、八百屋に於ても、同様其の中の目ぼしき物を買取つて、更に販賣する程度のものであつた。八百屋は外に椎茸・干瓢・菫蕪・若布・湯葉等の乾物類をも販賣したが、此等は常時の必需品でないから、其の取扱高も多くはなかつた。

然るに嘉永四年九月八日、蓮根・長芋・山のいも・手いも・こんにやく・玉・梨子・桃の七品に對して、出入役錢百文に付二文づゝ、上納を命ぜられ、又輸出の蕪菜及輸入のさつまいもに就いても、各百文につき二文づゝの役錢を徴收せられる事となつたので、八百屋より惣町代を經て、蓮根・長いも・梨

子・桃の役銭は止むを得ずとするも、其餘の品々は蕪菜同様出役銭のみに止められたしと歎願に及んだ。多分許可せられたのであらう。

慶應三年十二月株の廢止に次いで、明治の御代に入り、青物商は増加した。

薪炭商 長岡に於ける燃料の薪即ち木爐ころは主として上田(魚沼郡)・會津・海府(岩船郡)等から移入し、

木宿と稱する御用薪問屋があつて、一手に之を取扱ひ、口錢手數・庭錢會敷を取り、役銀を上納した。

木宿は二軒で、其の一ヶ年に取扱つた量は

五千百拾坪	上田木爐
千六百坪	海府木爐
九百五拾坪	會津木爐

合計七千六百六拾坪

此代銀三百六貫四百匁

此金三千三百三拾兩壹分と拾三匁八分

但壹坪に付四拾匁位の直段圖りにて兩替九拾貳匁

右之口錢三貫六拾四匁

此金三拾三兩壹分と五匁 兩替九拾貳匁

(寶永四年調)

木爐の直段は、當時の米相場を標準として之を定めたもので、享保頃には一坪二百五十文と傳へられ、あまり高値が唱へられて、庶民難澁の狀あるときは、藩廳より之れが低下を命ぜられた。

木爐の受渡には、木爐支配なる者があつて必らず之に立會つたが、其の量り方一定ならざりし爲か引渡に就いて兎角紛擾を生ぜしものと見え、安永二年藩廳に於て高さ六尺五寸、巾一間及二間の二種の框を造つて、上田町・渡里町・吳服町・神田町の各河戸に交付し、外に六尺杖八本宛を備へた。但安哲河戸は神田町の分を、裏四の町河戸は吳服町・渡里町の分を兼用すべく、爾後破損したる時は、此の定法に従ひ、町入用にて設備する様に定められた。寶曆十三年上田木爐が、近年高直なりとて、會津木爐を多く輸入して、調節を計つた事もあつた。

木炭は主として上田炭と栃尾炭とが移入され、大積炭・風谷炭よつや等も少額に用ひられた。其の取締は略々木爐と同様である。

菓子業 長岡の菓子業者は八、九軒であつて、當時の上菓子ともいふべきは、栗饅頭に似て栗の

はいらぬ玉子製の『鶴の子』といふ菓子、外玉子製の二三品、及『千歳』とも『烏婆玉』ともいふ牛皮製のもの位で、法要の際寺院で高坏つぎに盛るものに、麥粉に砂糖を交へて焼いたもの・花ぼろ・芥子板・落鴈・有平・煎餅・其他の押物打物の二三種位で、幼稚でもあり、質素でもあつた。

天保三年上品の菓子・高價の菓子の製造販賣を禁止し、唐菓子はだて巻さわらび・早蕨さわらび・千代むすひ・人參糖・普通羊羹の外製造せしめず、蒸物饅頭の類は一ヶ五文より高値の品は一切差止められた。斯く菓子の品種まで制限して、上菓子の製造販賣を禁止した時代さへあつたのは、畢竟世の華美に趣くを防止せん趣旨であつたらう。然し其間に在りて日本の三名菓と謠はれし「越の雪」の如き名菓が

製造された。當時の御用菓子屋は、桔梗屋が最も古く、大和屋之に次ぎ、其後紅屋和泉屋も亦御用を承る事となり、各一人扶持を給せられた。

又桶組若しくは飴屋桶組と稱する駄菓子商があつた。品目は飴類一切・飴製菓子・おこし・乾生薑かんせいじやうの類で、總べて飴を加へて製造したものであつて、祭禮などに戸板店を出して、駄菓子かた菓子を販賣した。戸板店とは往來等に戸板を布き、其の上に商品を陳列して販賣するもので、露店であるから、香具師頭の取締を受けたものである。

更に一事の追加すべき事項がある。それは戊辰戦争の時長岡軍が軍用バンを携帯した事であるが、是は鶴殿團次郎の發意で、紅屋・大和屋・和泉屋・大久保屋等に命じて之を焼かせた。其の形は徑二寸五分位の丸形で、其の中央に丸き孔があつて、恰も今日の車鉄の如く、二十ヶづミ糸で繋いであつた。バンの製造は洋法だから、腹がすかぬそうだと言はれたが、實際をうてなくて弱らされた」と戦陣に加はつた人の話がある。又戦争中、長州勢・加州勢などから、このバンの注文をも受けた事もあつたといふ。

因に越後に初めて、洋砂糖の輸入されたのは、慶應二三年頃で、輸入者は見附町の四十物商長谷川松右衛門であつたといふ。

豆腐業 長岡に於ける豆腐業者は二十軒位で、値段の始めて記録に見えたのは、延享元年の一挺十文で、尋て同三年には一丁十四文、但し高さ一寸九分とあり。元來豆腐の價格は、豆値段に依つ

て上下さるべきものであるから、藩廳では、豆値段に準據して、豆腐の大きさ及價格を制限したものである。即ち

寛政七年には、豆値段一俵三貫文以上の時は豆腐一丁二十文、同以下の時は前例の十文と命ぜられ高は一寸六分を定法とした。

享和四年には、豆腐の大きさを曲尺七寸四方、高さ二寸と定められ、價格は

大豆一俵の價格	豆腐一丁の値段
二貫文乃至二貫二百文	十文
二貫三百文乃至二貫六百文	十二文
二貫七百文乃至三貫文	十四文
三貫文以上	十六文

と指定されたが、從來大豆が下落しても豆腐値を下げぬとか、一時小振に製造したものを、事情が去つても復舊せぬとか、種々弊害があつたので、屢々令を下して之を戒飾したが、自然に等閑になるので、今回は斯く嚴重に規定し、べ函にも改掛の烙印を押し、時々之を檢查する事にしたのである。

然るに豆腐は次第に高値となつたもの見え、文政二年九月には豆値段下落に付十四文賣と改められ同年十二月には大きさを四寸四方、高さを二寸とし、十二文賣りと命ぜられた。此の形が今に残つてゐる。

紺屋 紺屋数は初め二十七軒であつたものが享保六年には二十六軒となり、寶曆七年には十七軒に減じたが、是亦『同稼不相成職体』で、奉行所へ願出て、許可を得た上で、開業するのであるから、藍瓶は増加しても、營業者数は減じた儘に据置いたのであらう。役銀は藍瓶一箇に銀貳匁づつの定めて、之を勘定所に納めた。

郷中にも追々此の營業が増加したので、明和四年からは、瓶數改めとして、紺屋支配役を巡回せしめ、役銀をも徴收させたが、苦情が尠くなかつた爲、翌年十一月役銀は御藏役にて、取上げる事となつた。

鍛冶屋 鍛冶屋は元祿元年には十五軒、同七年には二十軒で、寶永二年藩から幕府に書上げたのが十六軒、其の後享保十七年までに、開業の許可を得たものが九人で、鑄物やが二人あつた。鍛冶屋敷に住する者は、鍛冶職を營まざるも鍛冶役を勤め、又他の家業に従事しても町並の諸役を勤むるの義務あり。鍛冶屋敷賣買の節は鍛冶肝煎の奥印を要し、役銀は徴收せられざるも、一ヶ年五人手間充、御作事所に差出すのである。何れも農具製造を専門とし、近郷の農家を相手に、御城下を背景として營業し、二三の刃物鍛冶もあつたが、刀鍛冶は一人もなかつた。寶曆三年始めて釘を製造するものあり、次いで明和年間上田町の小左衛門なる者、具足・鐵砲細工を開始した。桶屋に關する取締も、鍛冶屋取締に準じた。

鑄物業 舊藩時代鑄物職だけは士農工商といふ階級の外に立ち、仲々幅を利かせたもので、鑄物

師中士分となり、又は苗字帶刀御免となつた者が、二人もあつた。殊に幕末各藩に於て海防等の爲に、競うて大砲を鑄造することとなりしより、一層此の職の羽振がよかつた。長岡の鑄物師としては、享保の頃新町の星野太郎左衛門祖先是北朝の暦應五年(一九九八)江州より來國すと言ひ傳ふれど如何にやが銅屋どやと稱し、越後一國の鑄物業者の大取締を勤め、且藩主の御用達として、此業の外に酒造業質業等も兼營し、頗る勢力があつた。蒼柴神社入口の大金燈籠は銅屋の鑄造で、勅許御鑄物師星野太郎左衛門藤原寧繁と刻してある。住宅現高等女學校入口の小路より稍下方は間口二十間もあつて、頗る豪壯のものであつたが、其後幾變遷を経て、明治十年當主太三次が突然廢業し、事業を他に譲つた。

香具商 香具商とは肉桂・甘草・胡椒・齒磨粉・鐵漿おほぐらぶし等口中用一切、種物・清氣散・乾生姜かんしやうが眼鏡・柘桂櫛・あやめ團子・白玉・甘露飴・岩起米いはおこし・揚物・蓬艾もぐさの十三品を賣弘める商賣で、長刀の居合拔・曲鞠・獨樂廻し・輕業・視目鏡・見世物などて客を引寄せ、追々は辻療治まで行つた。彼等の間には嚴重な申合せがあつて、京都に三人、江戸に二人の總本締があつた。

寶曆五年正月上野東叡山から、香具商一同に菊桐の紋章及銚太刀を免許され、且諸關所・川々等、構なく通過し得る旨書付を賜はつたので、行商のもの烏頂天となり、追々放恣の所行も少くなかつたから、延享元年三月幕府より全國に對し、今後十年以内に、香具商の風儀を一新すべきを命令した。此の時長岡領内の香具商は無常講なるものを組織し營業注意・風紀取締・相互扶助等に關して嚴重なる規約を定め宗門奉行の許可を得て之を實施し、毎年一度神農講を行ひて一同會合し、無作

法を戒め、相應の掛金をなして、一人宛伊勢代參を立て、其餘は積立金として、講中難澁の者あるとき、之を扶助することとして、明治維新後まで、嚴重に遵守せられた。

風呂屋 長岡町の風呂屋は渡里町・吳服町・神田町・柳原町に各一軒づゝ、計四軒の定めて、殆んど絶對に他に開業することを許さず、四軒の者も亦他に移轉營業することを許されなかつた。然るに其他千手町村・山田町・新町村等の接續郷村は勿論、市内の各所からも、屢々或は藥湯と稱して營業を願出たものが尠くなかつたが、何時も四軒からは『私共家業に障甚迷惑』とか『簡様の儀出來仕候ては町中諸方目論見候者共多くこれある事故勝手次第に相成候ては甚當惑』との理由で、藩廳へ故障を申立、藩廳は亦『端々町續きは新規開業致間敷』『當町湯屋四軒の外脇にて致すましく』又は『湯屋四軒の外は家業致間敷旨觸之處近來狼に相成』と新規開業を許可しなかつた。併し人口の増加と、生活の向上とに伴ひ、長岡町に於て、僅かに風呂屋の四軒に限らるゝは不便尠ならず従つて無免許の類似營業者を出し、其の都度苦情の起れるより、文政十一年大工町・千手町村・新町村へ湯屋の新店を出すことを許可せられた。斯く風呂屋は永年に亘つて其の營業を保護せられし爲、天保二年二月四軒の風呂屋から、御家中往來の橋普請四ヶ所の引請、並に火消人足日雇錢の引受を願出で、受理された。

髮結業 髮結も亦株で、十二軒の定めてあつた。然るに其後同職の者か追々殖えて、營業上困難だといふ理由で天明六年十二月髮結業者十一人より同職を増加せざる様願出で、若し聞届けらるれ

ば、火災の時火消改相勤むべくと、交換條件を附した。同七年九月吳服町の某髮結、町追放にて一人不足となりし爲、補缺として他の一人が髮結人別に加へられた。又文化三年九月には、髮結共より、端々支配違にて髮結業を始められ、迷惑の趣願出たので、藩廳よりは支配違の髮結に髮結はせまじくと通達した。萬延元年九月の調査によれば、髮結渡世の者、領内で百五十八人あつたといふ。

質營業 此の營業は舊藩時代金融機關の重要な一つで、亦株に依つて營業せられたもので、元祿元年には三十四軒とあるに、享保六年には僅かに五軒とあるは、記録の誤りか、何等かの事情があつて、其の數を特に減少せしめたかであらう。入質の期間は七ヶ月以内を常法とし、其の延長は當事者間の協議に任せられた。利足は

元祿六年の制	銀壹匁から貳拾匁まで	壹ヶ月	貳分半
	銀貳拾匁以上	同	貳分
文政二年の制	錢壹貫文迄	壹ヶ月	貳分五厘
	同壹貫文以上	同	貳分
	金五兩以上	同	壹分八厘

但五兩以上の利足に就ては、其後仲間一同申合の上、一分二厘五毛に引下げたが、慶應元年六月壹分六厘に引上げ同九月金融逼迫して金利一般に昂騰せし爲、藩廳の許可を得て、一分八厘に復舊させた。

長岡には町續きに石内・藏王等の他領があつた爲、持參の品に疑はしき點があつたり、價格不相應

は下値の品であつたりした場合、嚴重に其の品物の由來・置主の住所氏名・長岡町に於ける置主の知人等取調置き、若し不正品ならば、質に取りたる物にても請返しの節は、無利子返還すべしと令達せられたが、天明七年に至り、かゝる品は無代官沒に處すべく改められた。質業は其數割合に少く、利得が多かつた上に、營業者が何れも資産家であつたから、寛政四年正月には町用金の不足の補充を、質屋と酒屋とに命ぜられた事があつたが、其際の負擔金は質屋が三百兩、酒屋が二百兩であつたのから察すれば、利益が多い營業と認められたのであらう、それで營業者數の不増加・株の買つぶし・密業者に對する故障等に關しては、他の業者と同様の運動を續けて來た、而して當時の株の賣買は大約百二三十兩位であつたらしい。

株の廢止

河井繼之助の執政となるや慶應三年十二月此の株の特權を廢止した。其の布達文は

船乘 肴屋 湯屋 髮結 鬢付油 青物問屋

右渡世是迄株數相定冥加上ケ物或は橋普請火消方等引受商賣致來候得共此度棄捐申付候間以來無株の者にて勝手次第可致事

- 一 船乘渡世の者御用船等是迄の通相勤可申候新規渡世相始者は願之上可申付事
- 一 湯屋渡世之者は是迄之通火防方相勤可申候新規相始度は願之上場所に寄差免可申事

一 油商賣候郷中之者株無之者可爲無用事
右之趣支配下へ可被申聞候以上

十二月

長岡町商家概覽

舊記に據つて舊藩時代中葉の長岡町商家の軒數を掲げるが、固より統計の爲の統計でなく、當時の人の手扣に過ぎぬのであるから、系統的に見れば、頗る矛盾の點のある事を遺憾とする。只舊録の儘に掲記したのである事を諒承せられたい。

問屋	元祿元年	元祿七年	享保六年	元祿元年	元祿七年	享保六年
類問屋	二六	一九	一九	二七	三五	三四
酒屋	五二	四六	五〇	八	三	五
酢屋	三五	三三	四	四〇	四一	三三
麴屋	九	八	三五	九	三	七
菜子屋	一九	二〇	九	一	三	三
豆腐屋				三		
豆屋						
油屋						
蠟燭屋						
傘屋						
桶屋						
檜物屋						
指物屋						
金具屋						

稱	筆	銀	鍋	鍋	仕	縫	紺	綿	大	船	木	石	表	壘	研	鞘
屋	屋	治	の	の	立	屋	屋	打	工	工	挽	切	具	指	屋	師
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五

藩營事業

藩營事業

取	八	三	一
風	四	四	四
呂	八	八	八
屋	四	四	四
賣	三	三	三
實	四	四	四
屋	三	三	三
賣	四	四	四
實	一	一	一
屋	五	五	五

藩營事業として擧ぐべきは蠟座である。蠟燭は大豆・油荏等と同じく藩士の知行高に應じて、それ給與したもので、其の分配額は百石以上の士分に一貫匁、六百石以上のものには三貫五百匁で奉行には二貫匁増、家老には三貫匁増、江戸定詰の者にも五百匁以上六貫匁までを支給したのであるから、其の總高は年々頗る巨額に上つたものと思はれる。されば蠟の蒐集・蠟燭の製造は、藩としても重要事項であるから、蠟座役所(吳服町川前)を設け、蠟燭掛奉行(後蠟座支)定員二名を始め、蠟座役若干名を置き、蠟請負人を定めて、蠟の買入に従事せしめた。蠟座役所は初め桁尾に在つたが、元文四年四月長岡町に新築して、之に移つたのである。蠟需給の取締に關しては

- (一) 蠟實若くは蠟燭の貯蓄を禁じ、若し剩餘あるときは之を蠟役所に差出さしめ
- (二) 他領に輸出することなからしめ
- (三) 蠟實を賣買する者を見出した場合は、蠟役所に届出づべく
- (四) 蠟を賣拂ふには、蠟座の發行した蠟切手を要し
- (五) 他領の者領内の者に保はらず、蠟の實・油・蠟燭を振賣する者があつたら、賣人の名を聞糺し、蠟役所に届出て、指圖次

(六)町内の蠟燭賣買は三百匁以内に制限し、それ以上は届出て、蠟切手を取らしめ

(七)他所の者入込みて山里の蠟の實を調査する者あらば之を届出させ

(八)之に背く者は所罰せらるゝ

等頗る嚴重にして、蠟の實を蠟座に持ち行けば、一貫匁代銀一匁五分、しめ蠟は一貫匁銀三十五匁に買取られた。

従つて御用蠟の運送は頗る嚴重で、監視人として横目を附し、途中宿泊を要するときは、小屋をかけ、夜番を命じて嚴重に警戒した。

第五節 『株』以外の商業

自力による商業

長岡に於ける多くの營業者が、藩廳の恩恵にのみ依頼し、營業上の特權即ち株を死守して、僅かに市内若くは領内に動き、惰眠を貪りつゝある間に、全く自己の力に依りて、其運命を開拓し、商品の販路を他郡、延いては他國にまで擴張して、長岡商人の眞面目を發揮したものがあつた。今其數者に就いて記述する。

四十物商

四十物商 舊藩時代長岡には、四十物商店の大きいのが割合に多くて、中には堀家時代から續いた御用商人もあつた。當時輸送の不便から、海の生魚を求める事が困難なもので、自然鹽引・鹽鱈・

身缺鯿・其他の乾魚類を需用したから、彼等は信濃川水運の便を利用して、商品を新潟に仕入れ、上は魚沼郡のみならず、遠く信州・上州までも顧客を得た。特に其の方面に行く鹽は、皆長岡商人の手を経たもので、こんな譯で四十物商の大きい者が數多く出來た。

吳服商

吳服商 前節の商家概覽を見ると、吳服商の名目は見當らないが、仕立屋や縫屋のあるのを見れば、吳服商は他の營業と兼業で、其の蔭に隠れて現はれなかつたのであらう。由來長岡藩は質素儉約の土地柄で、領内各戸家中は勿論、農工商皆少くとも一臺の機械機を備へざるなく、老婦は糸を紡ぎ、壯婦は之を織つて、平素の服装は何れも自給自足の用意があつたから、吳服商は自然不振の境を離れず、其の數も少く、他の營業と兼營されたのであらう。長岡の老舗與板屋の如き其一例で質營業と兼ねて吳服太物其の他を販賣した。其の仕入先は京都・大阪・長濱・米澤・桐生・足利・栃尾・小千谷・十日町・五泉の各地に亘り、吳服六太物四の割合で、年額千兩以上の仕入をなし、之を古志・三島・刈羽・魚沼等の各地と、漁人を利用して遠く北海道方面の需用をも充たした。

煙草商

煙草商 この業は吳服町の志賀氏が、藩士保地某の勸告によつて創めたもので、煙草屋伊右衛門の名で聞こえて居た。續いて吳服町には三、四の煙草の大問屋が出來たので、煙草屋町の異名もあつた。其頃の煙草の原産地は、中頸城の大鹿・魚沼の大崩れ・西蒲原の赤塚・中蒲原の二本木・古志の中澤が主なもので、其の所産の六七分は長岡商人の手に仕入れられた。最も生葉を購入し、之に加工し刻んで販賣するので、長岡の職工のみでは間に合はぬから、之を三島郡關原に托して加

工させたが、後年關原に煙草産地として立つ基礎を與へたものである。文久の頃長岡に輸入した煙草の量は、百斤相壹萬箇位で、これのみでは尙需用を充たすに足りないから、信州の生坂煙草百匁刻玉六十個入のもの三、四千棚を仕入れて間に合はせた。長岡に煙草荷が這入つたといふと、見附・三條・加茂・小須戸・白根・新津・新發田・村上各地の同業者が仕入に來るので、長岡商人は座ながらにして商談を進められた次第である。戊辰後長岡の煙草商は益々發展して來て、越後に於ける中央集散地の地位を確保しながら、官營時代に移つた次第である。

唐物商の創始は特筆すべきものである。天保二年幕府は令を下して、正銘の唐物即ち密貿易に依らざる品は、危惧の念なく賣買すべき旨を諭達したが、長岡藩では種々の事情から、全然禁止の方針を採つた。されど歲月は何物よりも有力で、歐米諸國との通商條約の締結・國內の開港等は、いつしか外國品の賣買を自由ならしめて、終に長岡町に於ても、唐物商の開店を見るに至つた。文久の頃表四ノ町の小川清四郎なるもの、他に類なき商賣を始めたとい考へた末、唐物商を選んで店を開いたのが最初で、引續き山屋・大清・岸屋などが後を逐うて開店した。仕入先は江戸及横濱で、小川家では年三四回一回の仕入高は約千圓位であつたといふ。商品は金巾・縞子・天鵝絨・毛布が主なもので、八角時計やボン／＼時計も輸入されたが、懷中時計はなかつた。曩きには新潟三條あたりの商人から卸して貰つたのを、直接仕入をする様になつてから、今度は此方から賣りに行く、即ち主客顛倒した次第だ。尙見附・今町・小千谷等もよい顧客であつた。

顧ふに唐物商は時世の生んだ新商業で、其の商品は新奇にして、一般の好奇心をそゝつた上に、同業者も少なかつたから、多少の危険が伴つたかも知らぬが、従つて其の利益も多かつた。此等の唐物商は明治に入り、時勢の急轉に乗じて、更に一大飛躍を試み、各其富を成すに至つたが、戊辰戦後長岡の復興が意外に捗取つたのも、長岡商人が此等活動性に富める人々に、刺激せられて覺醒發奮し、各々其の向ふ所に邁進した事が、大原因の一つでなければならぬ。

第六節 米價並に物價調節

國家經濟の根本

徳川幕府時代に於ては、農民の收穫せし米穀の大部分は、貢米として幕府及諸侯の手に入り、幕府及諸侯は其の大部分を家臣の給與に充て、其の殘餘は之を賣却して金錢に代へた。而して家臣たる士分に於ても、亦其の受くる所の一部は之を賣却して生計の資に充てたから、市場に於ける米穀の供給者は、其の生産者たる農民の外に、將軍家以下の武士階級であつた。言ひ換へれば國家の經濟は總べて米穀を以て切り盛りせられたので、此の供給者たる武士階級と、需用者たる商工業者其他とは、相對して複雑なる關係を有して居た。されば米作の豊凶・米穀の需給・米價の高低等は、武士階級の死活問題たると同時に、國民經濟上の死活問題であつた。是を以て幕府は常に米穀の生産

増加を奨励し、絶えず米價の高低・物價の調節に留意して、之に關する各般の規定を設け、又は命令を發したが、各藩の施設も多く幕府の施設に倣つたものである。

長岡藩の物價調節法

長岡藩が凶作の爲米穀不足し、米價及諸色の騰貴した場合に採つた方法は、大約左の數項に歸納し得るのである。

- 一、命令を以て米穀の賣買價格を制限した。
- 二、米穀の小賣値段が時の相場に比して高値で、一般が難澁すると認められた場合には其の賣價を引下させた。
- 三、官米を低價に拂下げ、又は米穀を窮民に施與した。
- 四、商人の買持米を排出させた。
- 五、藩の圍米を處分した。
- 六、米穀の買占及圍持を禁止した。
- 七、米穀其他代用食物の領外搬出を禁止した。
- 八、酒造高を制限した。
- 九、飯米を節約せしめた。

- 十、富豪に對して、出資救済を勧誘した。
- 十一、米價を標準として、諸色値段を引下げさせた。
- 十二、儉約令を發し、併せて日常生活に直接の關係なき或種の商品の發賣を禁止した。

物價調節の實例

今殘存の舊記に依つて、其の實例を求むれば

延寶八年十二月(二三四〇)米穀を買占した者及米の油を絞つた者は、三ヶ年間自隨て入牢させる事とした。他領の商人に米穀を賣る事を禁止した。

同九年正月長岡町内米拂底に付、町會所に於て米賣座を設け、男一人米三合・女一人一合五勺・小供一人一合宛の割で廉價米を賣出した。

天和元年正月(二三四一)長岡在米拂底の爲米賣座を町會所に開き五ヶ組の藏米を出し、男一人玄米四合・女一人二合五勺・子供一人一合五勺の割で、五日分づゝ廉價に供給した。

元祿十六年(二三六三)また米賣座を設け、大人一人一日米二合・子供一合の積り、三日分づゝ賣出した。

前記米座を開いた場合は、(一)買受人の住所氏名を記帳すること。(二)買受人の家族数を記帳し置き、之に應じた分量を授受すること。(三)米座にて買受けた米は、他に轉賣せしめぬ事を注意した。

天明度(元二四四一)の飢饉には、町民の浪費を防ぐ爲、町家の日常生活に必須ならざる商品を賣買するを禁じた。長岡町役人より拜借米を請願した。

同七年五月米穀拂底に付、長岡町は北・上兩御藏よりの御拂米を願出た。

文政度(元年二四七八)米價低下したる時は、速に酒・酢・醬油・味噌等米穀を原料とした品々は、直に直下げを行ふべく、其の他の諸式も米穀に準じて引下ぐべく命じた。領内境なる北組の十二湯村・浦瀬村・栖吉村・上組の村松村・川西の吉津村・中條村・西野村に穀留所を設け、米穀を領外に搬出することを禁じた。

天保四年(二四九三)米價高直にて、引繼ぎ新穀の出来秋に至るも下落せず、其の調節法として(一)藩の圖米購入を成るべく領分外よりしたる事、(二)飯米の節儉に努めた事、(三)酒造高を三分の一に制限、(四)米の消費節約の爲他所より入込逗留する者を禁じた、(五)町小前の者救済の爲月々三十兩づみ藩より給與、(六)米屋が不當の高直を建てたりとて、米屋始め町老町代まで叱戸メを命ぜられた等を實施した。

天保六年(二四九五)米代金を現金にて支拂はぬ者には、一ヶ月二十五兩壹分の利子を徴収する事を許した。同八年正月 家中に對し飯米の節約を心掛けさせた。

同 四月 御拂米を請求して、一ヶ月六十俵づみの拂下を許可せらる。

同十五年(二五〇四弘化元)米價既に低下せるに、商品を高直の儘据置くは不埒である、早速引下げざれば急度申付けるぞと通達した。

安政五、六年(五年一五一八)米價騰貴に付長岡町より廉米の拂下を請願す。

萬延元年(二五二〇)米價高直の爲、手當五百俵の給與と、圖米千五百俵の借用を町より藩廳に願出でたるに、半ケ年間毎月手當として、金三十兩宛下附の指令があつた。

薩摩芋・味噌・醬油・糶等の領外輸出を禁じた。藩廳で廉米を賣出す。

鹽の直段一升百六十文を百四十文に低減させた。十一月諸物價高直にて、小前の者難澁に付、町家重立身分に應じ、合力扶持す

米價下落の對策

等尙多かるべし。(天變地異救済の條參看)

然れども豊作に依りて米價の暴落したときは、米穀の供給者たる武士階級は所得上に大影響があるので、之れが對策として、幕府及諸侯は

- 一、米穀を買い上げる事。
 - 二、商人に米穀の買持を命ずる事。
 - 三、産地圖米令(收納米一萬石に付粃千俵圖置)を發す。
- 等の方法を講じたが、長岡藩では米價釣上げの必要がなかつたものと見え、之に關係する記録は一項も發見し得ない。

米價概観

今參考の爲、寶曆八年より慶應三年まで、百九十五ヶ年の米價の概況を掲ぐ。(十兩に對する俵數)

寶曆 七ヶ年	最高値	最低値	平均
	三五俵五 九年	四四俵五 十三年	四一俵

米穀の概観

べきを勧誘す。

文久元年(二五二一)米穀・蔬菜豊作に付、翌二年米直段に應じ、諸物價引下を命令し、若し暴利を貪る者ある時は、嚴科に處する旨を通達す。

明和	八ヶ年	二七俵七	五年	五九俵	二年	三六俵
安永	九ヶ年	二四俵六	五年	四七俵五	八年	三六俵五
天明	八ヶ年	二三俵四	四年	三一俵九	元年	二七俵
寛政	十二ヶ年	二〇俵	七年	三一俵三	十一年	二七俵五
享和	三ヶ年	二九俵七	二年	三四俵六	三年	三一俵四
文化	十四ヶ年	二五俵一	四年	四〇俵五	二年	三三俵九
文政	十二ヶ年	二三俵八	八年	四一俵三	三年	三三俵四
天保	十四ヶ年	一二俵一	九年	三四俵七	十一年	二三俵四
弘化	四ヶ年	一八俵三	二年	二七俵六	三年	二三俵三
嘉永	六ヶ年	一三俵五	三年	二四俵八	元年	二〇俵一
安政	六ヶ年	一四俵七	六年	三一俵二	三年	二三俵一
萬延	四ヶ年	一一俵九	萬延元年	一五俵五	文久元年	一三俵六
文久	四ヶ年	三俵五	慶應二年	一三俵七	元治元年	七俵五
元治	四ヶ年					
慶應						

第七節 入役銀

起源
種目及税額

入役銀徴收

藩が營業税及輸入税としての役銀・入役銀を商人から徴收したのは享保十二年(紀元二三八八)に始まつてゐる。當時の商品及税額は次の通りである。

米一俵(四斗入)	銀六分	大豆一俵	銀五分
小豆一俵	同五分	油荳一俵	同五分
胡麻一俵	同五分	小麥一俵	同五分
蕎麥一俵	同五分	魚油類一樽	同五分
上田煙草一箇	同五分	上州煙草一箇	同五分
信州煙草一箇	同二分五厘	會津薪一坪	同五分
堅炭一俵	同一分	縞木綿一反	同五分
京下り機荷一箇	同四分	大阪下り同上	同五分
操綿一本	同二分五厘	美濃茶一本	同二分
村上茶一本	同一分五厘	五泉茶一本	同一分五厘
紅花一袋	同三分	鯡一	同四分
鱒一箇	同二分	鹽	同二分

入役銀の
軽減

享保十六年二月米價下落せる爲左の諸品に對して入役銀を軽減した。

鹽 大	同 一分五厘	飯山酒 一升	錢 五文
鹽 小	同 五厘		
米・大豆・小豆各一俵		各銀 四分	
胡麻 一俵		同 八分	
傘五十本入一籠		同 三分	
美濃茶 一本		同 一匁五分	
村上・五泉茶一本		同 一匁二分	

入役銀取立法

入役銀取
立法

入役銀撤
廢と復興

此の取立てには入役所といふがあつて、町人中から任命せられた入役所手代が、町代と共に各商家に就いて徴收し入役所に納付するのである。若し商人中之を納付し得ない者ある時は同業者間で相互に立替納入する例である。而して此の取立役には太儀料年七兩、町代には同二兩を給せられ、特に職務に勉勵のものには二人扶持まで加給せられた。然るに享保二十一年(四月廿八日元文と改元)三月斷然入役銀全部を廢止したので、町家一統は歡呼して祝意を表し、今日の仁和賀の如き催をしたといふ。入役銀廢止の事情は判明しないが、幾ばくもなく元文五年三月再び復舊徴收する事となつて、嘉永

新種目

四年(紀元二五二二)九月より從來課税し來りし諸品以外左記物品にも入役銀を徴收する事となつた。畢竟藩財政の窮迫に基するものであらう。

入役銀徴收の新種目

銀三匁二分づゝ徴收する品々	鐵長刺六十貫匁	鐵細工物三十貫匁	釘荷 三十貫匁	小國紙信州紙六十束
	塵紙取交百二十束	最上苧三十貫匁	大 釜 二	鍋 釜
	絹糸 一個			
銀二匁六分づゝ徴收する品々	鹽引 百本	鹽罈 三百本	壘表 百二十枚	緣取産 百二十枚
	瀬戸物 一俵			
銀二匁づゝ徴收の品々	砥石 二百挺	燒人形 一籠	藍玉 一俵	
銀一匁三分づゝ徴收する品々	蠟 一 叭	刻煙草 八十斤		
銀六分五厘づゝ徴收する品々	千鳥賊 百把	貝殼 一俵	千鱈 二百把	鯨鱈 百五十斤

大昆布百把

江指昆布千把

切昆布五十貫匁

銀五分を徴收する品

蘆 一 丸

銀三分を徴收する品々

上州組一反

甲州郡内一反

上田縞一反

葉藍一俵

銀二分を徴收する品々

縮布一反

栃尾縞袖一反

砥石小俵

剃 刀 砥

輪島菜麵一俵

銀一分を徴收する品

栃尾白縞一反

晒布一反

銀六厘を徴收する品々

栃尾太縞一反

五 六 石 一 間

銀五厘を徴收する品々

板石一間

銀三厘を徴收する品

石灰大俵

銀一厘を徴收する品

石灰小俵

左記品々は百文に付二文づゝの出入役錢を徴收す。

蓮 根

長 い も

山 い も

手 い も

こんにやく玉

梨 子

桃

船積にて他方へ輸出する蕪菜

さつまいも

安政三年十二月鹽大俵一俵に付銀四分、小俵一俵に付銀一分二厘取立。

河 税

安政四年九月登り穀河岸役錢(即ち河税)を入役所手代に取立させた。

大豆麥の類(六斗入一俵)六文

米 五 文

稗 三 文

粃 四 文

綿種 二 文

菜種 六 文

入 役 銀 廢 止

河井繼之助が執政となつて藩政を改革した時、入役銀の徴收は自然物價を昂騰せしめ、生活を難澁ならしめるといふ理由の下に斷然之れが廢止を布達した。曰はく

入役銀御取立にては自然物價に差響き諸人可致難澁との御仁惠を以今般入役所御疊被仰出候就而は諸商ひ向都而正路に取扱成合物價引下ヶ候様相勵可中候若御主意に背き高利を貪り或は買べ仲買等致又は通船より役銀取立候様之儀於有之は屹度可申付候

これは慶應三年十二月五日の布達であるが、殆んど實施期と稱すべき程の期間のなかつたのは惜むべきである。

第 八 節 千 手 日 市

千 手 市 の 概 況

入役銀廢止

舊藩士小川當知著はす所の長岡歳事記に

七月七日 今日より十日まで千手市建、昔は馬市のよし柳原橋南並観音小路向兩所に假番所を相建、御足輕方張番す、又盜賊改並附屬の役々附添、市中を見巡り非常を警む。長岡市中にては閉店、諸方の商人千手町に輻輳、簀建小屋の假廓を建て諸品を鬻く。又見世物之類・覗目鏡放下といふ其外種々藝人來集す、近年長岡町と隣ありて町中にては開店平日之通諸方より盆買物に來集す之を盆市といふ。とありて随分往時から開かれたものである。

起原及組織

千手市の起原

千手市の起原は詳ならず、察するに千手觀音堂創立年月不明の建立後、參詣者の群集を利用して、商賣繁昌の爲め、賣店を開いたものが、漸次擴張して市場に迄發達したものであらう。

市の組織

市日は毎年七月七日から七日間で、長岡町の商人は、千手町村の民家を借受けて、店出しをなし、他所より入込む商人は、適宜葦簀張の小屋を建て、商品商品を陳列し、間口一間につき始めは錢二百六十文、後には店賃錢五十文、銀四匁づゝを支拂ひ、此の期間は長岡表町以外の商家及村方の商店とも、皆店の戸を下して商賣するを禁ぜられた。後に至つて柳原町には、商品を制限して開店を許した。之を後見世又は跡見世と云つた。

繁榮策講究

市の成績不十分

組織變更

表町の特權保護

市の成績

斯く市場の繁昌策を講ぜしに拘らず、豫期の成績を擧げ得なかつたので、寶曆六年(二四一六) 忠實時代千手町村と長岡町商人との合議により、藩廳の許可を得て、馬市を復活し、明店には村方商人の見世出しを許して、實質の充實を期し、顧客の招致策を講じたが、他町家の密賣並に家中への潜行商人漸次増加して、市の成績思はしからず表町通りの商業も漸次衰兆を示したるより、藩廳にては寛政三年七月(二四五) 忠實時代之れが禁止の嚴令を下し、違反者を檢舉するの方針を示し、尙屢々命を下して此の市に保護を加へたけれど、大勢には抗し難く、嘉永六年より千手日市は千手町村限りの開市となし、他の商店も平日の如く開店隨意となつた。

併し斯くては日市に對する表町の特權が消滅する譯であるから、文久二年五月藩廳の命により、裏町・神田町兩組跡見世差出したる者より、日市中間當り五文づゝ、表町組に交附することとなり、依然表町の有せる特權を保護した。

今に残る面影

此の市日の面影は今も尙存し八月九、十の兩日は參詣者頗る雜踏し境内より附近は人を以て埋まるの盛況を呈してゐる。

第五章 交通運輸

第一節 陸路の交通・運輸

通路即ち街道

山中通即ち三國越

長岡から江戸に行くに、最も多く通行せられた街道は、山中通又は三國通といつた。先づ長岡を發し、南して妙見浦柄を過ぎると領外に出る。是れより川口・堀之内・浦佐・六日町・鹽澤・湯澤・三俣・二居・淺貝等魚沼郡の各驛を経て、三國峠を越えて上州に入る、猿ヶ京・杵・澁川・高崎・新町等は上州の宿驛、之を過ぐれば武州本庄に入り、深谷・熊谷・大宮・浦和を経て、板橋で容儀を整へて江戸に入るのである。この道程約七十五里、普通七日はかゝつた。猿ヶ京・杵ヶ橋の二ヶ所に關所があつて行人を査閲する。急用の者でなければ、夜間の通行を禁じ、婦人の通過には留守居役の証文を携帯せねばならぬ。

信州通

江戸に通ずる道路の他の一條は、信州通りと唱へた。長岡から上除津留所・柏崎それより海岸通りを経て、高田より南して、新井・關山・關川を過ぎる、關川は信州境に接してゐる、野尻・柏原・善光

北國街道

寺(今の長野市)・上田・小諸、小諸は分家牧野大藏(藩主)の城下である、追分・輕井澤より碓氷峠を越えて上州に入り、坂本・松井田を経て高崎に着く、以下山中通と合する。道程百餘里、約十日の日敷を要した。此の街道には鉢崎(越後)・關川(全上)・碓氷(上野)の三關所がある。鉢崎は輕い關所だが、他の二つは重要なものとせられた。特に碓氷は古き歴史を有する要關で、銃器を江戸に持運び又は持出すには、老中の左券を要し、嚴査が加へられた。

皆徒歩旅行

京阪に通ずる道路は北國街道と唱へ、信州通りの高田から、今町(今の直江津町)を右に見て、更に海岸通りを西に行くのである。糸魚川・親不知・市振を過ぎれば越中で、富山・高岡・加賀の金澤・越前の福井・鯖江を經、近江の伊吹山麓から長濱・米原を過ぎて、中仙道と合し、草津で又東海道と合し、膳所・大津の各驛から京都に入る、此の里程約百四十餘里、十一、二日の旅路である。關所は市振(越後)・柳ヶ瀬(近江)にあつて、女人の出入には殊に嚴密な査檢があつた。

現今のやうに汽車もなく、自動車もなく、又人力車さへもなかつた時代の旅行は、隨分臆劫で、『旅は憂いもの』の諺が残る程であつた。病弱者や、老幼の足弱や、又身分のある人は、馬にも駕籠にも乗つたが、普通の人は皆尻をはしより、脚絆・甲掛・草鞋に身を堅め、相當に重い荷物までも背負つて、一步步徒歩で行き、宿泊を重ねて旅行したものである。現今のやうに楽しい旅行などは、夢にも思ひよらなかつた。魚沼の三宿と言はれる三俣・二居・淺貝などは、今は見る影もない哀れな有様であるが、其の頃は仲々繁昌したもので、人馬絡繹ともいふべき盛況で、何處の宿にも荷物の

四、五百駄はあつて、旅客が込合つて居た。旅籠賃は二百文か三百文で、晝食まで附いた。殊に越後旅行の困難は冬季の深雪で、大吹雪の時や、積雪の危険ある時は、命がけの旅行である。吹雪は勿論雪の盛に降るときは、行く手も見えぬ程であり、道路も絶えるから、止むを得ず滞在せねばならぬ。三人や五人位の道連れては到底出られぬ、先きを急ぐ商人などは、二三十人以上の團体を作り、相扶け合つて出發するのであるが、或る時は二居から浅貝まで、僅か二里許りの箇所を早朝から夜の八時頃までかゝつたやうな例も決して少くはない。(以上旅行の困難渡邊 六松翁の談話抄録)

北國街道には糸魚川と市振との間に、親不知の難所がある。道といふものがなく、波打際を巖角の間を縫つて辿り行くのであるが、處々に洞穴があつて、怒濤逆巻き寄せる時には、此等の洞穴に避難して、合間々々に次の洞穴まで走り着くのである。危急の場合は親子相顧るに違がないといふので、親不知子不知の名が起つたのであつて、毎年旅客の二三人は、其の犠牲となつて、不慮の最期を遂げるといふ。

宿 驛

徳川幕府は街道二、三里を隔てた所に、一驛(宿といふ)を定め、驛毎に問屋場(傳馬所)と稱する人馬供給の役所を置き、甲宿から乙宿へ、乙宿から丙宿へと、順次に貨物又は旅客を繼立てる組織を立て、各問屋場には役人を置き、相當の人馬数を常備させ、一人一匹の負荷量に制限を加へ、所々

に荷物改所を置いて之を検査し、道中奉行(始めは宿奉行)を任命して、道路驛馬に関する行政を管掌させた。

長岡領内の宿驛は新町天和以前は新保にあつた・妙見かみのみき・上除の三ヶ所で、夫馬の定備数は、寛永年間に從來の制を改めて約三分の一に減じ、新町驛は夫二十人・馬二十四、妙見・上除兩驛は各夫二十五人・馬二十五匹を常備し、冬期は馬一匹を夫四人に代へる事としてある。

延寶五年郷中條目に必用なる人馬の準備・道路橋梁の修理・旅人の扱方・傳馬所の取締等夫馬の制を規定して、道中の便利と安全とを圖り、尋いて寶永四年荷物の負載量を定めた。

傳馬(又は本馬)

荷物のみ三十二貫匁

公用若しくは藩用に定賃錢で使用するもの。

駄 馬

荷物のみ四十貫匁

駄賃で相對賃錢で使用するもの。

乗掛馬(又は乗尻)

二十貫匁

人を乗せるので、之に蒲團や中敷・小付・跡付などを加へると、約四十貫匁になる。

輕 尻 馬

五貫匁

之も荷物の外に、人を載せ得るもので、若し人なき時は二十貫匁迄の荷物を載せられる。

人夫一人 五貫匁
 長持一棹 三十貫匁
 但し六人掛り

乗物一挺 (男女の別なし) 六人掛り
 山乗物一挺 四人掛り
 米一石 四十貫匁

買荷量の制限

元來此の負荷量は正確に定めて置かぬと、兎角馬に過量の荷物を積んで之を苦めたり、又客の方からも不當の事を申出したりせぬ様、極めて嚴重に取締つたものである。

駄賃

駄賃は一里何程といふやうに、標準を立てる事は殆んど無く、大抵甲宿から乙宿までの、本馬何程輕尻何程・人足何人何程といふ事に定めて置くが、人夫賃は馬の半額を給せられるのが普通であつた。尙既定以上の増錢を要求する者は入牢を命ぜられ庄屋・人馬役の者は過料に處せられた。

公定江戸往來

長岡藩に於ける公定の江戸往來は年三度で、之に對し幕府から、一日に付本馬十三駄・輕尻二疋・人夫五十人を給せられ、平時は此の給與の人馬で、藩用の荷物を運搬したが、若し不足する時は、別に人馬を雇ひ入れる。此の人馬を御買上と唱へて、賃錢は定法の約三倍を要した。而して山中通りの駄賃は、本馬一疋三貫四百六十文、輕尻一疋二貫三百五十文、人夫一人一貫七百二十四文位であつた。其他は記録がなくて明かでないが、元祿頃の輕尻の半駄賃片道直段があるから、参考の爲三、四

の例を書く。

- 一 錢一貫百五十文 山中通長岡江戸間
- 一 同一貫二百五十文 同上江戸長岡間
- 一 同一貫二百十九文 信州通長岡江戸間
- 一 同一貫二百廿五文 同上江戸長岡間

荷物の検査助郷

江戸行の荷物は、藩主を始め藩用の物・藩士の物、總べて板橋驛で、重量檢閲が行はれた。

又幕府の巡見使を始め、諸侯の江戸上下等には、時代の移るに伴つて、成るべく不自由な思ひをせず、樂に旅行がしたいといふ慾望が起つて、自然多くの人馬を要し、或は藤澤寺の遊行上人の巡錫(石内極樂寺に駐錫)等にて、通行混雜の際には、藩廳から最寄の村々に命じて夫馬を出させ、運送を助けさせた、之を助郷すけごうといひ、必要あるときは、農業の繁閑に關せず之を徵發し、而かも夫馬の得る所は失ふ所を償ふに足らないので、全く犠牲的の勤務であり、農家愁苦の種であつた。併しこれは領内のみならず、全國的の弊害であつた。中には助郷課役の爲に滅びた村もある。

先觸 先狀 宿繼ぎ

藩主及藩士の旅行には、皆『先觸れ』といふを用ひた。これは豫め旅行者氏名・隨伴者の數・通行期日宿泊地日程・人馬入用數を記載した書付を、宿繼ぎで通知して置くから、驛々にては其の日程を計り、其の入用の人馬を準備し置くのである。荷物に宰領を附して輸送する時は、前記先觸れに準じた先狀と稱するものを使用し、單に荷物のみを輸送せんとする時は、宿繼ぎと稱する帳面に、人夫

賃若干 長岡江戸間は多く三兩程度 を添へて、委託するのである。其の帳面には支出の経費を記入し、残金は荷物と共に届先へ届けるのである。

藩主の宿泊する旅舎を本陣といひ、牧野何々守泊の宿札を掲示する。随行者の主なる藩士の宿泊所を脇本陣といふ、何れも藩吏を前行させて、宿割を定めさせる。

驛馬役料は新町驛場には一ヶ年九十俵づゝ、其他の二驛には百俵づゝを『御下渡し』として交付し、人にも、馬にも、年中勤務した日數に應じて、精算の上拂渡すが例となつてゐる。又問屋場の用地は田租を免じ、之れある村は糠藁代を免除せられ、尙近郷より御傳馬銀と稱し、村勢に應じて驛場ある村方に出銀させた。

元來宿驛は武士の爲に設けられたもので、以上は其の輸送・旅行に關する一般を陳べたのであるが其の賃錢は公定のものであつた。されば百姓町人が旅行し、又は物品を運搬する場合には、自ら問屋場に就いて、人馬の差立又は繼立を爲し、或は馬方と相對にて契約をなすので、固より先觸れなごを使用することを許されない。其の賃錢の如きも、公定相場の一、三倍高く、一駄一兩二三分を取られた。加ふるに武士の荷物の合間々々に輸送するのだから、道中仲々捗らないで、動もすれば一日一宿位の進行に止まる事も少くない。

各驛とも明治二年から五、六年の間に時勢の變化に伴つて、自然廢驛となつたが、長岡の如き唐物店が發展し、其の仕入荷物は一時に八百梱も運送したので、明治十年頃まで宿繼ぎの方法を繼續し

たやうだ。

飛脚

書信の送達をなすものを飛脚といつた。長岡藩では足輕を以て之に任じ、藩の公用と藩士の所用とを達したに過ぎなかつた。

藩士から飛脚に托する書狀は、從來無料であつたが、追々依頼者が増加して、足輕飛脚の迷惑となるから、享保四年三月私用の書狀には目方一匁につき、百文づゝの手數料を徴収する事となつた上、尋て寶曆六年二月には、書信の内容にも制限を加へ、料金も一文方値上げて、荷物の量高となるを防いだ。明和二年十二月には文句は成るべく省略して、書狀の厚くならぬ様注意を與へ、用事の書狀は無賃の制に復活した。

飛脚の給與は年代に依つて相違があり、月によつて旅行の難易があるので等差はあるが、大抵最低二貫八十文から、最高三貫五百四十文位であつた。尙飛脚早着の獎勵法が設けられて、山中通りでは二十四時着を一等として錢二匁文を給し、以下卅九時着錢一貫文まで、時間に依つて等差があつた。信州通りでは、二十四時着の獎勵金が錢二貫三百文で、以下四十五時着錢一貫文まで、等差があつた。又兩通り共、雪途には百文乃至三百文充増給せられた。

町飛脚は利に敏き大阪商人に依りて、士分の名を借りて、問屋場で人馬徴發の便を得て、江戸と京

阪の間に創められ、これが漸次各地方に傳播したものである。長岡町には江戸飛脚を業とする者が二、三十軒あつて、多くは大商店の定備で、荷宰領の傍ら書信の送達を行つた。其他は依頼者を求めて業を営んだ者で、一年僅かに三回の往復である故に、之を三度飛脚、單に三度と呼んだ。京阪江戸間の者は月に三回で、同じく三度といつた。故に江戸に在る者は、其の郷地と消息相通ずるのは年三回のみで、父母の異事の如きは態飛脚^{わざ}を發して通知しなければならなかつた。其の不便は今人の夢想し能はざる所であつたが、當時は此以外の便法なく、皆これで満足してゐた。明治に入り通運・郵便の實施せられてから、自然廢業消滅するに至つた。

第二節 津留番所

番所の設置

津留番所は領内の要路に設けて、犯人の檢舉に便し、往來の人を取締り、及び物貨の輸出を檢察する番人の詰所である。即ち幕府の設けた關所に相當するもので、本道に設けたものを關所といひ、支道に置いたものを番所といつた。古記録に元和年間當國頸城に大谷、、、魚沼に寺石、、、古志に市谷・猿橋・妙見・川袋・三島に上除、蒲原に早水、、、岩船に鹽谷等の番所を置くところを以て見ると、長岡領内の番所は元和年代から始まつたものゝやうだ。而して當時の番所規定が

津留番所

どんな風であつたか、全く傳はらないので之を窺ふ事は出来ぬ。

領内の番所

元祿十五年の舊記に據れば、番所は

妙見村 上除村 川袋村 吉津村 猿橋村
高見村 市谷村

の七ヶ所に置いて、城下よりの出入を監視した。蓋し妙見は三國峠を越え、上州を経て江戸に通ずる要所、上除は信州路を経て江戸に赴く街道に當り、其他の五番所亦皆附近他領に通ずる道路に設けられたものである。

以下津留規定の概要を掲げて、参照に供す。

- 津留規定
- 一 津留番人は晝夜油断なく相守り、怪しき者通行せる時は、直ちに翔廻はり様子を見届ける事。
 - 一 手負は勿論、人をあやめて立退くらしき者通行する時は、一時留置早速此方へ注進する事。
 - 一 諸勸進の者領内に入りたる様子ある時は、早々近所の庄屋に知らせ、他領に送り出す事。
 - 一 通行者は必ず通切手(通行券)持参の筈に付、月日印形等を詳細に調査し、相違なくば通行を許す事。
 - 一 他所の女の通行は道順を聞正した上切手に及ばず通行せしめる事。
 - 一 蠟燭・蠟實・メ蠟の類領外へ持出さんとする者あるときは、人も品も一時保留して、蠟座支配役へ届出づべく、若し同支配役の切手を持参するなら、調査の上通行せしめる事。

- 一 持出の物品に注意し、法度の品は厳しく調査する事。
- 一 贓品らしき品持参の時は、嚴に吟味を遂げ、疑はしき物は留置、此方へ届出る事。
- 一 番所入用の品は、郷中より請取つてよいが、濫費を慎み、無用の人足を使はぬ事。
- 一 郷中から津留所外へ出す米・大豆・其他改の品々は、其組々の御代官の切手を持参する筈だから、よく調査して疑はしい時は、其者其品を留置いて、直に此方に通知する事。

津留所にて改むべき品々

- 一 女 領内の女のみ改む
- 一 錢
- 一 紙 枋尾産のもの
- 一 蠟燭・蠟の質・しめ蠟
- 一 酒 手樽二ツ以上
- 一 米・大豆・其他の穀類
- 一 綿
- 一 麻苧・金引苧
- 一 鹽 三四升以上
- 一 水油 二三升以上

通行券

斯くの如く番所の規定は随分嚴重のもので、通行人は皆通切手を所持して提示するを要し特に婦人は精細なる手形を必要とした。

此の手形は御家中は藩主又は家老・奉行等より、御足輕以下又者・寺社方及婦人は其の主人より、町村民は其他役人又は五人組の親より發行するので、其一、二の例を次に示す。

女通り手形

一 女 何 人

右者何之誰より何誰方へ差遣申候間御番所無相違御通可被下候以上

年 月 日

町 代

何々御津留衆中

何之誰 印

覺

一 麻苧 金引 何拾何貫匁

右者何所の誰方より何方迄指遣し申候間無相違御通し可被成候以上

年 月 日

檢 斷 名 印

何所御津留衆中

通り切手なくして強いて、或は奸策を以て番所を通過し、又は間道を迂回し去るときは、番所破りと稱して重犯を以て論ぜられるのである。

津留規定に就いては歴代殆んど變更はなかつたが、時の移るにつれて檢察が等閑になつたり、手續に過誤を生じたりするので、折々注意を發して之を警告した。

入役銀の徴收

京阪地方から仕入れた荷物(吳服類)が津留番所に掛つた時には、入役銀として一梱に付約五兩程徴收されたやに記憶すると、與板屋吳服店の故神山氏が語られた。

第三節 舊草生津の渡船

渡船の沿革

渡船の創始
草生津移轉

舊草生津の渡船場といふは、現今の長生橋架設の位置に在つたもので、往時は僅かに數隻の小舟に依つて兩岸を連結し、長岡を起點として柏崎を経て、信州廻り江戸に通ずる街道中の一難關であつた。此の渡船場は既に藏王城時代の何時頃かに設けられたもので、藏王堂渡しと唱へた頃は、慶長三年十一月九日附『藏王堂渡し船頭堪忍分の事先規に従ひ云々』の堀美作守(親吉)から、渡守に發した古文書に明かて、其の創始が一層古いものである事も察せられ、其の後南方の發展に伴つて、草生津の地に移された事も、次の文書で證明せられる。

口上

藏王渡し船長岡へ御引成さるゝに付て先代より在來り候如く給米十石並五人扶持相替らず仰付ら

渡船場取締

れ候旨御意候則丹後守(直寄)様より御墨附下さるべきの由仰せられ云々(以下略)
慶長十年五月三日
堀甲斐守花押

與助かたへ

尙「長岡渡往還の者、夜中に寄らず、懈怠なく取越申すべく」と注意し、渡場取締に關しては、其の全權を委任して、「非分の族申懸候者は取押へ置、急度注進すべく、若し人により亂なる才判仕候者は當座打果すべき者也」と、随分思ひ切つた命令が、直寄から渡守與助宛に發せられて居る。與助は家の通り名を宅兵衛といつて、帶刀を免され、飾り簑と稱する全身の包まる簑を着して、毎日渡船場に出て、部下の船子を指揮監督して居た。

渡守の収益

長岡藩では、堀氏の仕來りに遵ひ、宅兵衛に拾石五人扶持を給して、依然この渡船を司らせた。宅兵衛の収入は、河西・河東の數百の村々の各戸から、『ツナギ』と稱して、一種の通行税ともいふべきものを徴收したもので、其の額は通行の多少に依つて高下はあつたが、大概百姓は一ヶ年米四升、名子(小作人)は五合位迄て取極め置き、無賃で渡したものであるから、何でも此方の収入が一ヶ年に米四、五百俵はあつたといふ。而して渡船はもと十隻位を設備してあつたが、後には兩岸に

入役銀の收

一隻(二十五人乗)づゝ置いて、一隻は『ツナギ』即ち年極めの人を専らに乗せ、一隻は賃船ちんふねと稱して普通の通行人を、其都度賃錢を取つて渡したものである。尤も『ツナギ』の人でも、船の都合に依り急を要する場合には、別に賃錢を仕拂つて、賃船に乗るといふ譯であつたから、此の方の所得も却却少なからぬ額に上つたやうだ。且つ宅兵衛の意見で、渡場の位置を随意に變更する事も出来るので、如何なる天災地變があつても、宅兵衛の資産は極めて安全なものだと羨望せられて居つた。但し北組の栖吉村民だけは、永代無賃といふ事であつた。これは宅兵衛が明曆中上組風谷村ふうやの奥山の金づるを掘らうと企て、栖吉村より借金したが、期限になつても返済し兼ね、そこで大島渡り賃錢永久無代の證文を入れたもので、即ち宅兵衛山氣の失敗に起因してゐる。

藩主の通行

又此の渡船は長岡藩の御用船とも見るべきものであつたから、藩主渡船の際には、渡船場に三ツ葉柏の紋所を染め出した幔幕を張り、本大島村の一部なる新町村しんまの人民は總出で、渡船に斡旋盡力するなど、随分壯觀であつた。此の報酬として新町村の人民に、藩から地を割して、宅地を無料貸與した。同地が今に町方風に軒を並べて、各其の宅地を所有するは之れが爲だと言はれる。

第四節 船道

船道の特權

長岡町の有する内川の船繼河岸は、古來より船道ふねどうと稱し、上は魚沼郡六日町より、下は蒲原郡新潟湊までの間、所々より積來りて長岡を通過する幕府・諸侯の廻米・普通の諸荷物は勿論、諸役人・旅客の通船に至るまで、上下とも一旦は皆長岡の河戸に入りて、積替・乗替をなし、長岡商人の船道組合に之に依つて、通船料及庭錢倉敷等を收得する特權を有した、言換へれば、此の組合は藩廳保護の下に信濃川に於ける水運の全權を掌握したものである。而して此の組合員は長岡町の各種問屋及船舶所有の有力者に、町役人も加はつて組織せられ、年番で取締人を定め、事務を處理したものである。

船道の起原・沿革

其の起原に就いては明確に知り難いが、古書に慶長中松平上總介當國高田在城の節長岡も領内に付船繼河岸と仰付けらるゝとあり、又

松平越後守様當國高田御在城の御廻米其の外長岡町にて船積致候云々
ともあり、降つて

元和二年堀丹後守直寄の藏王城主となつてから船を剝立て之を町役人を始め表立つ町人に預け公儀へ上申し船百八艘を以て驛場同様船繼河岸及定法を立て問屋十軒と定め上下運送の荷物を取扱はしめたり

とあるより見れば、其の起源の頗る古き『仕來り』であつた事が知れる。

尋て牧野侯城主時代に移りて、寛永三年に至り、長岡船道組船舶大小百艘、(内十八艘は従前の通三島郡本大島枝新町持なり)、問屋十九軒と定め、長岡河戸を設け、番所を置き、上下運送の荷物・旅客の受繼に關し、信濃川に於ける水運權を、確實に長岡町の手に收めたといふ。寛永十九年六月幕府より交付せる書付は

長岡町船道者船繼河岸たるに依つて川船の例に任せ通船の河岸通り河岸振三間船綱道三尺永く之を免ずる者也

寛永十九年六月五日

幕府勘定奉行三人
町奉行 二人 連署
寺社奉行三人

船道の隆盛

此の書付は『公儀御證文』と稱せられ、長岡繼船に對する幕府の裏書なれば、今後船道に關する紛議の生じた際、いつも長岡に有利の證據書類として提出せられたものである。斯くて幕府の御用米すら、古法の事なりとて、長岡に於て積替する程であつたから、長岡船道の繼船は長岡專有の特權として、何人も争ふこと能はず、元祿年間に至り、船道組合は益々隆盛を加へ船舶の數も大に増加して、大小百八十艘、内五十一艘は藩用)に達した。

特權行使の擴張

特權の擴張

是に於てか、壙を得て蜀を望むの心より、終には此の特權を、他の支川及び陸運にまで行使するに至つた、即ち(一)河根川・猿橋川邊の川筋に、無届穀積の分は急度差止、(二)栃尾川(刈谷田川)には諸御藏よりの下高一俵に付上前二合四勺充取立、(三)栃尾町より日々馬付にて差出候分、並向寄の穀物或は御拂高の分は、吉左衛門持藏へ預り、船數入用次第船道へ申遣し、(四)長岡以外の地の船を使用する時は、定法の上前を取りたる上運送せしめ、(五)栃尾町より今町邊迄陸送する米は、亦河岸制に準じて、口錢を取上げる事としたが、陸送の事に關して、栃尾町と紛議を生じ、船道組合は同町代官所と交渉するに至つた。併し同一領内にて相争ふは、然るべからざる事なりとて、互に左記妥協案を承認して内濟する事となつた。

栃尾との紛議

- 一 在米他方の船にて積下げた分は、一俵に付二合四勺充船道にて上前を取立てる事。
- 一 在米陸持にて見附町邊へ相送つた分は、船道にては關係せざる事。
- 一 御藏へ納付する米・大豆・小豆共、若し陸送しても、船道にて定法の通上前を取立てる事。

卯二月三日(天明三年)

運賃及積荷等

運賃は時代によつて、變遷ある事は勿論であるが、町役人たりし木宮家の『諸用留』に記せるものにより、抄録して一般を示す。

船賃

米の運賃	公儀御米	藩米	商米	船賃の定
	長岡より新潟迄	同	同	四人船仕立(荷物六十駄の圖り) 新潟行
	百石に付三石	二百俵につき六俵	一石に付四升づゝ	但十月より翌年二月迄は二割増
				五貫百十五文

貨物運賃

貨物運賃値段の定

酒一斗入一樽	三十五文	水油四斗入一樽	百五十文
醬油一斗入一樽	二十八文	里蠟一個	百五十文
味噌二十貫匁入	百三十八文	上田木羽(二百枚)	十六文
木履四十足入	五十五文	駕籠一挺	二百七文
乗敷一人	百三十八文	煙草七十斤入一ヶ	六十九文

三人船仕立(荷物四、五十駄迄の圖り)新潟行

三貫九百四十五文

船足の速

船足は船の大小に依り、又時候に依つて、違ふ譯であるが、當時は随分悠長なもので、新潟から長岡まで、船が大きくて自由が悪いとすると、四、五人で四、五日はどうしてもかゝつたものである。

積荷の検査

信濃川上下通船の積荷は、上流妙見村、下流川袋村の津留番所(關所)に於て、検査したものであるが、天明六年八月より長岡町船道にては、其の持船に小旗を掲揚して船印となす事の定めて、船印なき船は、此の番所に抑留取調を受けねばならぬ、場合に依つては、積荷を沒收せられる事もあつた。

河渡及船乗数

安政二年の調査に依るに、當時の船乗人数は

上田町河渡	八十九人	渡里町河渡	四十三人
裏四ノ町河渡	三十人	吳服町河渡	三十四人
重右衛門河渡	三十人	安哲河渡	九人

合計二百三十五人で、其の給料は一人年額三兩二分から五兩位であつた。當時の物價一兩の兩替が六貫四百文、米値段が一俵一分二朱位のものであつた。

一時大小約二百艘の船舶を動かして、隆盛を極めた長岡船道も、問屋の衰へて廢業するもあり、藏王河岸の修築も出來て、大勢に抗し難く、享保の晩年には八十七艘となり、天明五年の調査では六十九艘に減じ、安政の頃に至つては存するもの三十五艘、慶應の頃には終に十八艘となつた。

船道に對する不平

船道組合は、前記の如く、時に盛衰はあつたが、御藏米を取扱ふ爲、藩の御用に籍口して、獨斷專恣の行動も尠なくなつたけれど、藩は亦役銀其の他の關係上、絶えず船道組を保護したやうだ。されば町以外の船持・船頭等は在來の『仕來り』とはいふものゝ、船道組合が利益を壟斷して、とかく横暴の行爲あるを憤慨し、苟も機會ある毎に相抗争し、又私かに船道に違背する行動を執り、其の間紛擾の絶間がなかつた。其の著しき例一、二を挙げる。

草生津との葛藤 寛政十年十月九日、是より先信濃川水勢の變動に依つて、荷船の内川入りが不

便となつた爲、渡り町河渡にあつた高札及番所等を、町の南に隣接せる草生津村に移したので草生津村にては、時こそ來れと、之を口實として、當日地先に差かゝつた上田船を抑留し、其の内川入を拒んだから、町方との紛議となり、終に奉行所に訴へ出た。奉行所にては双方の代表者を召喚して、勸解を試みたが、兩者各々其の主張を執つて、容易に纏まらなかつたが、翌年四月に至り漸く(一)魚沼より新潟下りの荷船の船繼は古來の定法により、船道に於て差配し、草生津村方の者は之に關係すべき筋なし、(二)魚沼から下つて草生津に着船し、是より陸送する旅客荷物は草生津にて一切引受け、(三)長岡城下へ持込の荷物は渡り町揚げにても、草生津村揚にても、荷主と船頭との相對づくで、其の意に任すとの判決が下つて、双方請書を提出した。

藏王との紛議 北に隣接する幕領藏王村との紛擾は、更に大きいものであつた。天保三年藏王村より、同地の通船業者が新潟及楨下の兩所にて入役銀を徴收せらるゝを苦痛なれば楨下の分を免除せられたし、然らざれば長岡通船が藏王領内通航の節、長岡側同様役銀の徴收を差許されたいと、其の代官を経由して、長岡藩廳に交渉したが、從來の慣行上、斯かる新要求に對して、長岡船道の同意すべき理由なく、従つて幕府の認許も得られなかつたが、藏王側は幕領といふを笠に、其後種々の口實を設けて、船道の既得權を侵害するの舉動に出た。

斯くの如く兩者利害關係を異にする爲、屢々衝突を重ね來つたが、天保九年六月七日終に一事件が突發した。それは藏王領米賣拂の爲、船積川下の際、長岡町の穀改め又七なる者之を臨檢したが、藏王

側にては、又七が船に躍り込んで不法の働をした爲、己むを得ず取抑へたといひ、長岡側にては、彼等が臨檢を拒んで、理不盡の行動に及んだのだと唱へ、藏王権現執當と長岡町奉行との間に、數回の論難應答があつたが、兩者何れも其の主張を枉げないので、事件仲々落着すべくもあらず、終に幕府に訴へ出て、寺社奉行の裁斷を請ふに至つた。斯くて双方の關係者は、屢々出府を命ぜられて對決せしめたが、互に主張して兩々相下らず、證據書類の審査等にも、意外に手間取り、數年間依然として解けず、初めは藏王側頗る優勢に見えたのが、天保十二年七月に至り漸く略々長岡側の主張の通りに、極めて有利に落着した。藏王方では此の成行を以て、長岡側の黄白運動の結果だとして居たので、内心憤懣に堪へず、其の後も苟も機會ある毎に、種々の關係をつけて争つたが、繁雜に渉るから省略する。

特權の擁護と其の放棄

何分信濃川は新潟港を控へて、中下越を連結する唯一の交通路で、大小の百貨は勿論、幕府・諸侯の領米が、多くは此の一路に依つて運送されたのだから、長岡船道即ち閑屋船持等の利益は莫大で少なからざる運上金を納付し、長岡町の經費の六分を負担した上、各人が相應に産を成したのであるから、彼等が飽くまで在來の『仕來り』を楯に、此の特權を擁護せんと努めたのは、素より當然の事であると共に、他地方の船舶業者が、其の利益を羨望し、壓迫に憤激して、屢々紛議を醸したの

も實に無理ならぬ實情であつた。

運上金の額は明確ならざれど、傳ふる所に據れば、年額一千兩以上に及び、江戸藩邸に於ける御臺所の費用に充當されたといふ。

併しながら、時運はしかく膠着してゐない。河井繼之助執政となるに及び、斷乎として此の特權を放棄せしむるに決し、慶應三年十二月左の如く長岡町に通達した。

長岡町船道の儀は信濃川通船繼船河岸の譯を以て諸船乗通し相成らざる仕り來りの處所々に差支の廉も之れあり候に付試の爲當分乗通勝手次第に申付候御用船の義は是までの通差支これなき様取計申すべく候

斯くと聞いた船道關係者はいふまでもなく、町役人始め市内の諸商人迄大に驚き、是れ長岡町を衰頹させる容易ならぬ一大事だとし、或は藩廳に陳情し、或は繼之助に哀願し、百方奔走する所あり且藩の當路者中にも亦猛烈な反對が叫ばれたに拘らず、繼之助は確く持説を主張し、「河川は一國の共有すべき者なるに、多年の慣習とはいへ、獨り長岡のみが不條理な特權を占有して、交通運輸の障礙をなし、其の蔭に隠れて、不當の利益を壟斷するを喜ぶが如きは、以ての外の心得違である、特に藩廳までが、斯る不條理から生ずる收入を當てにして恬然たるは何事ぞ」と、斷乎として動かず、萬難を排して、終に之れが廢止を斷行し、同時に幕府の勘定奉行小栗上野介に宛て、廢止の旨を届出でたるに、同奉行より廢止の旨は承知したが、『運上等取立の儀は相成りがたき筋』と通達せ

られた。

第五節 新川の開鑿

水運權移動

水路運送に關する長岡領と藏王領との確執は、事毎に纏れて絶えなかつたが、其後信濃川水路の變遷に依り、長岡町の繫船場が漸次不便となりしに引換へ、藏王は内川の吐口なりし爲め、自然の間に船舶の繫留が便利となり、信濃川を上下する船は悉く藏王河戸に集り、諸方の商人は次第に藏王に入込み、貨物も輻輳し、材木問屋・荷送宿等も新設せらるゝ状況を呈し來りたれば、唯さへ幕領風を吹かせて、長岡藩を小藩と侮り、兎角に抗争の端を開いた藏王は、時こそ來れと、長岡船道に代りて其の利益を壟斷し、剩へ權現様の奉納金と稱し、通船一艘に付毎年二百文宛を徴收した。

新川開鑿の請願

是に於て長岡町船道の關係者は、斯くては船道の廢滅となり、從つて長岡町衰頹の原因ともなるべしと深く憂慮し、熟議の末、町年寄を經由して、内川新通船口開鑿の請願書を藩廳に提出したのが嘉永四年二月であつた。藩廳に於ても藩の收入に甚大の影響ある船道の消長に關する事項なれば、

水運權藏王に移る

新川開鑿の是非

再度の請願

藏王の非違を糾彈し、直ちに解決したいのはいふ迄もなかつたが、何分相手が幕領の事であるから容易に手を下し難い事情があり、且つ此の開鑿は、長岡地方一圓の水害を屢々する虞ありとの事で藩廳内でも相當の議論があつたものと見え、加之當時藩の財政窮乏を告げて、到底斯かる大土工を起すの餘裕がなかつたので、其の儘五ヶ年を経過したが、藏王側の横暴は益々甚しく、公然長岡船道の既得權を侵害し、而も傲然として長岡の船道連を威壓して憚らざるの態度を現はし來つたから安政三年三月船道關係者は、町年寄の後援を得て、督促の意味で再應請願書を提出した。

新川開鑿決定

藩廳も實情を見ては、最早捨置き難く、議漸く決し、同年九月九日願出を聽許して、左記の指令を船道組合に發した。

開鑿許可

近來通船不辨利相成此儘にては船道退轉可致趣相聞候に付今度内川新規堀立申付候圍土手築立並水門普請可致入念候

當時藩主忠雅が老中たりし時であつたから、幕領藏王と利害相反する工事も、比較的故障なく遂行の運びに至つたものであらう。新水路は草生津の川下で信濃川を分水し、東流して内川に接續させるもので、長さ六百二十三間四尺幅十間程の計畫を以て、同年直に工を起し、翌々五年に疏水式を擧げた。其の工費は約千五百兩に上り、全部船道組が負擔した。

設計起工

開鑿の結果

然るに、洪水時此の開鑿口から、新川に注流する大水は、内川に逆流して、頻年市内に水害を被るといふので、是れが長岡市の一問題となり、明治四十五年市會の決議によつて、試にこの注入口を閉塞して爾來水害を免るゝに至つたが、水路を其の儘に放置するは不經濟なりとて、之を埋め立てゝ利用することゝなつたから、近き將來には其の實現を見る事であらう。

第六章 長岡藩と新潟

第一節 長岡領新潟港

開港の沿革

新潟港の初めて開かれた年代は詳かに傳へてない、古書にも其の名が見當らぬ、されど此地は越後平野の真中であるのみならず、大河と大海と相呑吐する場所に在るので、所謂形勝要害の地である天文天正の頃には、新潟が湊町である事、城塞もあつて頗る富裕の市邑であつた事が明白であり、

慶長十五年松平忠輝が領主となつた時、沖の口税港津を徴收した事が舊記にある。

戦國時代も天正年中が絶頂で、文祿・慶長より太平の氣運が次第々々に閃いて、國主上杉家は會津米澤へ國替となり、此の時分から各地の農工商が何れも時を得て發達し始めたやうだが、新潟の港市に就いては、未だ積極的材料を得ない。

堀氏治下の新潟

元和二年堀丹後守直寄が、長岡の城主として新潟をも知行した時が、新潟中興の紀元といつてもよい。直寄は非凡の才物と言はれた人で、先づ新潟港市の繁榮の爲に、各種の特免を與へたのみならず、新しんまちに材木町等を開き、新潟濱村高六百餘石の面目を改め、市中の法度をも定めた。

新潟諸役用捨之覺

- 一 沖の口船役之事 (船舶出入税)
- 一 商人役之事 (營業税)
- 一 あへ物役之事 (四十物税)
- 二 むろ役之事 (釀造税)
- 一 てんびん荷付役之事 (行商人税)

- 一 あさそ役之事 (麻 苧 税)
- 一 かき役之事 (戸 別 税)
- 一 藏役之事 (倉 庫 税)
- 一 節供酒手役之事

右九ヶ條先代より有來諸役に候得共令用捨候條新瀉家數をも取立富貴仕候様可致才覺候也

辰ノ(元和二年)

霜月七日

丹 後 華 押

市街整理

翌三年七月市街整理を行ひて、舊來の本町今の古の外に、新町今の木・材木町今の上大・かた町原を新設し、本町には呉服・絹布・雜貨・紙類を、新町では五穀・乾物・四十物類を販賣させた。又慶長以來河口の邊に群居し、漁獵に従事して居た住民に對しても、家屋の新築を促し、市の面目を一變せしめた。此の年直寄は市民取締の爲、十人の町中肝煎を置いた。

牧野氏治下の新瀉

堀直寄の新瀉知行は僅々二年で、牧野駿河守忠成が元和四年其の跡を承けて長岡に入部し、同時に新瀉も亦長岡藩の治下となり、天保十四年の上知に至るまで、二百二十餘年間續いた。

牧野氏の治下となる

忠成の施政

忠成も亦活眼達識の英主で、直寄の遺制を繼承して、新瀉港津の發達を期し、重商主義を以て進んだ。同年五月新瀉惣町中十間組法度の事を發布し、市民をして其の據る所を知らしめたが、其の一節に

外來の商人優遇

他國他領の商人衆當町へ被來候者馳走ありて心のままに賣買させられ可申候
若不慮の煩など致され商人相果られ候者は近所に被居候商人衆並に十人の肝煎衆亭主被致相談商ひ物荷物腰刀迄念を入れ相改め日記に右之衆加判して商人の在所へ送届け其所の代官肝煎より手形を取可被申候

附 町中にいたづらもの有之少の儀を取立いさかい町中を騒がし他國の商人衆に對し慮外致候者町中追捕可被成候

此所は十人の肝煎衆急度可被仰付候

とあるが、他國商人優遇を勸奨せられた趣旨が分明である。

歴代の方針

歴代の藩主も亦此の政策に則りて、力を新瀉町の發達に致し、各般の施設が用ひられたのは、新瀉掟・御定書を始め、新瀉町に對する諸達で証明する事が出来る。

港

勢

阿賀川揚川とも作るは現在松ヶ崎村で海に入つて居るが、昔は信濃川と相距ることあまり遠くない所で、

阿賀川合流

頭を並べて海に注ぎ、兩河の間は加茂屋堀と稱する一條の細流に依つて連結せられて居たが、寛永十年九月二十日の大洪水で、加茂屋堀は缺壊し阿賀川は信濃川と合流して、新潟港に注ぐことになつた。爾來水量水勢著しく増大し、港口の土砂は自然の方に浚深せられて、平水の時でも五里、大水の時十里の遠き沖合に放出せられ、港深も従つて其の度を増して、元祿年間には中央に於て二十三尺、兩岸に近い所でも十五尺乃至二十尺に達し、二千石三千石の大船巨船でも、舳を用ふることなしに、直に岸壁に横付にし得べき良港となつた。

寛永二十年五月幕命に依つて、海上展望の場所に、不斷番を置いて、異人の密航・異教の侵入を監視し、兼ねて救難に備へ、寛文十二年には河村瑞軒の調査に基いて、奥羽廻米の寄航地に指定せられ、碇泊安全なる良港と裏書を與へられたので、船舶の出入一層繁盛となり、元祿享保の頃の港の般賑は、其の萌芽を此處に發したと言はれてゐる。

元祿享保の頃は、新潟町が藩政治下の最盛期で、幕府の御城米や、諸侯の津出米が、悉く此の地に陸揚せられ、大小七十の倉庫にはいつも充滿されて居た。元祿十年入津した藏米・雜穀・吳服太物四十物・荒物・鹽・木材・其他の日用品等は合計四十六萬二千兩に上り、入津船舶三千五百艘、商取引關係の國數は四十餘國の廣きに亘り、問屋の口錢が一日に幾千兩といふ驚くべき額に上つた。又寶永七年の一ヶ年の入津貨物金高は四十六萬兩、出津貨物が同じく五十八萬兩と言はれ、精確の統計とは言ひ能はざるも、以て當時の港の繁榮さが想像せられる。

正徳三年から越前敦賀の人中村源七(新潟在住)の建築に依つて仲金を徴收した。仲金とは一種の運上で、津出米賣買契約の双方から、金百兩の賣買額に對して一兩づゝの運上金、又は冥加金を課税するのである。其の他の貨物に對しても、港税を徴收し、其の高毎年六七千兩に上り、普通の領土に比すれば、優に二萬石の價値があつたといふ。

新潟港の殷富

舊幕時代、旅行者の眼に映じた新潟殷富の状を、一二記述して前文の缺を補ふ。

新潟は日本二番の港にて、信州會津の大河落合ふて、町家も二千軒許櫓を並べ、諸國の商人衆奥州上方の上り下りには此の港へ船を寄するなり。越後治
亂記

新潟は當國第一の大港にて、商家數千軒、諸國の賈舶入つどひ、西海南海は勿論、或は北洋を廻り、南部松前の遠地へも往來し、融通自在の繁華最も稱すべきの廣津なり。北越略
風土記

新潟人烟萬竈、縦横渠あり、五方群集して百貨具備す、隱然北州の一都會とす。吉田松
陰紀行

居家本家三千軒、名子借戸共に都合七千軒餘、櫓を並べて繁華なり。(中略)當國第一の湊なり。越後
名寄新潟は信濃川其の外の川の落合ひて海に入る處なり。海口近く一二里の所は川幅廣き事一里二里ばかり、渺々として湖の如く入海の如し、岸より岸まで水甚深く、千石二千石の大船といへども何處までも自由に入出入す、誠に川港にては日本第一ともいふべし、川幅の廣さも天下無双ともい

ふべし。東西遊記

新潟古名船江津、南北二十七町、東西十町、通五大路、町數四十五町、二十七小路、七十一橋、大戸三千、小戸七千許、三十一寺、娼家青樓數百戸、娼婦歌妓充滿し、天下の海船・諸州の商客輻輳して、本州第一の都會なり。(中略)水渺漫として宛かも湖の如く、兩岸水深うして常に堤を浸し、米二千石三千石を納むる大船も出入を放はしにす。凡そ川湊には海内第一といふべきか、川船の來往、上田郷六日町まで行程三十八里、妻有郷十日町まで三十餘里、小川莊津川まで十六里其の餘四方四十里の地、百石二百石積の川船常に上下來往して絶えず、運送の便利も海内川港の冠たるべきか。越後野志

上記を通觀するに、多少誇張の感がないでもないが、以て當時の情勢を窺知し、海門の良好なりしを想見するに足るものがある。又當時の俗諺に

新潟砂山米ならよかる

沖の船頭衆に皆積ましよ

と、沖の船頭とは北海道よりは海産物を、又大阪よりは中國九州の産物を、此の地に輸漕する者の事、亦運漕の殷盛を語るものである。

第二節 新潟沼垂の争訟

新潟と沼垂との關係

沼垂の起

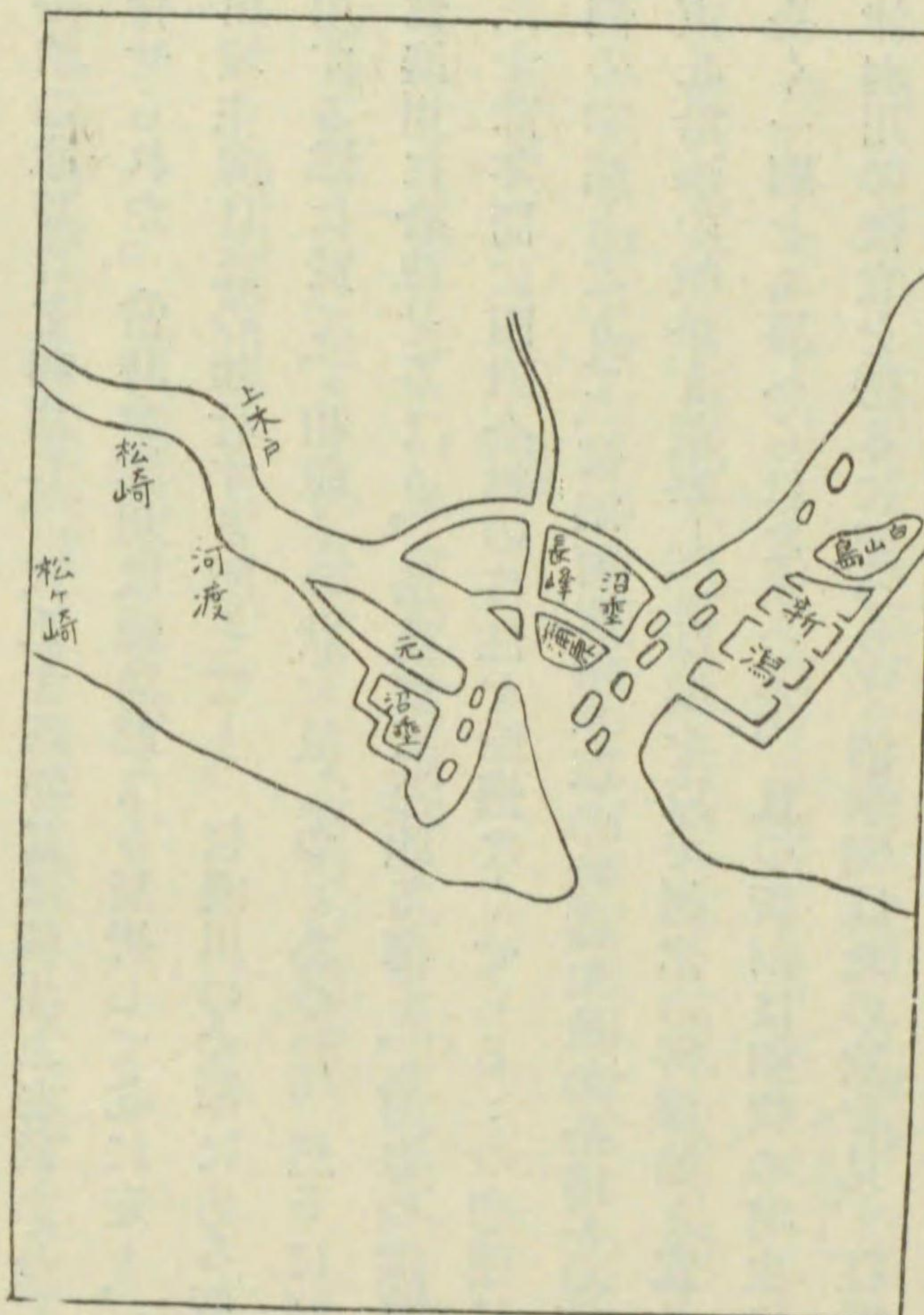
沼垂はもと山之下の東方なる王瀬、若くは沼垂濱一帯の沙丘に據り、會津川阿賀の右岸に位して、港泊の水戸口を利用し、天正十四年には領主上杉氏から、その港灣的權利を保障するの朱印狀を交付せられた。當時會津川は燒島灣より屈折して北に走り、直に海に注いだのである。元和二年新發田城主溝口氏の知行する所となり、信濃川の左岸にある新潟港とは他領たるの關係上、水戸口を利用する點に於て、相競ふの狀を呈しつゝあつた。然るに阿賀川は寛永十年其の河道に變化を來して信濃川に合流せるより、沼垂は天惠頗る薄く、河海の洪浪に其の地を缺壞侵蝕せられて、不幸にも三十餘年間に四回全村の移住を餘儀なくせらるゝの悲運に遭遇した。沼垂の此の悲運は、一方新潟側の幸福となりて、信濃阿賀兩水域の物貨集散の全權を握る様になり、寛文中河村瑞賢が幕命を以て東北沿海の航路を視察し、新潟を以て廻米の寄港地と定めた時にも、沼垂は勿論其の選に漏れて、全く一顧をも與へられなかつた。且つ新潟は洲嶼の増生により、平陸に就きて街衢を定め、益々港津利用の便宜を得るに至つた。沼垂側は此の狀を見、往時を追懷して悲憤の情と羨望の念と交々止み難く、領主たる新發田藩でも坐して傍觀して居る譯には行かぬ。是に於てか如何にもして港門の權利即ち運上の收得權を奪はんと欲し、延寶八年から文政十三年迄約百五十年間に、七回の大訴訟と數十回の小争事とがあつた、茲に大訴訟の概略を述べる。

沼垂の悲

第一回の訴訟（延寶八年）

延寶八年沼垂町民は王瀬の舊地に港津を復舊して還住したいと思ひ立ち、阿賀川の舊水路を修治し

て、航運漁撈に便する爲、河渡村邊に新水路を開かうとした。新瀉では港門障害の工事であるとして公儀に訴へた。



延寶八年新瀉港及附近略圖
(長岡藩繪略抄)

拂米・雜穀を合せ約二十萬俵、並に薪・木材・炭等を積來り、新瀉からは諸色を調のへて積送る航路である。若し阿賀が減水すると商賈業を失ひ、市中衰頹を來す。

（沼垂側の言分） 今度の開鑿は新川にあらず。沼垂町川欠けの爲數回居を移し、此の度古沼垂へ

第二回の訴訟（元祿十年）

復歸したので、同所藏所への船入・並に漁船出入の便を圖るが爲である。

翌九年正月二十七日事件の糾明に先ち、該工事は停止を命ぜられ、愈々六月四日新規の儀停止との裁判原則に適用せられ、「沼垂町の者非分なり、新川は沼垂の者元の如く之を埋むべし」と宣告せられて新瀉の勝となつた。

天和二年新瀉・沼垂兩町契約を結び、毎年二月・八月の兩度に、兩町立會の上河水の淺深を量り、河中の洲嶼は淺き方の町方にて支配すべき證書を交換した。越えて元祿十年に至り、終に河中の洲嶼支配權の問題から、第二の訴訟事件が発生した。此の洲嶼争奪の勝敗はやがて港津支配權の關係となるのである。

（新瀉の言分） 水勢變轉の爲、信濃河中に白山島寄居島の出來た時、此の洲嶼の上に移住して水利の便を得た。されば近時でも堆洲が出来たら、新瀉町民の支配すべき者で、やがて接壤して住居に堪ゆべき島地となつたら、又々これに移住して河道に密接しなければ、二千五百の民戸は空しく産業を失つて、遂に退轉の悲境に陥るであらう。

（沼垂の言分） 港は兩町入合の津頭である。もと／＼東北諸國との取引は皆沼垂の營む所であつたのを、河道の差狂に因つて、沼垂が衰ひ新瀉が興つたのである。故に今回係争の洲嶼が他日住

居に適する様になつたら、そは無論沼垂の支配に属すべきものだ。

右は元祿十二年四月裁決せられた。即ち(一)天和二年の契約に依つて、今回の争議となつた新生の洲嶼は、新潟町に属すべきものである。(二)現在の新潟港は沼垂町民の支配し來れる事實ありとは認め難く、且つ元和二年時の領主が新潟繁榮の爲に、特に諸役を免除する旨を達した文書中沖之口船役の一條あるに替ふれば、新潟町が港を立て、來たものと認める。以後沼垂は港門の所屬につき異議を唱へてはならぬと裁判を下され、又新潟の勝となつた、之を延寶度の訴訟と併せて二大裁許といふ。

第三回の訴訟(元祿十年)

既にして新潟町民は前項の裁許に基いて、新發田領萱野島と、新潟に接近せる蒲原萱野島との境界を明かにせんと、立會を蒲原村庄屋庄助に求めたるに、庄助は之に應じないばかりか、今後蒲原萱野島附近に新生した洲嶼は、悉皆蒲原村に属すべきものだと主張するので、訴訟になつたが、庄助敗訴の結果に終つた。

第四回の訴訟(享保十二年)

元來沼垂海門に對しては、城米船並に城主用船に限り出入を許し、その他の廻船に就きては、沼垂

沖之口番所をして往來手形を検査せしめ、單に外教の侵入を防ぐだけのものではあつたが、沼垂町民は此の法規を破つて、廻船積載の商品をも密かに賣買するの形跡顯著となつたので、新潟町民は享保十一年秋から、沼垂海門に出入する船舶に對しても、強て往來手形を取上げ、其の積載物を検査して船役を徴収する事とした。然るに沼垂町民は、家業を奪ひ一邑の衰微を招くものだとして、享保十二年五月に訴出たのである、是れ亦純然たる港津争奪の争訟である。斯くて詮議の結果は、(一)延寶元祿の二大裁許に當つて、海門は新潟所屬のものである事は明瞭で、入合の港ではない。(二)沼垂海門は從來の如く、城米船並に領主用船の入津丈に止めよ。(三)役銀の課賦は領内の掟だから、幕府の干渉すべき筋でないと宣告せられ、海門の主權が新潟にあることが、重ねて明確になつた。

一年を越えて享保十四年、阿賀川は松ヶ崎に分水せられて、其の結果新潟港は漸次不良となつたが執拗な沼垂はまだ争奪を止めぬ。

第五回の訴訟(延享三年)

元祿度の裁許によつて、新潟の所屬とせられた二個の島嶼が、其後水勢の變動によつて其の位置新潟の對岸に移り、俗に附寄島又は向島と言つて居たのを、長岡藩主は近江屋曾平外四名に、金二千七百五十兩でこの開墾を請負はせた。五名が之に着手すると、沼垂町民は之に故障を申立て、延享

三年八月其の占有權に就いて訴訟を起し、新潟町民は五たび爲に訟庭に立つに至つた。

(沼垂町民出訴の要旨) この島嶼は元祿度裁許に依て新潟民の支配とした時と、今とは信濃川の流れも變り、島の位置も動いて、裏書繪圖とは全く差違ある島となつてゐるのに、尙前裁許に據るべしとは不當である、宜しく河の深淺によつて進退すべきものだ。

(新潟町民の疏明) 該島嶼は延寶度以來のもので、沼垂が今日まで黙々に附したのは、新潟所屬なることを認められた證據である。沼垂地先に變遷を來した原因は、松ヶ崎分水に據るもので、要するに彼等が斯く屢々訟庭を煩はすは、新潟地域に障害を與へて、津頭を奪取せんとする野心からの事である。

同年九月沼垂町民の訴願は、採用し難しとて却下せられた。

第六回の訴訟(文化三年)

沼垂町民は密かに數次の裁許に背き、屢々領主用船に商品を積載して出入せしめたり、又は廻船を繋留させたりした。そこで新潟町は巡邏船と番小屋とを置いて、文化二年三月から之を監視したが沼垂町民は依然として其の違法行爲を憚めやうとしない。爲めに文化三年六たび訟庭に相争ふ事となつたが、沼垂町民は近來商品を積載した船舶でも、沼垂海門に着岸せしめた事例が屢々であるから、茲に先規を改めて、新潟町民の検査を受ける事なしに、直に沼垂繋船場に投錨させる事にした

いと陳辨主張したけれど、審理の結果は、沼垂の言分は聽許し難し、今後は領主用船も入港した場合は、一旦新潟繋船場に着岸し、兩町立會の上検査を遂げ、明白に事を處理せねばならぬといふので亦新潟の勝訴となつた。

第七回の訴訟(文政八年)

越えて文政八年沼垂町民は、河渡・松ヶ崎外七ヶ濱村と共謀して、各その濱村から、地船で商品を他へ輸出し、特に沼垂町民は新たに砂丘を鑿つて、通路を開き輸送の便に充てたのを、新潟町民聞知して之が停止を交渉したが、沼垂町民は肯んぜずして、又々訴訟を提起した。沼垂の供述要旨は從來の裁許の趣旨を、單に河中を往來するに過ぎざる濱方の家業に適用するは當を得たものでない且つ上杉家の朱印状もある事だから、今に於て濱方へ諸國の廻船を引請け、懸積を以て諸品を賣買し、又は地船を以て渡航したとて、新潟町民の容喙すべき筋でない。といふに在つたが、此の争訟には現場検査として幕吏も出張し、糺明約六ヶ年を費して漸く裁斷せられた、曰はく沼垂町民の開鑿した路線は、舊路線を復活したのだから、新潟町民の言分は立ち難く、上杉家の朱印云々は現領主の知行しない以前の事で、其他の舉證も畢竟私書なるが故に、信憑の價値なく、河渡村外八ヶ濱の言分も、口供區々で確實なものがない。依て爾今沼垂町民は勿論、他の濱村でも、懸積又は地船を以て、國産の商品を他國に直賣てしはならぬ。但河渡村外八ヶ濱は地産の干鱈・野菜類を、漁船

もて附近の各濱々に販賣するは隨意であると。

訴訟の結果

新潟町民が沼垂町民の挑發によれるこれ等幾回の訴訟は、長きは六七ヶ年、短きも一ヶ年を費し、其の費用がどれ程であつたかは、文書の徴すべきものがないが、最後の争訟に要した経費は、大約三千百餘兩であつた事の記録が残つてゐる。

要するに新潟・沼垂間の争訟は回数正に七、延寶八年に始まつて文政十三年この年天保と改元まで百五十年間一件治まつて一件又生じ、殆んど間斷なく相争うたが、其の係争の要旨は前陳の如く各々名義を異にしたけれど、是皆沼垂の敵本主義で、其の眞意は港津を奪取して運上權を掌握するに在つたので其都度新潟の有利に解決したのは、新潟の幸福であつたが、沼垂の狂奔にも充分同情すべき事由が含まれてゐた。當時の俗謡に「新潟はおほとり株で善いがんだ、沼垂鳩でクヂッポイ／＼」とあつて、がんは方言と鴈とを併せ意味したもので、沼垂の執拗さが窺はれる。

兩者合體

今や時勢は變轉して、犬猿も管ならざりし新潟・沼垂は、合體して一市を形成し、新潟築港成りて廻漕揚陸業は東岸なる沼垂地内に移り、兩者双翼となつて北邊に雄飛するに至つたのは、沼垂・新

訴訟経費

訴訟の眞意

俗謡

新潟・沼垂の合體

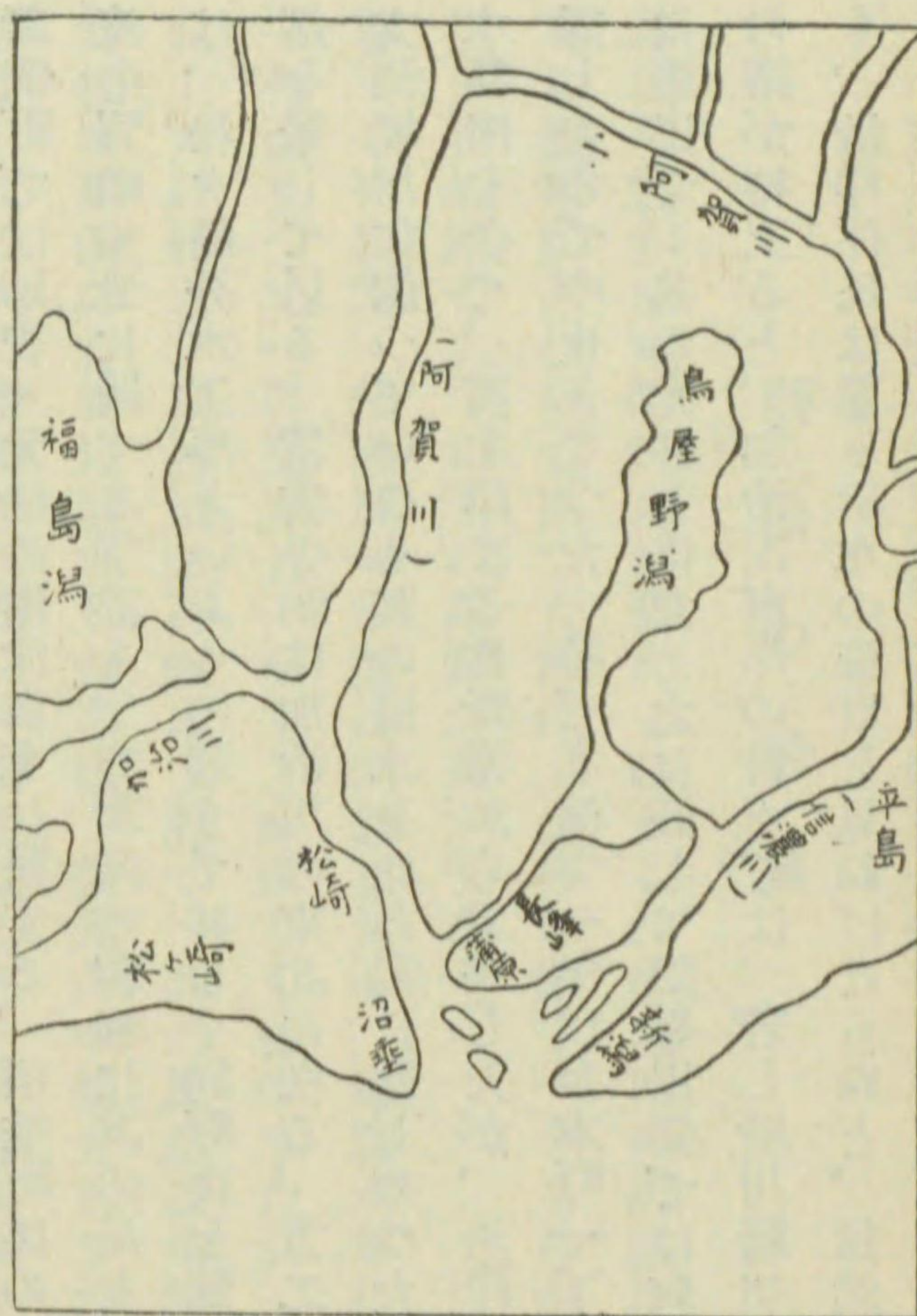
潟の爲に慶賀せざるを得ない。

第三節 松ヶ崎分水

分水の發端

新潟町では延寶・元祿の港津與奪に關する、沼垂町民の提起した大争訟が纔かに歇み、次いで享保度の賈舶検査に關する争訟も、亦新潟の勝利に其の局を結んで、席未だ暖かならざる享保十四年には、松ヶ崎分水工事といふもの起りて甚しく同町民を驚倒困惑させた。事は紫雲寺潟の開墾工事に端を發して居る。紫雲寺潟は加治川の東北に在る、方二里許の浅い沼澤で、加治川氾濫の際には、支流境川に依つていつも其の溢水を此の潟に落し來つたのである。享保六年新發田藩は此の潟の排水墾田を企て、西北岸なる眞野原から着手したが、沿岸の漁民漁利を奪はれ、生活の途を失ふと愁訴したので中止となつた。尋て享保十一年江戸本町一丁目米子屋小八郎此の潟の私費開發を、幕府に願出で、其の允許を得た。之に關して新發田領では何等の異議も起らなかつたが、愈々境川締切の議が持上ると、加治川南岸の村々では、若し境川締切の儘では、加治川氾濫の際悪水排除の途なく、沿岸住民は屢々洪水の憂目を見ねばならぬと、猛然異議を申立てたので、一度は加治川阿賀川に注ぐを海へ切落して、其の排水を速かにする事に決定したが、灌漑用水の關係上、是れにも故障を唱へ

紫雲寺潟開墾



正保四年新年潟港及附近地圖
(新發田藩繪抄略)

願に接すると、之に對する新瀧町の意向と、海門に與へる障害の有無とを、長岡藩を經由して新瀧町に諮問した。そこで町役人は協議の未「爾かありては、港の水勢弱り、水戸淺くなること歴然にして、爲めに新瀧町は自然に港を失ひ渡世すべき様無之、其の上加治川の水を此度の新川へ直に落とすときは、阿賀川の水少くなりて、會津・米澤又は近郷迄の川船運送も成兼ねる」趣を述べて反對の意を表明した。

新發田藩の運動

然るに祖先以來重農主義で立ちし新發田藩は、何條之しきの抗議で沈黙しやう、藩主・藩老・領民相次いで前後江戸に上り、今回の新水路設定は獨り紫雲寺潟のみならず、延いては福島潟及阿賀川沿岸水腐地の開發である事を、盛んに幕府當局に吹込んだ。恰も上には將軍吉宗の勸業を獎勵するあり、開墾に要する諸経費は一切新發田藩で負擔するといひ、成功の曉には福島潟干上り地、百町歩の新田開發を自費にて行ひ幕府に献納しやうと、頗る有利の申立をしたので、幕府の意全く動き新瀧町に對して「新潟港廻船往還の障りとなつた時は、吟味の上分水川を築留め得しむべきは勿論右分水川へ船出入停止可申付」と説得是れ勗め、更に「満水の節は上水のみを限りて海へ落すが爲に僅かに川の形を附け置くに止むべく、尤も砂地なるが故阿賀川常水の上口程に新川を掘下げ、堅固に川床を張りて、常水を落さざる様にすべければ、枉げて承諾すべき事」の下命あり、新瀧町民も茲に至りては、左右なく拒みもならず、左記の條件を附して僅かに肯諾の意を洩した。

- (一) 常水の上口を測るが爲に杭を建て、それ以下の水を分水路に落さざること。
- (二) 新瀧町吏は他領ながら隨時巡檢差支なき事。
- (三) 後年破損した時は直に修繕する事。
- (四) 修繕工事遅引して、港の障害となるが如き状態を呈した時は、幕府に訴出る事。

工事

小破壊

大破壊

(五)該水路には小舟たりとも出入せしめざる事。

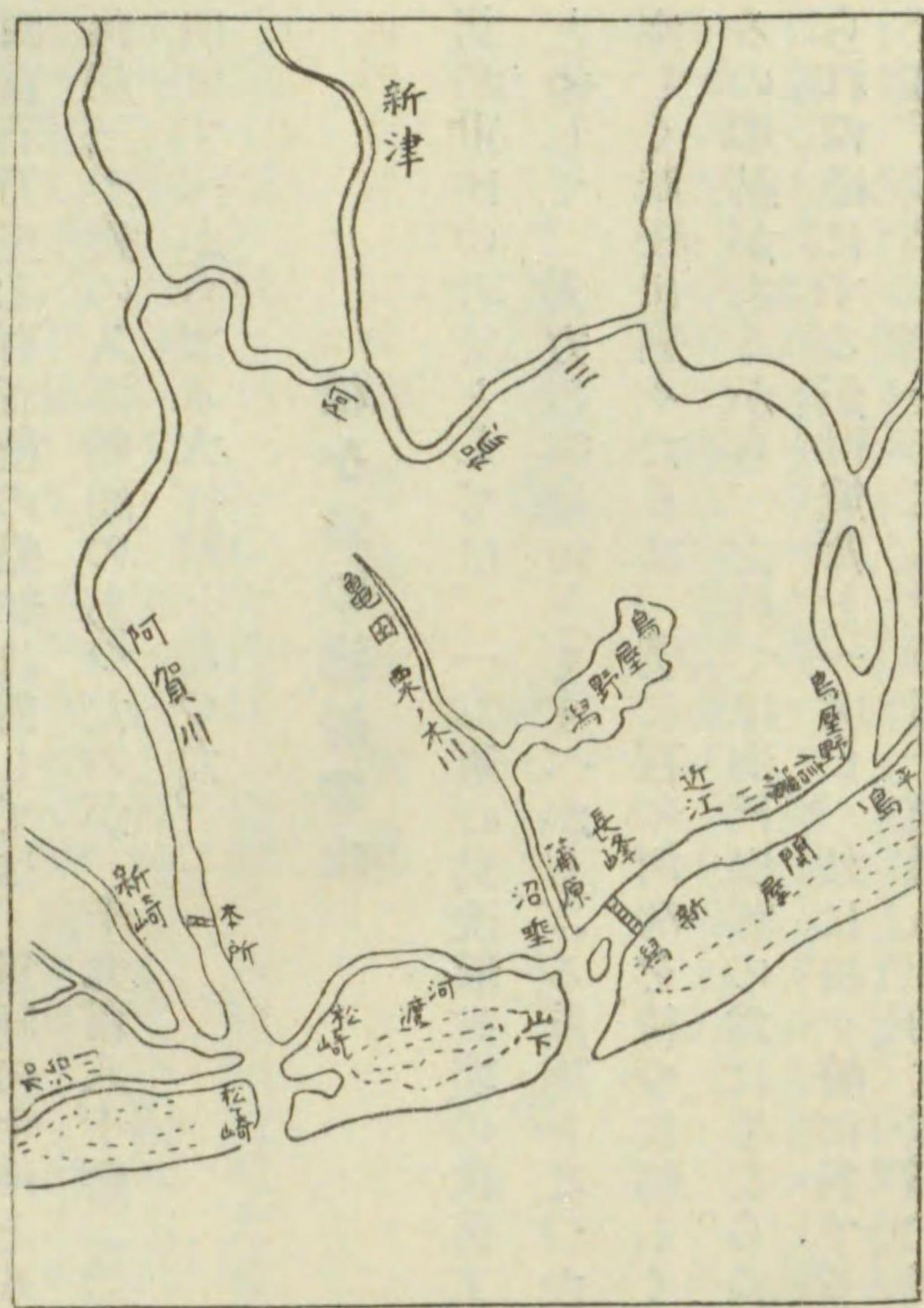
分水起工

斯くて新發田藩は同年八月二十三日工事に着手し、水路全長三百八十五間・川幅三十間・河口七十五間となし、十一萬五千六百餘の人力と金七百兩とを費して、約二ヶ月を経たる十月十四日竣工した。然るに幾許もなく出水破壊したので、新潟町民は大に驚き、即時約束條項に基いて、修繕工事を要求したが、容易く手を下さない内に翌十六年に入り、其年融雪の候を待つて着手したけれど、此時は既に幅員漸く擴がりて、到底原形に復する能はず、止むなく幅三十四間に施工して、同年七月成功した。

然るに其の八月霖雨連りに續きし爲に、諸川俄かに氾濫し、阿賀川も亦水量増嵩して各所に漲溢し其の結果新渠の兩岸は、恰も潰瘍の如くに崩壊し、さしも堅固に打立てられた定水面の定杭も流失し、幅員百五十間深二丈餘の大河となり、策の施しやうを失つた。新潟町民は驚愕措く所を知らず倉皇築留速行の事を幕府に要請したが、全く省せられなかつた、愁訴再三に及んで、始めて實地見分として幕吏を現場に派遣した頃は、舊來の松ヶ崎以西の阿賀川河道は涸渴して航運殆んど絶え、新潟海門にも變調を呈し、港底漸く淺渚となるの兆候が見えた後であつた、長岡藩主は約款の示す所に従ひ、嚴に修繕を願出たが、修繕工事は未だ着手せられず、水流は滔々として寸時も止むこと

應急手當

なく、其の勢當るべからず、有耶無耶の内に、人力では到底復舊し能はざる迄の大破に及んだ。依て元文三年海門に流入する水勢を強める目的で、小阿賀野川口堰入工事を施したが、距離が遠いので其の功見え、寛保二年には阿賀



圖略形地今現

川の流向を轉せしめる計畫で、舊河道に八百餘間の新河道を穿ちて、西に導かうとしたけれど、是れ亦失敗に歸し、越えて寶曆八年には、阿賀の河道を開くべく、海老ヶ瀬の南なる本所地内より、松ヶ崎村中島に、千間許りの新川を開いたが數年ならぬ内に埋没し、安永二年には阿賀川の舊河道を修築したが、徒に多大の浚渫費を要するのみで効果は見られ

なかつた。

新潟海門變化

斯かる間に信濃川水流の力は、年を逐ふて弱くなりて河中幾多の洲を生じ、河口の堆砂を海中に放出する事が出来ず、前きに二丈以上の水深を保有したのも、七尺乃至四五尺に埋まり、従つて前きに萬一の瀬當りを慮りてのみ用ふるに止まつた艀が、後には千石積の船舶に對しては貨物悉皆を、四百石乃至七百石積の船舶に對しては、貨物の十中七八を舻かせざる可らざる事となり、又前きに毎歳三千艘の入津船舶のあつたのが、千九百八十艘(寛保二年調)に減じたる等、新潟港に取つては回復すべからざる大打撃となつた。

松ヶ崎の通船禁止

新潟市民の希望としては、一意専心只洗堰破壊の復舊工事に在るのだが、新水路は既に阿賀の本流と化して、人力の復如何ともすべからざる状態となつたにも拘らず、尙徒らに死兒の齡を算へて、空しく既往に戀々たるは、嘗に百年河清を待つに等しく、且つ動もすれば松ヶ崎が密かに舟を通ずるの形跡があるから、之れでは海門保護の爲にもならぬといふので、此の上は港津を松ヶ崎に設けられぬ様にするが得策だと一決し、茲に松ヶ崎に對する船舶出入の禁止令を布かれんことを要請し新潟町奉行・新發田郡奉行の連署證明ある約定書が、新潟町役人と新發田領の關係庄屋との間に交換せられて、愈々完全に松ヶ崎港の封鎖が實行せられ、『小舟たりとも出入御停止』と定まつたが、新潟は港としての價値を損じ、其の繁榮が殺がれたのはどれ程か測られぬ。松ヶ崎は維新後にも船

を通じやうとして新潟と争ひ、後明治十六年三月正式に請願したが、許されなくて今日に至つた。是から後、新潟は分水工事に懲り、文化十五年の内野伏樋の時も、明治三年の大河津分水工事の時にも、何れも聲を大にして反對を聲明したが、内野伏樋は新潟湊の水量には影響なく、大河津分水は着工して略竣成を告げた頃、工師蘭人リントウニ調査の結果は、新潟海門の大妨害的工事だといふので、政府は遂に事業停止の令を發した。

第四節 新潟上知

新潟港の殷賑

天保十四年六月十一日長岡藩は、幕府から新潟濱村六百餘石の上知(返還)を命ぜられ、同八月二十九日三島郡高梨村で、同額の地を代地として下附せられる事になつた。當時の新潟は約一百年以前松ヶ崎の分水に依つて、港門次第に不良となり、出入の船舶は著しく其の數を減じたとはいへ、尙北海の港津として其の面目を保ち、二千以上の戸數と、三千六七百竈の店借とを有して、人口一萬三千有餘、相當の繁榮を維持し、従つて運上の收得も鮮いものではなかつた。

されば幕府は表面六百餘石の小領地から、上知後毎年一萬數千兩の運上を徴收し得た程、富有の土地を回收して、之に代ふるに、三島郡高梨村の如き水害多き貧村を下附するに至つたのは、全く牧

野家が、大減封を施されたと同様の悲むべき沙汰であつた。

上知の由來

幕府の窮
密偵派遣
密貿易曝
露

何故に幕府は長岡の一寶庫たる新潟を奪ふに至つたのかといふに、天明七年の大饑饉に續くに、同八年の京都御所炎上を以てし、更に天保七、八年の大饑饉に加ふるに、翌九年には江戸西の丸の焼失を以てし、只さへ財用多端なりし幕府は、之れが救恤・造營に莫大の費用を要した爲、府庫全く枯渴したれば、何とかして此の缺陷を補填し得べき財源を發見せんと苦心中、ふと首席老中水野忠邦の頭に閃いたのは、平素あまり相善からざりし長岡侯の領地たる新潟の富源である。そこで上知の口實とすべき事由を攫まんとて、新潟密貿易事件の實相を調査すべく、幕吏河村清兵衛を密偵として、新潟に差遣した、清兵衛は新潟に來て寺小屋師匠となつて、内々港の動靜や、市況を注視する内、密貿易の内狀が曝露したのである。當時薩摩藩は盛んに幕府の嚴禁せる密貿易を行ひながら、其の發覺を恐れて、貨物を遠く北海に廻漕し、新潟に陸揚して各方面に販賣して居たのである。現に其頃會津塗の朱器は色彩特に高雅で、しかも頗る廉價であるとの好評を博したのは、全く此の密貿易品を使用した爲だと言傳へられて居る。

上知

不取締の責

清兵衛は是等の顛末やら、商况やら、將來の見込などを、詳細に復命したので、幕府は長岡藩が其の領地内に於ける違犯行爲を看過した不取締は、斷じて許すこと相成らずとあつて、上知の命令を發した次第である。

支配權放棄

要するに長岡藩は藩主忠成以來二百餘年間、新潟に對して仁政を布き、海運交通に於ては厚き保護を施し、防砂林として河原グミの植林を奨勵し、饑饉火災に當つては屢々貧民を救恤し、沼垂との絶えざる争訟に關しても、其の都度新潟を庇護して沼垂の申條を潰しなど、新潟町民の爲に謀る所尠くなかつたが、今回幕府一令の下に、其の支配權を放棄せねばならぬ事になつた。

第七章 宗教社寺

第一節 社寺法令

宗教家の地位

僧侶神官の待遇

僧侶神官は武士に次いで、庶民以上の待遇を受け、藩主からは種々の特典を與へられて居た。畢竟信仰上の關係から來たもので、藩主は神社佛閣に對し領地米穀を寄進したり、或は其附屬地は除地

として諸役を免除したり、神領・寺領に賣買質入を禁じたり、或る程度までは社寺領内の自治を許し、寺法の獨立を認めたりなど、特別の保護を加へた。従つて神主・僧侶の如き各々相當の禮遇を受け、歳首其他の賀節には、城内に參賀する事を許された。領分外のものでも、善光寺如來の來岡開帳や、遊行上人又は東西本願寺連枝の來越巡錫の場合などには、爲に特別の尊敬と便宜とが與へられた。されど神道にもあれ、佛教にもあれ、漫りに奇を出し新を銜つて、人心を動搖させる者に對しては、幕府の制令に従つて、斷然其の布教傳播を許さなかつた。彼の切支丹宗門の禁遏は云ふまでもなく、日蓮宗の別派である三鳥派や、不受不施派等は此の點で禁止せられ、其の寺證文は無効にせられた。次ぎに社寺取締條項の重なるものを擧ぐ。

神社取締

- 一 諸社の禰宜神主等在り來の神事祭禮は之を勤むべし、向後怠慢せしむるに於ては神職を取放つ可き事
- 一 神領一切賣買すべからざる事。
- 附 質物に入るべからざる事。
- 一 神社小破之時其れ相應に常に修覆を加ふべき事。
- 附 神社懈怠なく掃除申付べき事。

寺院取締

覺

- 右之條々之を堅く守るべし、若違背之輩これあるに於ては、科之輕重に隨ひ沙汰すべき者也。
寛文五巳年七月十一日
- 一 諸宗法式相亂る可らず、若し不行義の輩之れ有るに於ては、屹度沙汰に及ぶ可く候。
 - 一 一宗之法式を存ぜざるの僧侶は、寺院の住持たるべからざる事。
 - 但 新義を立て、奇怪之法を説く可らざる事。
 - 一 本末之規式之を亂るべからず、從ひ本寺たりとも、末寺に對し、理不盡之沙汰ある可からざる事。
 - 一 檀越之輩何寺たりとも、其の心に任す可し、僧侶方より相争ふ可らざる事。
 - 一 徒黨を結び鬪論を企て、不似合の事は以來仕る可らざる事。
 - 一 國法に背く輩到來之節、其の届あるに於ては異議なく返すべき事。
 - 一 寺院佛閣の修覆に付美麗にすべからざる事。
 - 附 佛閣は懈怠なく、掃除申付べき事。
 - 一 寺領一切之を賣買す可かざる事。並質物に入るべからざる事。

一 由緒なき者は弟子の望ありと雖も、猥りに出家せしむ可らず。若し無據子細之れに有るに於ては、其所之領主代官江相斷り、其の意に任す可き事。
右條々諸宗共堅く之を守るべし、此外先制之條數之に相背くべからず、若し違犯するに於ては、科之輕重に隨ひ、之を沙汰す可し、猶下知狀に載する者也。

寛文五巳年七月十一日

條々

一 僧侶之衣鉢は其の分限に應じて之を着す可し、並に佛事作善之儀或は檀那之を望むと雖も、相應に輕く仕るべき事。

一 檀那方建立由緒之れ有る寺院住職之義は、本寺より相談を遂げ、其の意に任すべき事。

一 金錢を以て後住の契約致す可らざる事。

一 在家を借りて佛壇を構ひ、利用を求む可らざる事。

一 他人は勿論親類之好之れ有りと雖も、本院坊舎に女人之を抱置く可らず、但在來の妻帯は各別たるべき事。

右條々之を相守るべし、若違犯するに於ては、科之輕重に隨ひ、御沙汰ある可きの旨依仰執達如件

寛文五巳年七月十二日

寺院の建築

尙寺院の建築に關しては、次の如き制限を設けて之を取締つた。

覺

一 梁間は京間三間を限るべし。

但桁行は心次第たるべし。

一 佛壇つの屋は京間三間四寸を限るべし。

一 四方しころ庇は京間一間半を限るべし。

一 小棟作たるべし。

右堂舎・客殿・方丈・庫裏、其外何にても此定より梁間廣く作るべからず、若し廣く作るべき子細之れ有るに於ては、宗門奉行所へ之を申窺、指圖に任す可く候以上。

延寶八申年二月

『右者先年従公儀被仰出候御書付、猶又爲念中間之候』と追書あるに見れば、幕府の制令を其の儘準用した事が知れる。

社寺一括の取締

寶曆十二年藩主は前記各制令の細則とも見るべきもの、社寺兩方を一括して發布した。

一 祭禮法事彌々輕く之を執行す可し、物じて寺社山伏法衣裝束等、萬端輕く仕るべき事。

社寺一括の取締

附 新規之祭禮無用の事。

- 一 他領より来る客僧由緒之れなき者は、寺社方江留置く可らざる事。
- 一 御領内居住之諸勸進は、其頭々之札を所持致すべき事。
- 一 他所之出家、御領内寺々へ相越勸化候類、向後堅く御停止に候、然しながら御領分之寺方大破等之節は、修覆の爲め、他領之僧を相招、談義致させたま願之れ有るに於ては、委細願書差出し、故相立候はゞ、吟味之上差免すべき事。
- 一 寺中社内森林之内、若し其持分の支配の堂宮に、怪しき者住居せしむるに於ては、其所の五人組肝煎組頭に之を中間、早々之を注進ある可き事。
- 附 諸勸進之者・乞食人等は、吟味を遂げ追退くべき事。
- 一 寺社方並に行人・山伏等之所へ自然往來之者、一宿を乞候輩之れ有りといふとも、一切之を留置くべからず、勿論何にても荷物諸道具等預り置くまじき事。
- 附 由緒之れ有る客僧・知人等は各別之事。
- 一 道心者之事、たとひ存知候者たりとも、其所の堂宮地並に百姓地に小庵を作り、之を差置くべからず、但親類之縁之れ有るに於ては、代官所へ相達し、指圖次第屋敷之内に差置くべき事
- 一 親類屋敷之内に差置く道心者死後に、後住の道心差置くまじき事。
- 一 御領内町人・百姓、寺替・宗門替願候者これあり候はゞ、聞届之上にて申付、帳面相記させ之

處寺判之節に至り、争論に及ぶ族もこれあり、改之障りに相成候間、申分これある寺院は、改前に宗門奉行へ申達すべく候。

- 一 寺方入院之砌本寺証文取來、向後宗門改候節、持參致候様申付らるべく候、本寺遠國にて早速取難く候者、尙改ばかりは末寺より証文にて相濟し、追て取置差出すべき事。
 - 一 宗門改之節は寺方直判可致事。
- 右之通相守らるべき者也。

寶曆十二年十二月

五 家 老 連 名

一般に對する注意

更に御觸書の内から、宗教に關する取締の數項を摘録して参考に資する。

- 一、師匠寺で納得しない場合は、寺替や宗旨替をしてならぬ、諒解を得た時は、支配に届出て指圖を受けるがよい、尙相當の事由があつても、師匠寺で承認を與へない場合は、支配に訴へ出てよ。
- 二、他領から轉入した者は、寺證文・所證文を以て届出てよ。
- 三、領内の宗門改帳に載つて居ない人物は、一日でも雇用してはならぬ。
- 四、出家・社人・山伏・修驗・神職は町住居を禁ずる。

五、陰陽師・普化僧・道心者・尼僧・行人・願人・神事舞・太夫の類、本寺又は師家からの證明ある者に限つて、請人を立て、裏店ならば住はせてもよい。併し寺構ひをさせたり、神棚や佛壇などを取付けさせてはならぬ。

六、右の者共宿札を懸ける事は差支ないが、旗看板類を出してはならぬ。

七、諸檀那から祈禱を依頼せられた時だけ、神佛の繪像を掲げるは差支ない。

八、町中で法談とか念佛講・題目講とか唱へて、大勢の人を集めてはならぬ。

九、百姓家で、檀那寺以外の僧侶を招いて人を集め、法話の後で軍談・祭文讀等僧侶不似合の催をして、笑ひ興ずるは不都合だ。

一〇、本願寺上人の遠忌を催すとか、寺院の寶物を開帳するとか、法談宿をするとか、又は寺講廻出講・稱名講を開くといふ時は、必ず支配の許可を得た上で行はねばならぬ。但宣傳の爲に幕を引廻したり、旗や提灯を掲げたり、表札を建てたりする事は、農家不似合の至りて不埒である。

一一、虛無僧の取締

(イ)支配の許可がなくて、百姓町人の子弟が、したた下田明暗寺(越後南蒲原郡下田村に在る普化宗虛無僧の本寺)に弟子入してはならぬ。

(ロ)似非虛無僧の横行を取締り、明暗寺の證明を持たぬ虛無僧の托鉢・勸化に應じたり、止宿

を許したりしてはならぬ。

(ハ)虛無僧は強いて施物を請うたり、宿を求めたりしてはならぬ。

一二、寺院の勸化に對しては、其の町村の石高に應じて出金させた。長岡町は銀五十匁に永七十六文、郷村は高百石に付一分二匁と定められた例がある。

第二節 基督教の禁遏附異教徒の處分

基督教に對する方針

徳川幕府は基督教の弘布を以て、國安を害するものと固信し、其の信者には極刑を科し、種々の手段を以て禁絶に努めた事は周知の事實で、直領は勿論、各藩に令して厳しく基督教徒検出の方法を講ぜしめた。

長岡藩も亦幕府の方針制令を奉じて、基督教禁止の令を士民に傳へ、賞を懸けて基督教徒を訴人させたり、宗門改を執行して教徒検出の方便としたり、結婚・旅行・移轉等にも宗旨證文を提出させたりした。今其の大体を記述する。

基督教禁遏

長岡藩の検出方法

切 支 丹 札

庶民をして隠信潜奉の徒を摘發せしむる爲、懸賞の法を掲示した高札を、領内の要所々に建てたものである。

定

きりしたん宗門累年御制禁たり自然不審成もの有之者申出べし御ほうびとして

ばてれんの訴人

銀五百枚

いるまんの訴人

銀三百枚

立かへり者の訴人

同 斷

同宿並宗門之訴人

銀百枚

右之通可被下之假ひ同宿宗門の内たりといふとも訴人に出る品により銀五百枚被下之かくし置他所より顯はるゝに於ては其所の名主並に五人組迄一類共に可被處嚴科者也仍下知如件

天和二年五月

奉行

右之趣被仰出候間領内之輩堅相守於致訴人は 公儀之外自分よりもほうびとして伴天連に銀百枚いるまん立かりものに銀五十枚同宿並宗門訴人に銀三十枚可出之者也

長岡領

賞金の増

尤も賞金には沿革があつて、漸次増加せられた。

	寛永十五年九月	承應三年正月	延寶八年
バテレンの訴人	銀二百枚	銀三百枚	銀五百枚
イルマンの訴人	同百枚	同二百枚	同三百枚
キリシタンの訴人	同五十枚	同三十枚乃至五十枚	同五十枚

宗門改

宗旨改ともいふ。先づ宗門帳或は宗門改帳と稱する帳簿を調製する。此の帳簿には各戸一人毎に、僕婢に至るまで、其の名と宗旨と、入聲・入嫁・雇人には其生家の町村名とを附記せしめて、其所の役人其の偽なきを證言し、終りに檀那寺の住職をして悉く其の寺の所屬にして、基督信者に非る事を證明捺印させるのである。此等の帳簿は期を定めて一ヶ所に集め、藩の支配役が出張して檢勘に當る。

宗旨改は宗門奉行・判奉行たる者頭が其の役に當るので、毎年二三月の頃出張して宗門帳の検査をしたのであるが、天明六年十二月近年町郷中困窮に付經費の嵩むを虞り、子午の兩年のみ出役の事に定め、其の他は地役人にて印形を取り其の結果を報告した。其の後舊に復したやうだが年月が判明せぬ。調査寺判の場所は御家中は榮涼寺、市中は町會所、郷中は其組の御藏を之に充てた。

宗門改

改の役人

此の宗旨改に要する經費は毎戸判錢なるものを徴收して之に充てた。其の額寛政元年三月十日には十七文と取極め、其の後二十三文となり、文化五年三月十六日には、諸品高値になりたりとて二十八文に増額された。僧侶に對する謝禮、支配役の待遇費・筆墨紙料其の他の雜費が、此の收入から支辨せられた。

宗旨證文

身分に異動を生ずるか、住所を變更するか、或は旅行をなす場合には必ず基督教信者にあらざる證文を必要とした。今之に關する二三の例を擧げて説明しやう。

婚嫁の場合 先づ生家の檀那寺は、縁女が入籍家の檀那寺又は宗旨に變更することを承諾する證文を出す、之を宗旨切證文といふ。

宗旨切證文

御領分何組何村何助女房儀生所何領何村何右衛門娘にて宗旨の儀は代々何宗當寺檀那に御座候處此度縁付にて寺替相願候に付任其意候自今何方の旦那に罷成候共拙寺構無御座候爲後日如件

年月日

何領何組何村
何宗何寺

長

宗門御奉行所

縁女入籍家の旦那寺は、前記の證文に對し、代々何宗當寺旦那にて御法度之切支丹耶蘇宗門之者にあらざる趣の證文を亦宗門御奉行所に提出す、之を宗旨請證文といふ。同時に縁女生地の村役人は入籍地の村役人に宛て、本人が佛教徒なることを保證し

若切支丹耶蘇宗門之者と申訴人御座候はゞ右旦那寺致同道何方迄も罷出急度申譯可仕爲後日所請證文如件

と追記し村役人連署にて送付する、之を所請證文といふ。

住所移轉の場合 舊住所の地役人より移轉地の地役人へ宛て、引越取請證文を送付す。

引越取請證文

何處何宗

一何寺檀那

譜

代

同寺

誰誰
誰誰
年何つ
女房

以前何組何村誰娘何年以前參候先寺切證文所請狀有之

誰誰

何人内 何人 男女

右者此度其御支配下江家内引越參候處元より懃成者共に御座候宗旨之儀は書面之通に紛無御座候若御法度之切支丹耶蘇宗門之者と申訴人御座候はば右檀那寺致同道何方迄も罷出急度申譯可仕爲後日所請證文如件

年月日

地役人連印

何村割元

何之誰殿

同時に檀那寺も亦同趣旨の證文を、宗門奉行所に提出する。尋て移轉地の地役人は、引受人別村役人達書を支配所に提出す。

乍恐以書付奉願上候

此度何領何村百姓誰同人女房同人子誰々々何人内男何人 女何人當村江御百姓に引越參度由内約諾仕候に付御當領御案文の通所請狀寺證文取揃御願申上候間以御慈悲願之通被仰付被下置候はゞ難有奉存候以上

年月日

何組何村 役人連印

御代官所

前書之通御届候處相違無御座候間願之通被仰付可被下候以上

割元 何之誰

斯く幕府を始め各藩共に基督教の傳播を恐れ、之れが禁遏に努めし爲、宗旨改を重視し、勢ひ其の取扱が如何に嚴重であつたかゞ諒解せられるであらう。

越後に於ける基督教徒

徳川幕府が基督教徒を禁壓すればする程、彼等は潜行的に全國に瀰漫しつゝあつた事は後に至つて知れ渡つたのであるが、我が越後地方にも相應に信者を出したやうである。即ち『寛永の始肥前國長崎に遊學せし魚沼郡上田庄の醫師龍隨・頸城郡荒井庄の遁世者道榮及蒲原郡白川莊の同秀林など異教を信じた者が、歸國して密かに國內を巡教し、分れて本派・悲田派・不受不施派・馬轉連派等種々の名目あり、蒲原郡中島邊・阿賀川筋法柳邊殊に信者多し』と傳へられてゐる。

長岡藩の異教徒事件

長岡藩では寛政年間(忠精時代)に異教事件が起つた。其の發頭人は幕府領中蒲原郡新津在飯柳村の市左衛門といふ者で、同人は父祖傳來の法なりと稱し、本山(本願寺)の宗意に背ける異躰なる法義を説教

越後に於ける基督教の弘布

長岡藩の異教事件

せしが、長岡にては石内村の久太郎方を定宿とし、信者を同行どうぎやうと稱して、其の布教に努め、歸依者も相當に多かつたと物に残つてゐる。其の信者は石内・富島・稻葉・長倉・草生津・大島・福井等の各村に亘り、殊に藩中にも醫師島峰傳庵・足輕増右衛門父子が之に加はつた。此の異教には教義に關する圖書もあり、又市左衛門は布教費として若干の布施を收受せしが如し。是に於て藩廳にては手入をなし、關係者を召捕つて吟味したが、發頭人なる市左衛門は幕領の住民で、其他々領とも關係して、事件の重大なるを認めたら、寛政七年九月長岡藩にては狀を具して、幕府に其の吟味及處分方を申請した。依て幕府は吟味を遂げ、寛政九年正月二十八日脇坂淡路守よりの召喚にて藩より榎平兵衛出頭し左の如く申渡された。

飯柳村百姓市左衛門 異昧なる法義を談じて衆人を惑はし、俗の身にて法施を受けたるは不届、存命ならば遠島に處すべきだが病死に付宣告だけに止める。

託明寺尊祐 市左衛門の異法を唱ふるを知らず、檀那寺の住職として宗旨を請合つた甲斐がない、逼塞を申付ける。

飯柳村庄屋組頭 庄屋は過料錢五貫文、組頭は同三貫文を科せらる。

石内村久太郎 異昧なる法談の定宿をなし、不埒に付手鎖を命ず。

廣西寺楚麟 久太郎檀那寺の住職として、無責任なるは不埒なり、逼塞申付。

石内村庄屋組頭 庄屋は過料三貫文、組頭は急度叱に處せらる。

其の他歸依者として處罰又は戒告を受けたもの

牧野備前守領分 富島村五郎兵衛

異流の法義を信じ、市左衛門の行爲を筋違とも心附かず、法義書など寫取、庄屋役をも相勤むる身分にて不届につき輕追放申付。

所持の田畑關所、但妻子名前の分は免除。

牧野備前守家來醫師 島峰傳庵

同人 足輕増右衛門 忤安太

同上領分百姓 草生津村彦兵衛・大島村九郎左衛門・稻葉村源左衛門・福井村善兵衛

回心狀を差出したるにより、向後を戒め構なし。

稻葉村百姓 與物左衛門・久次右衛門・長倉村五左衛門

向後を戒め放免 但し宣告前病死。

此の異流の法義とは如何なるものであつたか分らぬが、幕府の申渡書中には、宗意は邪法に無之とありて、佛教にも神道にもなき爲體の知れぬ法義なりとなせるも、遠島を科すべきものとすれば可なりの重科である。察するに藩廳にても幕府にても其政策上基督教徒を出したとありては、其の影響する所の容易ならざるを顧慮し、斯く有耶無耶に處分したのはなからうか。發頭人の牢死せしは頗る怪むべきだと訝るものもあつた。而して其信者は随分多かつたと見え、其の後藩より叱追込

を命ぜられし者が、西組だけでも十二人あつた、其他は記録を欠いて明かでないが、西組同様に處分を受けたものが、多少はあつた事と察せられる。

第三節 蒼柴大明神社殿の造營

(本節に於ては舊藩主に對して特に敬稱を用ふ)

蒼柴大明神の祭神

俗に『お山』と稱する悠久山は長岡市を東に距る約三十町、全山老杉古松林をなして鬱々亭々、交ゆるに櫻樹を以てし、春花・秋葉・夏涼・冬艇眞に清遊の巷といふべきである。山内に莊嚴なる社殿があつて蒼柴神社と呼び、牧野家中興の英主忠辰公を祀り、事代主神を配祀してある。忠辰公の人物事蹟は『歴代の藩主』の條に記述した通りである、且つ境内に在る悠久山神祠碑銘にも其の行狀を掲げてある。

この忠辰公は市民が今に大淨院様と崇敬する藩主で、非常の敬神家で、特に國典を修め、又明治四十五年炎上前の越後一ノ宮たる彌彦神社の社殿は元禄八年に公の造營したものであつた。公は享保七年八月に卒去せられたので、此の趣を京都の神祇道管領吉田家に通報すると、同家から 蒼柴靈神の神號を贈られたので、養嗣子忠壽公は社殿を御城の東隅に營造して靈璽を奉安し、朝夕禮拜

お山

蒼柴神社

祭神牧野忠辰公

城内の社殿

社殿炎上

して追孝の誠を捧げられた。然るに享保十三年三月二十七日の大火、俗に云ふ三藏火事で家中屋敷及町家より城郭に至るまで殆んど其の災を被り、同時に社殿も亦炎上したれば、一時靈璽を千手の八幡社に奉遷したが同年十一月十二日に再建工事成り、御遷座式が行はれた。尋て同十八年三月一日吉田家より明神の崇號を贈られ、明和八年八月忠辰公の五十回忌に當つて、同家から更に大明神の尊號を贈進せられた。

社地の選定と社殿の造營

是より先藩主忠精公は御神体を城内に置くは神慮を安んずる所以にあらずとして、之を適當の地に遷さんことを企て、初め地を中島に相したが、後明和六年五月戸左衛門新田に變更して、入込無用殺生禁斷の令を布いた。蓋し此の選定地は今の悠久山の地にして、其の昔祭神忠辰公が杉の良苗を佐渡から採つて植ゑられた緣故があるからである。是れより十有三年を経、天明元年七月造營の工を竣つた。其社殿並に附屬建物は

神城の選定

社殿と附屬建物

本社殿(西向)	間口一間半	奥行一間半
幣殿(同)	同 三間	同 三間半
拜殿(同)	同 六間	同 三間
額門(同)	同 五間半	同 三間

藩財政と
工事

興趣深き
建築の由
來

悠久山と
命名
悠久蒼柴
の出典

遷宮式

神庫(東向)

間口一間半

奥行一間半

即ち現存の建物である。當時長岡藩は引續く藩主の不幸と連年の火災とに依つて財政は頗る窮乏を告げてゐたので、明和七年には諸事儉約すべきの命を下した程であり、社殿の造營費も實に巨額に上つた事と思はれるが、藩老山本勘右衛門(老迂齋)特に命ぜられて工事を董督し、按排宜しきを得て、領民歡呼の裡に此の大工事を竣つたのは、藩主の徳に歸せねばならぬ。傳ふる所に依れば、此時の木材は之を河西の領内に徴したのであると、蓋し約百年前此山は祭神忠辰公の山林經營の地であり、三島郡下除地方にも亦同時に植林せられたのであるから、其の木材を採りて社殿を造營し、其の植林地に神靈を鎮め奉れるは頗る興趣深き因縁といふべしである。

七月二十九日に御社地を、以來悠久山と稱すべき旨を令達した、蓋し悠久山といふ文字は中庸の『博厚配地高明配天悠久無疆』といふ句から出たので、蒼柴は『アヲフシ』と訓み事代主神の故事から出たのである。

斯くて八月八日には遷宮式が舉行せられ、藩士一同は五ツ時(今の午前八時)に御廨前阪之上小學校邊に、檢斷町老は表一の町へ出て、御遷座の行列を見送つたが、神官は藤井治部と小林能登で、由緒に依り特に御伴を命ぜられたのが花輪金次右衛門・花輪養之助・花輪坦左衛門・花輪彦左衛門・大平建七郎であつた。牧野家家譜に當日の状況を述べて、

此日や天氣晴朗として道塗塵を揚げず、神慮も左こそ涼しくおはしまさめと、御供並に御見送之

悠久の出典

社地の佳瑞

内お宮
奉護

祭禮

面々は不及申、御行列拜見の老若男女心なき者まで皆渴仰の頭を低る。と、又悠久の出典に就いては

悠久の二字は中庸の語なり、悠遠長久の義にて、天地無疆の徳を述べたる辭を用ひて、御神徳の天に齊しきを表し、御家長久の御武運應護を祝せられし文字と見えたり。高明・無疆二面の御額何れも悠久の二字より出たり。

と説き、更に社地の佳瑞を頌して

此御社地百年前は濯々たる禿山にて、茅薄など生茂れるを、御神の御代に佐渡の國より杉苗を多く運送せしめ、小松と共に培養ありしに、星霜年を重ねて、木立奥深く森々たる清淨地、御祭祀御法樂等の群集の花紅葉の賑は更にもいはじ、遠國の旅客まで參詣に歩みを運び、萬世不轉の靈境となりしは、兼ねて尊慮に思し含まれし御事にや、不思議の御佳瑞なりと古老の者の申せし。と云つてあるが、今日境内を逍遙すると一木一草にも皆此等の歴史が偲ばれるのである。

翌日分靈して之を城内の舊社殿に遷しまゐらせ、内お宮又は内お社と稱した。是に於て神官を定め、社掛を置き、共に境内に住居させて、神社の奉仕・境内の監督整理に當らしめ、非常の際に於ける驅付の規程をも定め、驅付人夫五十人を指定して神社の奉護に充てた。

蒼柴神社の祭禮は舊藩時代には二月六日と八月十七日とで、外に四月六・七・八の三日間御法樂があつたが、祭禮の當日は藩主官服にて御參詣(御在京の時は御名代)の上、御神事及御囃子等があつて

隨行は御奉行・御用人・平士四人・御徒士一人・御坊主一人・御普請奉行・御作事所五人・御社御用掛一人(供三人)・御社方(供二人)・神主三人(供四人)・御役所七人・御用達三人・小頭二人・足輕八人定抱一人・御囃子方十七八人、神樂堂十人合計七十八九人で、外に廻り方・内目附・盜賊改下役等が出役した。四月の御法樂の賑はいふまでもなく、八月の祭禮には前夜宵宮燈籠揃が行はれ、十七、八兩日は草相撲があつて、仲々の賑であつた。隨行及出役の面々には赤飯(糯米一斗二升・小豆二升五合)を下され、尙恒例として枳尾町から酒一石を献納するので、御神酒に供へた残りを右の人々はもとより、相撲連中にまで配與せられた。明治に入つて陰曆が廢せられて太陽曆が用ひらるゝに及び、春の例祭は五月の六・八の兩日、秋の大祭は九月十七・八日の兩日に改めたが、明治三十九年に至り、更に春の例祭には七日の一日を加へる事になつた。

村社蒼紫神社と昇格

明治戊辰の役長岡落城の際一時御神體を枳尾へ奉遷したが、翌二年の春再び現地に安置し、同四年三月神佛稱號の混淆を禁ぜられたので蒼紫神社と改め同六年村社に列し、是より數年間第十五大區第九小區、即ち古志郡の内瀧谷・渡澤・黒田・猪の澤・村松・廣道・竹花・鷺之巢 横枕・釜澤・町田・青木・柿・山澤・高畑・鉢伏・長倉・中澤・善兵衛・谷内・戸左衛門・長右衛門・栖吉・大町の二十四ヶ村、第十六大區第一小區即ち舊士族地に於ける無格各社の上に班し、恰も之を管理す

るが如き位地に在つたが、其後大小區制の廢せられた結果、前記士族地(舊長岡本町)の住民を氏子とする單獨の村社となつた、而かもお山の名に於て長岡に於ける崇敬の中心であつた。本社は明治維新後一時長岡町民の管理に屬したが、再び牧野家の經營に歸し、多額の費用を要するときは一般氏子等の寄附金を募りて其の費途に充て來つたが、連年費用の増加を來し、且神威年々逐うて普及し、境内の勝景は遊覽者を吸収すること年々多きを加ふるに至つたので、明治三十四年蒼紫神社保護規定成り、牧野家を保護者として財産管理の事に任し、氏子惣代三名・世話人十七名を置いて社務一切を處理させる事となつた。要するに、大小の事牧野家と氏子惣代世話人等と協議處理し、祭典並に社殿社地等の管理監督は神社法令に違つて社掌(現社司)が之を專宰し、社係が補助する事になつてゐる。

明治四十年一月本縣から幣帛料供進神社に指定せられた。

明治三十九年以降、閑院宮・久邇宮・東伏見宮の三殿下を始め奉り、東郷・上村・福島等の各大將の參拜があつて、其の都度各種の奉納あり、神徳益々耀き、賽者は日を逐うて増加しつゝある。昭和五年一月十一日縣社に列し、本縣から幣帛供進使を參向させる事となつた。

境内の設備

お山は流石に牧野家の勢力を以て經營されたとけに、其の規模は實に宏大雄渾で之を越後一の宮た

る國幣中社彌彦神社に對比しても多くの遜色を見ない。表參道には二間幅の礎石を行くこと二百八十七間、此間橋梁を渡ること三、大華表を仰ぐこと三、石階を上ること四回にして額門に達するのである。

第一の橋は石造で幅二間一尺長さ九尺、これは長岡町民の寄進したものであるから長岡橋と呼ばれてゐる。第二の橋も亦石造で幅二間長さ九尺、これは新瀉町民の寄進したので新瀉橋の名がある。第三の橋は本木造で幅二間一尺五寸長さ六間一尺、丹朱の色鮮かに四圍の翠色と映して頗る神々しいものであつたが、腐朽の爲大正八年四月令終會が今の石橋に改造した。

表入口の第一の大華表は花崗石造で、高さ二丈圍六尺五寸、寛政十二年十二月忠精公の建てられたもので、遠く大阪から搬入したのである。掲ぐる所の神號御額は、説文學の大家竹山高田忠周翁の筆で、大正十年十一月長岡指物組合十名の寄附である。但し従前は長岡藩と縁故ある江戸の書家平林東嶽の書いた「悠久山」の扁額を掲げてあつたが、年代古く破損したので、今は卸して神庫に藏して置く。第二華表は備前石造で、高さ一丈三尺圍三尺八寸、掲ぐる所の「悠久山」の扁額は藩の祐筆蘇門道人松井信(俗稱 章助)の書である。第三の華表は美しい朱塗の木造で、高さ二丈圍五尺六寸、扁額の御神號は公卿持明院家の筆で、勅額なりと言ひ傳へられてゐるが、惜むらくは徴すべき文献が残つて居ない。想ふに當時諸侯の禁庭に接近することは幕府の甚だ忌諱した所であつたから公然たる勅額の御下賜は不能なりし故、態と記録を残さなかつたものであらう。而して今掲ぐる所の者は模

橋

大華表及
扁額

勅額

燈籠

寫で、原品は鄭重に神庫に保存されてある。

參道の左右には石燈籠七十六基・青銅燈籠六基を排列してある、多くは藩士及江戸・大阪の御出入町人並に長岡町・新瀉町・郷中の有志の寄進である。就中拜殿前の青銅燈籠は長岡町醫師龜倉徳立の供進に係るもので、構造の精緻驚くべきものがある。尙境外表入口の東側に偉觀を誇る青銅の大燈籠は、「お山の常夜燈」として有名なもので、弘化年中古志郡四郎丸村の山澤與三郎が、願主となつて建立したのであるが、鑄造者は勅許御鑄物師星野太郎左衛門藤原寧繁である。然るに明治十三年九月六日の大風に倒潰破損したので、翌十四年五月改鑄再建した、鑄工は寧繁の後裔たる太三次寧寛と名兒耶清吉・西山亭藏の三人である。大燈籠は周圍二丈七尺高さ二丈八尺臺石の高さ七尺五寸周圍の石垣十六間である。之と對して西側に老柳の下清泉が滾々と湧出てゐる、柳の井と呼びて土地を吉水といつてゐるが此の清水に由来する地名だと傳へられてゐる。

長岡に於ける及長岡出身の六十歳以上の老人有志者、市の公共事業の援助をなす目的を以て、令終會といふを組織し、其の第一事業として、大正六年長岡開府三百年祭の舉行を機會に、悠久山の公園化及び之に通ずる道路の開鑿を企圖し、牧野子爵家・市當局及神社關係者の同意を得て、大に神域を修築し、更に五萬餘坪を擴張して一大公園を造り、且長岡市より山麓に通ずる大道路をも開いた。斯くて社地の廣さは

柳の井

令終會の
事業
境内の風
致

境内地

三千六百餘坪

一樹神社境内地

五十餘坪

招魂社境内 百餘坪 狗塚 二十餘坪
となり、公園地は神社より寄附の山林其他二萬餘坪、令終會寄附の山林五萬餘坪となつた。
昭和四年氏子一統及崇敬者有志の齎出金を以て、總檜造り二間に三間の神饌所を増築し、御手洗所
を改築し、潔齋所を設け、其他各般の修理を加へて益々設備の完成を圖つた。

境内の風致

境内の風
千木櫻

參道の兩側には鶴龜の松・千木櫻及千餘株の古松老杉陰を垂れ、枝を交へて鬱茂し、翠雲・紅雪四
時の風趣を添へて、先づ神域の尊さに襟を正さしめる。尙進んで玉橋を渡れば、赤柏・鹿紅葉・七
五三の松・目白杉・翠の池など、つぎ／＼に眼を喜ばせ、丘あり、谷あり、平地あり、細徑之を連
結して變化極りなく、歩を移す毎に新景展開して雅趣盡さず、四周自然の大觀と併せて、終日の行樂
にも決して飽くことを知らぬ。千木櫻は『お山の千木櫻』と稱せられ、參道の兩側に並植せられる者
は『櫻第門』と呼ばれて古來世上に喧傳してゐる、祭神忠辰公が最も櫻を好愛したるに依るといふ。
北越詩話に『花時瀾望一白土女群遊し釵光帽影香雲の中に隱見す』といふは眞景である。然るに近年
是等の老樹が風雪の厄に苦められて、追々枯死するものを見るので、其の後稚樹を植ゑてこれが恢
復を圖ることとなり、既に明治三十八年には牧野家の盡力に依つて、細川句・長州緋・御車還・吉
野櫻・米泰等數種の稚樹計一千株を東京から移植した。今や公園として各種の新計畫成り、着々施

悠久山房

設しつゝあるから、今後更に風致を添ふるを疑はない。
裏參道の傍らに悠久山房がある。百餘年前の茅葺の一棟と新設の亭とを有す、元は社係を勤務した
堤氏の住宅であつたが、時勢と共に轉々して、今は牧野家の別邸として永久に保存する事になつて
ゐる。山房は其軒西北に面して、地位少しく高く、沃野千里眼前に展開し、西山脈は波濤の如く起
伏して遠く西北を限り、神氣清き彌彦山は指呼の間に矗立して眞に絶美雄大の展望である。

境内の小社及記念碑

一樹神社

蒼柴神社社殿に對して三の鳥居と額門との間、左方に境内社一樹神社がある、祭神忠辰公の神道の
師橘三喜を祀つたものである。三喜は肥前平戸の人、松浦大明神の社家に生れ、江戸淺草新堀端に
居住して、神道師範をして居たが、元祿八年から忠辰公の聘に依りて、神道の師となり、又忠辰公
の命にて彌彦神職高橋左近にも佐久良井之神道を傳授した。其著『一の宮巡詣記』は神祇全集に收め
られ、其他他神書數種の著述ありといへば、一廉の神道家であつた。公は賓師の禮を以て三喜を遇
し、秩四十人扶持を賜はつたが、其の後如何なる故にや、御暇乞をもせずに行衛を晦まし、元祿十
六年三月其の門下たる武州一ノ宮氷川明神(大宮にあり)の神職武笠大藏方で病歿した。悠久山に於
ける一樹神社は、享和三年(三十四六三)七月三喜六代の孫徳眞が藩廳の許可を得て、社地内に建立した
もので、始めは靈神といつたが、文化十四年三月に京都神祇管領吉田家より明神の號を追贈せられ

たのである。其の後徳眞在命中の宿願によりて、永久牧野家に於て保護する事となつた。本殿に向つて左に招魂社がある。招魂社は戊辰の戦役に陣歿した總督河井繼之助・大隊長山本帶刀以下三百九名(標石四十二基)の藩士の靈を祀る爲に明治七年六月十九日に創建したものであるが、其の後明治十年の西南戦役に於て舊藩士中徵募に應じ、警視隊に編入せられて國難に殉じた者池田九十郎以下十八人(標石十八基)の靈を合祀した。社殿の大きさは方一間六分餘總坪二坪七合許で、委員十名を委嘱して其の保護に當らせ、蒼柴神社の祭典と共に慰靈の祭を擧げてゐる。大正十二年から長岡城陥落の記念日(陰曆五月十九日)當日、若くは其の前後に於て好日を選び、舊藩士多數集つて臨時慰靈祭を執行し、終つて直會を催し、野趣多き淨齋を供し、大に當年の意氣を偲び、追懷の情を温め來つたが、昭和三年から市内の各教化團體が之に参加する事となつた。山内には悠久山神祠碑銘の外に戊辰戦歿槍隊・刀隊諸士の碑碣があり、大正七年舊天主閣跡に建てられてあつた河井總督・山本大隊長の碑がこゝに移され、尋で長岡の先覺者鶴殿團次郎(春風)の碑が建てられ、長岡女子教育の恩人星野嘉保の胸像・戊辰戦後長岡復興の恩人小林病翁・三島億二郎・長岡出身の法學博士渡邊廉吉の記功碑が近年相次いで建設せられた。一巡すれば此等長岡の偉人・傑士の事蹟に接して、其の高風を仰ぐ事が出来る。

白狗の碑

白狗の碑

裏門を出ると、さゝやかな一つの塚が見える、俗に犬塚と呼ぶ。元本縣令永山盛輝が題して白狗の碑と刻した、白狗は祭神忠辰公の畜犬で、美しい傳説が埋められてある。

義 犬

貞享の頃、古志郡東山本中澤村の百姓に善兵衛といふ者があつて、一匹の白犬を飼つて居た。此の犬普通のものより一かき大きく、力も強く、或る雪の夜山犬と闘つて之を嚙殺した程、勇猛無比の怪物で、友犬など之と争ふものなく、善く善兵衛と親しみ畑仕事其他の外出先には必ず白犬の隨行を見た。されば善兵衛の寵愛は一通りてなかつたが、其明る春藩主忠辰公の所望に依つて、此の犬を献上する事となり、公は早速城内に曳かせられ、手づから御飯の残りなど與へられて、限りなく愛育せられた。其の夏公は參府につき、留守中の白犬の手當萬端を、細々と申付けて出發せられた。其の後二十日程経て、犬は行衛不明となつたので、預かり主は大いに驚き、中澤村其の他心當りを搜索したが、何の手懸りもなかつた。止むなく其の趣を公に申上げると、尙心配り尋ね見よとの命令で、其の儘に過ぎた。それから二十日程の後、或る日芝愛宕下の邸宅の裏門から、一匹の白犬がとび込んで來た。門番共は棒を以て追出さうとしたが、いつかな逃げようともせぬ、門番共が持餘して居ると、偶々板の間方の者が通りかゝつて

「これは長岡で、上御寵愛の白犬のやうだ。決して疎忽があつてはなりませんぞ」

と、堅く戒めて、掛り役人を經て公のお耳に達した。忠辰公は御機嫌斜ならず、御居間の庭へ召寄せられ

「うい奴ではある。嘸疲れた事であらう」

と、手づから食物を與へられ、白犬は尾を振つて喜んだ。それから寵愛愈々加はつて、白犬は幸福の日を送り、日々裏門の地幅石の脇に居て、忠實な番犬となつた。

或る日の事、尾州公の鷹匠が主君の唐犬を連れて、牧野家の屋敷前を通過した。白犬は唐犬を見て頻りに吠えかゝり、今にもと

「び付かんとする勢であつたから、門番共は尾州公のお犬に怪我でもあつてはと、慌てゝ白犬を制し邸内に引込ませやうとした。すると鷹匠は

「いや何、御門番御心配は御無用でゐる、唐犬は里の犬などに負けるものではなからぬ」

こんな事を言つて居る間に、隙を得て白犬は疾風の如く件の唐犬にとびかゝり、忽ち傍のどぶへ墮落した。門番共驚き、總出てやう／＼犬を引分け、罪もない白犬を叱りながら、鷹匠に詫を入れた。幸に唐犬は毛が汚れた丈であつたから、馬のすそ盥に水を出し、之を洗ひ落して曳いて行つた。併しながら尾張様の犬の事なれば、後難の程も氣遣しく、忠辰公にも申上、御留守役の者から、御鷹匠頭に音信物を添へて挨拶をした。鷹匠頭も若し此の事が表沙汰ともなれば、自分の越度となる事件であるから、必ず／＼内分にといふ事て落着した。

それより公は白犬を庭に召され

「汝畜生ながらよく聞け、假初ならぬ尾張殿の犬にとびかゝり、若し此の事が表沙汰になるときは、其方は勿論、我等にも少なからぬ難儀のかゝる事である。斯る事を仕出かしては江戸表に置かれぬぞ」

と、きつと叱付けられると、白犬は小首を俛れ、恐れ入つた氣色で庭を去つたが、翌日から其の姿が見えなかつた。此のよしを公へ申上ると

「そうあるべき筈だ、多分國元へ歸つたのであらう、便のあり次第勞はり置く様申付けよ」

白犬は案の如く長岡へ戻つたが、何と思つたか、城内へは歸らないで、舊主人善兵衛の家に這入つて行つた。聲聞き付けて入口に出た善兵衛は

「お前はどうして歸つて來た、殿の御意に背いて戻つたのではないか、否やを確かめぬ内は、上に對して我が家に飼ふことはならぬ」

と叱つたので、白犬は悄然として中澤原までさまよひ出て、毎日求める如く又訴ふる如く、悲鳴を上げて居た。

數日の後江戸から便りがあつて、犬を勞り置く様申遣されたので、善兵衛は中澤原へ行つて見た。元居た場所に犬つくげひして居た。白よ白よと、幾度呼んでも動かうとしない。怪んで近寄つて見ると、哀れ白犬は蹠つた儘に息が絶えて居た。旅の疲れと飢と絶望とで、あへない最後を遂げたのであつた。善兵衛は暫し涙に暮れて居たが、自ら施主となつて、遺骸は厚く葬り、藩主からも弔料を下された。

塚は裏門の石段を下つて里道に合する地點の、右方の小丘の上にある。

第四節 社寺へ寄進

彌彦社殿の造營寄進

越後一ノ宮たる彌彦神社は社領五百石を有して居つたが、徳川の世となつてから、未だ幕府より御朱印狀の下附なく、且つ其の地が牧野家の領分内に包含せらるゝが如き形となつたので、當該神職から御朱印狀下附の取成方を牧野忠成(右馬允)に懇請したれば、忠成は左の願書を幕府に提出した。越後國彌彦山大明神領五百石蒲原郡彌彦村之内従先規所務仕來山林竹木等迄于今相違無御座候拙者知行所之内に御座候得共拜領之外に御座候御朱印致頂戴度之旨神主申候相調候様奉願候仍如件

正保四年亥三月十三日

牧野右馬允印

安藤右京進殿

松平出雲守殿

彌彦社領

朱印狀下附の取成

幕府は詮議の上、翌慶安元年忠成の手を経て、左の朱印狀を神主に下附した。
越後國蒲原郡彌彦山明神領同郡彌彦村之内五百石之事任先規寄附訖全可收納並山林竹木諸役等免
除永不可有相違者神事祭禮無怠慢可抽天下安全之狀如件

慶安元年二月廿四日

之と同時に社務執行に關し、數ヶ條の訓示を與へられたが、其最後の箇條に、『公邊向不案内之儀
有之者牧野右馬允殿に承合可申事』とありて、彌彦神社が牧野侯の領地内に在る關係上、敢て公然
幕府の委任を受けた譯ではないが、自然牧野侯が神社の一切に關して世話役たる状態となつた。
敬神の念篤き忠辰公は彌彦大明神をも尊信し、其神職高橋左近を優遇した。そして炎上(明治四十五年三月十一日)
前の社殿は忠辰公の造營したものである。抑も彌彦大明神の社殿は佐渡から材木を採つて、三十一
年乃至三十三年に一回改築する定めてあつたが、時運至らず荏苒殆んど百年を経て甚しく荒廢した
ので、忠辰公は進んで社殿造營の工を起し、橘三喜に命じて事を董さしめ、年餘にして工を竣へ、
元祿八年親しく臨みて遷宮の式典を擧げた。

歴代の寄進

初代忠成の寄進

元和四年七月廿八日(藏王町)藏王權現へ高四十石寄進。

寛永六年九月十一日(古志郡鷺巢村)定正院へ鷺巢村・横枕村之内に於て新田十石寄進。堀直寄の
先例に従つたのである。

承應二年五月十九日白山社(新潟町)へ同所平島の内新田二十石を寄進し、別に十石を神主領とし
て與へた。

二代忠成の寄進

明曆二年八月十六日普濟寺(古志郡栖吉村)へ須吉村の内新田十石を寄進す。先考墳墓の地たる縁
故を以てある。

萬治二年五月十六日觀光院山王社(市内)へ古志郡四郎丸村の内新田五石を寄進す(今は廢寺)
忠辰の寄進

元祿七年五月二十三日西願寺(市内吳服町)へ古志郡川崎村の内新田高二十石を寄進す、蓋し同寺
隱居常光院に、守本尊の木像彫刻を依頼し、出來上れる報酬であつた。

同年五月二十四日靈善寺(古志郡鉢伏村)へ鉢伏村の内新田二石を寄進す。蓋し二代忠成同寺の寶
物舍利佛を貰受けた代償である。

同八年七月二十八日彌彦大明神末社(同境内)五所大明神へ蒲原郡鴻巢村の内新田高十石餘を寄進
す。

同十六年四月十四日光社(古志郡富島村)へ富島村の内新田高二十石を寄進す。蓋し正保三年の

先例を踏んだのである。

寶永二年九月十九日千手秋葉社(興國寺境内)へ千手町村の内新田高三石餘寄進。

忠壽の寄進

享保十七年九月十三日日本明寺(古志郡耳取村)へ對し寺持の田地高十四石餘に係る永代無年貢・諸役免除の証文を交附す。蓋し住職利圓及利海が相次いで先代忠辰の知遇を得、數十年貞實に勤務せる功に依つたのである。

忠利の寄進

寛延四年四月八日新瀉毘沙門へ新須崎町並に龍聖寺邊にて萱野空地共に都合六町歩高十一石餘寄進。全く信仰に依つたものである。

斯くて明治維新まで繼續して居たのである。此他省略。

遊行上人巡錫

遊行上人
巡錫

相摸國藤澤寺遊行上人は、十年位に一回づゝ來越し、各地を巡錫せられたが、長岡では石内の極樂寺が其の宿坊に充てられた。其の節は牧野家の寄進で、三間五間湯殿雪隠の上人休憩所、三間十五間五及三間六間二室の大衆寮。一間二間の番所等が新築せられ、多數の家具を貸與し、毎日三人づゝの
人足を詰切らせ、尙必要に應じて人足を供給し、音物を贈遺するなど、一方ならぬ待遇である。貞

享四年の巡錫の際は、冬季逗留といふので、白米二十俵・醬油二樽・味噌二樽を贈られた。尙石内村は領外ながら、男女の參詣心次第と觸出された。

上人一行の大袈裟であつた事は、其荷送りに傳馬七十八匹・人足六十八人・増馬四十七疋・増人足百七十二人と傳へられるのでも想像せられるが、代官一人・米見三人・庄屋五人・人馬の差引をなし、殊に草生津渡船場では、大船五艘を長岡町から出して、船の不足を補ひ、數千人の見送人もあつて、其の混雜は筆紙に盡し難い。(主として貞享四年の記事に據る)

善行寺勸化

善光寺勸
化

信州善光寺中戎善院勸化として來岡、大工町法藏寺を其の宿坊に充て、先づ藩主から慰問の使者を遣され、尙年寄中奉行衆も折々見舞として訪問す。やがて戎善院如來及寶物を奉じて登城する事となる、此時は玉藏院・榮涼寺・本妙寺・西願寺が城内にて待請、奉行・用人・近習・徒士小頭・足輕・杖突中間等麻上下又は羽織袴にて、數十人前後を警衛する。城内に到着すると、奉行・用人之を式臺に出迎ひ、藩主亦麻上下で戎善院に謁を賜はる。此時如來及寶物を上段に陳列し、終つて一行の者に料理を賜り、如來へ銀子二十枚、戎善院へ銀子五枚を寄進す。此日各城門には増番數人宛を加へ、羽織袴で五ツ時(午前八時)より詰め、天水桶には水を張込み、正門から式臺まで、薄縁を敷くのである。以て其の一般が想像出来る。(主として寶永三年八月の記事に據る)

神社の地位

第五節 神社の由緒

神社の地位

舊藩時代神社の奉仕者は殆んど僧侶の擔當であつたので、寺院に比すれば其の取扱は第二義に置かれ、明治五年神佛混淆が廢止せられて、劃然之を分けてから、始めて神社の地位と觀念とが明確にされた。

併し神に對する崇敬心は古今決して渝る事なく、歴代の藩主は其の境内を除地即ち無稅地とし、又或る神社には社領をも寄進した。民衆も亦其の祭禮に際しては、應分の資を齎出して、出來得る限り之を盛大にした。

現存の神社は縣社二、村社四、其他の公認社もと無格社といつた二十一で、私社としては町内崇敬社が四、庭内崇敬社が一、合計三十二社である。之を祭神から見ると稻荷社が十三、諏訪社が六、神明社が四其他が九社である。以下社格を記入しないものは、縣・村社以外の公認社で、俗稱無格社と稱するものである。

現存の神社

各神社由緒

金峰神社

金峰神社縣社 昔は藏王宮又は同權現といつた。和銅二年四月大和國吉野山金峰の藏王權現を分靈

して古志郡柘尾郷いれぼち檜原に勸請したのが本神社の緣起で、其後年月不詳同郡大島莊川崎郷に移つた。

此の地もと保倉村といつたが、是れから藏王村と改めた。權現堂の東に藏王堂城も出來、此の城が廢滅に歸してから、川缺に逐はれて城跡地に移り、靜觀院別當が奉仕した。元和年間社殿炎上して古記録悉く燒失、慶安元年二月幕府から朱印地三百石を附與せられ、牧野家からも四十餘石の寄進があつた。明治四年新たに金峰神社の號を賜はり、祭神を金山彦命と定められ、同六年縣社兼郷社に列せられた。境内老樺古杉枝を交へ、神嚴の氣自湧然たるものがある。四十年十二月十九日社殿復炎上し、現在の社殿は大正二年の新築である。七月十五日秋祭りに行はるゝ流鏑馬の神事は、古來有名のもので、又境内の小社王神の祭儀は古式を傳へた神事として、殆んど類例なしと言はれる。

諏訪社 祭神は建御名方命。

平瀧諏訪神社縣社 表町一丁目に在り。

創立年月未詳初め今の長岡停車場附近の地に在つて、上杉謙信・同景勝等の尊崇篤く、堀氏築城計畫の際今の地に移つた。牧野氏入封後其の祈願所に充てられ、別當智慶院現社司桃田氏の祖が奉仕した。智慶院は配下十九ヶ院の觸頭を勤め、藩主より特別の待遇を享け、社領四十石を有し權勢もあつたので何時となくチケン様の呼名が唱へられた。元祿年間古志郡高畑村の青木諏訪社を、牧野家の命に依つて當所に合祀した。明治五年四月村社に列し、大正十年三月郷社に、昭和三年九月更に縣社に昇

諏訪社
平瀧諏訪
神社

格した。

境内廣く小遊園地をなし、忠烈靖猷碑・及長岡製絲塲碑あり四月及七月の祭禮には、賽者境内に填溢す。

諏訪社 千歳町に在り、由緒未詳。

諏訪神社 六所 兩社合祀、土合町にあり。由緒明かならず、大正十四年境内を擴張し、社殿を新築して、六所・七所兩社を合祀した。

諏訪社 天満天神を合祀、石内町にあり。諏訪社由緒は不明。天満天神は菅原道真を祭つたもので、元と佐渡國相川大願寺境内に在つたが夢告に依つて年月不詳此の地に移す。菅公自筆と稱する其の憤怒の畫像、及難事の二字、今は同所極樂寺に藏す。

諏訪社 城岡町にあり、安政四年創立と傳ふる外記事なし。

諏訪神社 庭内 四郎丸昌福寺境内にあり。

延寶年間の創立で、大正三年まで今の長岡中學校前大杉の下にあつた。境内樹木陰森、凄氣人に迫り、諏訪堂と稱して聞こえた場所であつた。長岡中學校敷地擴張の際、代々昌福寺住職が奉仕した關係から、之を同寺境内に移し、其の跡に諏訪堂趾碑を残した。

稻荷社 祭神は倉稻魂命(宇賀御魂命)

稻荷社 文治町にあり。元と古志郡青島村に在りしを、嘉永四年藩の重臣牧野平左衛門の家來關

千歳町諏訪社

土合諏訪神社

石内諏訪社

城岡諏訪社

今朝白諏訪堂

稻荷社

文治稻荷社

文助なるものが、此處に移したのである。

山本町稻荷社

稻荷社 天照皇太神宮を合祀す、山本町に在り。慶長年間、古志郡麻野畑新田に創立、船玉稻荷と稱し、船持等の信仰する所で、舊船道組で維持した。明治二年現地に勸請して、神明社と合祀、鞘師權四郎熱心に奉齋せしより、權四郎稻荷とも言つた。

坂下稻荷社

稻荷神社 坂下町にあり。創立未詳、舊玉泉寺境内に在つたが、玉泉寺が千藏院に合併せられしより、坂下町の鎮守として奉齋せられ、大正年間公認。本殿は熊谷の源太郎の作なりとて、遠近の工匠來觀研究するもの尠なからず。

觀光院稻荷

稻荷神社 觀光院町にあり。創立年月未詳。元と上州大胡に在つたが、牧野家が當地に入封の際、天臺宗の僧學林坊なるもの隨從して、當地に勸請し來り、長岡城の鬼門に當る現地を相して祭祀したのである。明治戊辰後當町の鎮守となり、明治十六年公認。

蠟座稻荷

稻荷神社 吳服町川前通にあり。創立年月未詳。牧野家に於て鎮火祈願の爲、蠟座の所在地に建てたもので、川前通に在るから、土地の人は着船の際、荷揚げ荷卸しの安全を祈つて、願力稻荷とも崇めた。安産を祈る者も尠くない。境内に芭蕉の句碑あり。

赤川稻荷

稻荷社 下中島町に在り。石内村の住人赤川久七西京伏見稻荷の分靈を得て、自分の開墾地に祀つたのが、追々信仰者を増して、此村の産土神となつた。社殿は天保十四年の建築だ。

お藏稻荷

稻荷社 稻荷大御神を合祀、西神田町にあり。創立年月未詳。牧野家北御藏守護の爲奉齋したも

石内稻荷

のらしい、廢藩の後町内の鎮守と崇む。

妙力稻荷社

豊受姫命
太田命合祀

石内町に在り。當地在住の、三國峠から三條迄を繩張とし、江戸八丁堀より朱房の十手を預かりし大親分高橋綱助、文政の末年社殿を極樂寺東方に建て奉齋せるもので綱助稻荷といつた。明治戊辰後現地に移轉。

藏王町稻荷

稻荷社

藏王町裏新田に在り。

創立年月未詳なれど、五百年以上を経たるものなるべしといふ。其の證は明治二十八年境内のさわだの老樹枯死したる爲伐採したるに、年輪四百以上を數へた。

城内稻荷

城内稻荷神社

城内町にあり。

元和二年堀直寄長岡の地を相し、築城の工を起さんとする時或る朝雪上一白狐の尾を曳きて、選定地を行くを見た。其の跡を尋ねると、功妙な城廓の形をなしたといふので、之に則つて築城の工を竣へ、尾曳形兜城といつた。城成るや守護神として、城内の一隅に小社を立て、稻荷を祀つたのが其の起源である。明治戊辰後城廓内は街衢となりて、城内町と名けられ、稻荷社も亦町内の奉齋する所となつた。

袋町稻荷

稻荷神社

袋町にあり。

創立年月不明。元と長岡藩士坂内倉治の庭内社であつたが、坂内去つて、其の地は渡邊多四郎の所有となつた。袋町の地連菅の街路となるや、町内の有志協議の上、渡邊に謀り神域を擴張して、町内の守護神とした。

共同組稻荷

稻荷神社

誓古町長町共同組にあり。

元和四年藩士西郷又右衛門の庭内社として建立したものだが、明治戊辰後西郷氏の此地を去るや、有志乞ふて町内の奉齋とし、明治四十二年現地に社殿

土屋稻荷

土屋稻荷社

新町一丁目東裏に在り。

明治戊辰前新町の銅屋といへば、遠近に聞えた鑄物師であつた。本名を星野太左衛門といつて、稻荷社を庭内に建て、日夕奉仕した。土屋絶家の後、町内の崇敬社となつた。

神田薬師

少彦名神社

祭神少彦名命、神田町一丁目に在り。

創立年月未詳。口碑に依れば、鎮座の地は往昔大沼と稱する沼地で、沼中の一島に薬師の神を祀る、諸里家の之に奉仕したるは天正二年の事で其の以前既に餘程の年所を経たものらしい。文祿元年神田村の鎮守となり、醫王の神として地方民の崇敬頗る厚く、堀直寄及牧野家より境内地及扶持を給せられた。

明治戊辰戦役の際社殿兵燹に罹り、史乗皆烏有に歸し、爾來假殿に奉祀したが、神佛混淆を禁ぜられて薬師を少彦名神社と改構し、次いで村社に列せられたが、同六年町村制の改革と共に、社格を廢せられた。後長岡町に於ける明治天皇の御駐輦所を請ひ受けて拜殿に充て、大正八年七月村社に復活し、同時に幣帛供進神社に指定せられて、今日に至つた。

神明社

神明社

祭神天照皇太神宮。

柳原神明

神明神社

柳原町に在り。

創立年月未詳なれど、上杉謙信・堀直寄・牧野忠成の寄進状今尙保存せられ、社掌永井家は累代七百餘年間、三河守・筑後守・大隅守等と稱した許状を、京都の神祇管領

より享け居るを見ても、由緒の尊きものあるを察せらる。境内に入幡社・稻荷社がある。

新町神明

神明宮社 合祀諏訪大御神、新町に在り。創立年月未詳。明治十六年村社に列す。

中島神明

神明神社 上中島町にあり。延寶年間山崎助松といふ者、字下麻野畑に於て一個の石祠を發見し享保三年伊勢國內宮より神体を勸請し、現在の地に安置し、追々村民の崇敬を得て産土神と崇め、弘化元年社殿を建立す。

草生津神明

神明社 草生津町にあり。元和四年三島郡荻野城主山田大膳牧野家に召抱へられ、長岡に移住せし時、共に庭内社を移したものが後草生津村の鎮守となつたのである。

千手八幡

八幡神社社 譽田別命應神天皇建御名方命合祀。創立年月未詳。元と三河國牛久保に在つたが、牧野家に随つて長岡に移り、始め城内に鎮座ありしが、元祿年中社殿を現地に定め、黒印地七十石を附與せられ、祭儀は總て牧野家で行はれた。明治年間維持困難となりしより、之を千手町村の奉祀に委し、六年村社に列せらる。明治四十年幣帛供進神社に指定せられ、四十五年隣社諏訪神社を合併す

山本町御嶽

御嶽神社 祭神天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神山本町に在り。創立年月未詳なれど、行基の作と傳ふる藏王權現木像、及延長年間京都北白川少將重頼の奉納に掛る額面(御嶽)を藏するに依つて、由緒の古きを知るべし。明治戊辰の役兵燹に罹りて社殿焼失す。同十年本殿を造營、十二年境内を擴張して拜殿を造營し、爾後數回に亘つて幣殿・神樂殿・石鳥居玉垣等を建設し、現社殿は明治三十一年大改築、尙神域を修整し、設備を完成した。

宮原大巳貴神社

大巳貴神社 相殿金比羅社、稻荷社宮原町にあり。創立不明なれど、口碑には慶長年間十方院敬忠薬師として奉祭し、庄屋川島家の氏神としたるに基因すと傳へらる。弘化年間社殿炎上し、其の後再建。明治二十四年本殿を新築して、金刀比羅社・稻荷社を合祀した。

山本町金刀比羅

金刀比羅神社 祭神大物主命、山本町に在り。延寶年間土地開發者赤川庄右衛門、讚洲金刀比羅社の分靈を、所有地に奉齋したのが、附近住民も崇敬者となり、遂に産土神と崇めて、社殿を造營したものと傳へらる。明治五年公認。

四郎丸赤城

赤城神社 祭神武甕槌命、四郎丸町にあり。嘉曆三年村内大沼より出現せし靈劍を奉齋し、社殿を建てたが、附近一體の總鎮守となり、屈指の大神として信仰せられた。天正年間兵火に焼かれ、慶長十年現地に移し、弘化年間改築して今に至る。境内に樺の老木一株鬱然として天を摩す、俗に之を赤木の「しるし木」と呼ぶ。

川崎神社

川崎神社 祭神金峰神社、諏訪神社、石動神社、日光神社川崎町にあり。由緒不明。明治四十年四社合祀の上、川崎神社と號す。

春日神社

春日神社 祭神天兒屋根命、相殿八幡宮、上條町にあり。年月不詳二本木上條之助の創立と傳ふ或は藤原氏に縁故ある者か。

廢社

上お藏稻荷 もと上お藏守護として其の地内今の船江町に建立したが、今は上田町星野準一郎宅内に奉齋す。

大川天神 長岡藩士で菅公支族の裔と傳へられた武部氏(後大川と改む)の奉仕する所で、賽者多く一時町内社としたが、明治三十六年廢社とし、神體は大川家で奉持して居る。
諏訪社 慶安三年の創立と傳へられ、川久保外新田字澤に在つたものだが、廢社の年月詳ならず

第六節 寺院の緣起

現在の寺院數

寺院の數
寺院中現存のもの五十六ヶ寺(庵をも含む)にして最も多いのが淨土眞宗で三十九ヶ寺、之に亞ぐものは禪宗の八ヶ寺、其他眞言宗三、淨土宗・法華宗各二、天臺宗・時宗・法相宗各一を數へる。尙既に廢寺に歸したものに法華宗・日蓮宗・眞言宗に各一ヶ寺、他の寺院に合併したものが眞言宗に二ヶ寺、及び名義のみ存して寺院なきもの眞言宗に三ヶ寺、總計八ヶ寺がある。

寺院の境内は神社境内と等しく亦無稅地で、寺門一帯に住する民家は門前と稱し、當該寺院と密接の關係を有し、特別の待遇を與へてあつた。

各寺院の緣起

天臺宗
一、天臺宗

安禪寺

安禪寺 藏王町に在る。延曆寺末で、金峰山靜觀院と稱す。和銅元年四月僧道昭の開基で、古志郡楡原に創立されたが、長岡に移轉の年月は傳はつて居ない。弘法大師寄附の能作所寶珠といふものが今に残つてゐる。中興の義道僧正寶永元年五月示寂後、輪王寺宮御兼帶所となり、安政二年三芳野千春住職の命を蒙りて晋山し、明治四年神佛混淆を禁ぜられた時、一時廢寺となつたものを、明治十八年千春之を復興して現今に至る、現在の本尊は多聞天で天仁年間平安朝末期土中から出現したものだと傳へられる。毎年三月三日夜の押合祭には遠近より參詣の信者夥しく、境内に溢れん許りである

二、眞言宗

眞言宗

德聖寺 上田町に在り。新義眞言宗豊山派に屬し、高野山明王院末である天平八年行基作る所の藥師如來を藏王村に安置して、一字を建立し、大了法印を開山とした。後弘安年間今の地に移つて、金色山正智院德聖寺と稱した。明治元年兵燹に罹り堂宇悉く燒失したるを、明治十一年再建して大日如來を本尊とし、藥師堂を別造して同如來を安置す。

千藏院

千藏院 中千手町にありて、同じく豊山派に屬し、行基の作と傳へられる千手觀世音を本尊として越後第十五番の觀世音靈場で、普門山觀音寺千藏院と稱す。元和四年玉藏院慶善牧野家に隨從して當地に來り、其の師祐慶の隱寮として、本院を建立したものである。現在の堂宇は安永年間の建造で、明治四十年本寺玉藏院と、末寺玉泉寺とを併合した。

勝軍寺

勝軍寺 愛宕町に在つて、愛宕山と稱す。醍醐派に屬し、元和元年新田氏の守本尊なる地藏菩薩

を、上州不詳村名 養林寺から、祐寛法印といふ者此の地に遷座し、元和三年堀直寄長岡築城の際、東方の鎮護として勝軍寺と呼んだ。直寄及牧野家累代の信仰篤く、縣下同派寺院の觸頭として頗る權威を有したが、明治に入りて收入昔日の如くならず、一時住職を缺いた事もあつたが、當住就職以來堂宇境内を修葺し、銳意復興に努力しつゝあり。明治六年古義眞言宗に改む。

安養院、大壽院、高雲寺 名のみ残つて建物はない。

觀光院 觀光院町に在つたが廢寺となつた。

三、淨土宗

榮涼寺 永祿年間三河牛久保の城主牧野成定の建立に係り、光輝庵といつた。牧野家が大胡及長岡に移封の都度之に隨從し、東神田に一寺を創立して、光輝山榮涼寺と名づけた。蓋し忠成が父母の菩提を弔はん爲、其諡號の榮感・涼心から各一字を採り、組合はせて命名したものである。開山は明譽上人とて、此の時牧野家より粟米百石を寄進あり。門前に地藏尊の唐銅製座像を安置す。子育地藏尊とて、參詣者絶えず。本寺は牧野家の菩提寺で、又藩の偉人河井繼之助・儒臣伊藤滿藏(東岸)・幹藏(東嶽)の墓がある。

法藏寺 三河國赤坂の巨利佛經山法藏寺の住職入譽は古志郡の産で、學徳並び高かりしより、享祿四年妙見の城主石坂家の懇請に依つて歸郷し、一寺を六日市村に創立して、同時に寺號をも移したが、後元和年中市内大工町に移轉せり。境内の觀音堂に安置する本尊は、平景清の守本尊だと傳へられる。明治元年兵火に焼けて、其後再建。

法藏寺

淨土宗
榮涼寺

四、曹洞宗

長興寺 上州大胡町長興寺の末で、僧伊堯牧野家の入封に従つて當地に來り、磬古町に一寺を開きて、寺名を移し普巖山と稱す。牧野家累代の歸依篤く、榮涼寺・本妙寺と共に家老格の待遇を受く。明治元年兵火に焼かれて再建。明治十六七年の頃の住職大道長安は、學徳並び高く一世に仰がれ、後別に救世教を開く。明治三十一年雷火の爲に焼失し、同四十年再建す。山本帶刀酒井貞藏(晦堂)・三間正弘の墓がある。

長興寺

曹洞宗

安善寺 下總香取郡伊能村長興院の住職たりし僧存宗化法の爲來越、天文十二年地を神田村に相して、藏王村天臺宗安禪寺の法燈を分採して、當寺を創立す。後堀直寄當寺を假城として住居すること三年餘、明治元年兵燹に滅んだが、同六年再建した。

興國寺 正保三年藩老牧野市右衛門正直が僧雲吉を開山として開基したもので、明治元年の兵火に焼かれて再建した。境内の秋葉大權現は、英主忠辰の尊信篤かつたものである。

昌福寺 萬融山と稱す、慶長十二年苗山牧大今の城内町の地に創立したが、元和四年築城の爲四郎丸に移轉す、明治戊辰の戦役に當り、長岡軍の野戰病院となり、河井繼之助負傷の時先づこゝに收容した、爲めに西軍の放火する所となつたが、幸に免るゝことを得た。明治二年一時藩設立の國漢學校に充てられた。勅特賜妙徳院栖吉城主本庄清七郎の女にして將軍秀忠に奉侍したりと傳ふ及藩の名士鶴殿團次郎の墓あり。聖觀世

安善寺

興國寺

昌福寺

昌福寺 萬融山と稱す、慶長十二年苗山牧大今の城内町の地に創立したが、元和四年築城の爲四郎丸に移轉す、明治戊辰の戦役に當り、長岡軍の野戰病院となり、河井繼之助負傷の時先づこゝに收容した、爲めに西軍の放火する所となつたが、幸に免るゝことを得た。明治二年一時藩設立の國漢學校に充てられた。勅特賜妙徳院栖吉城主本庄清七郎の女にして將軍秀忠に奉侍したりと傳ふ及藩の名士鶴殿團次郎の墓あり。聖觀世

長福寺

慶徳寺

實想庵

妙喜庵

眞宗本願寺
西福寺

教覺寺

音像當時の梵鐘の銘に依れば僧行基の作なりと傳へられるもの一體、徳川將軍家より妙徳院に贈られた釋尊自縊の肉檀珠數一連を寶物として藏す。

長福寺 得聚山と稱す。寛永十二年新保村に創立したが、後俗家五十五戸と共に、市内新町に移轉した。境内の咳姥大明神有名なり。

慶徳寺 高尾山と號す。寛永十八年栖吉普濟寺の住職龍明、牧野忠成の歸依の爲、土合町に一寺を建てたものである。

實想庵 石内町に在り、天保年間の創立で、もと時宗極樂寺末であつたが、後曹洞宗に改めた。
妙喜庵 東神田町に在り、天明二年安善寺住職大奇の創立である。

五、眞宗本願寺末(俗稱も西)

西福寺 本町三丁目に在り、巖水山と號す。大江親廣承久の役に敗れ、青雲の志を絶ちて佛門に歸し、名を惠信と改め、眞言宗西崇福寺を越前に立てたが、貞永元年親鸞の弟子となり、西福寺と改む。天文中兵亂の爲に三たび其位置を轉じ、慶長初年長岡に移つて今に至る、戊辰戦役に兵火に焼かれ、大正三年再建した。累代藤井姓なり。

教覺寺 本町三丁目に在り、西輝山と號す。開基岸惠はもと武人で、毛利輝元一族だといふ。顯如上人の高德を仰ぎて佛門に入り、西福寺をたよつて來岡し、慶長十年一字を創建して教覺寺といふ。累代毛利姓を襲用し、山號も西國毛利輝元の縁に因んで命名したものである。明治元年兵火

四入寺

明善寺

專光寺

光徳寺

長永寺

徳宗寺

に罹り、同十四年再建す。

西入寺 渡里町に在り、高龍山と號す。開基道祐は武人飛永某で、蓮如上人に歸依し、文明年間越前國坂井郡柳ヶ瀬村に結庵居住。慶長年間藏王に移り、元和年中今の地に轉ず。明治元年類焼し二年假本堂を建つ。飛永姓を唱ふ。

明善寺 渡里町に在り、日照山と號す。慶長五六年頃信濃國より藏王に移轉し、元和年間今の地に移り、寛文八年寺號を公稱すといふ。明治元年兵火に焼かれ、同四年再建。後藤姓なり。

專光寺 渡里町に在り、珍龍山と號す。元和四年川上嘉傳なる者上州大胡に草庵を結んだが、寛永六年長岡に來り、一字を創立す。明治元年兵火に焼かれ、其の後再建せり。

光徳寺 渡里町に在り、月照山と稱し、照月を氏とす。僧玄了の開基と傳れど年月未詳元和年中藏王より今の地に移る。明治元年兵火に焼かれて同三年再建。

長永寺 渡里町に在り、西條山と號す。文龜元年木曾義仲の末孫了珍信州水内郡西條郷に草庵を結び寺號を公稱す、故に累代木曾姓を稱す。後慶長十二年藏王に移り、元和年間更に今の地に移る。明治元年兵火に焼かれ、同十年再建。第十四世惠禪は學徳共に高く、私塾鷺外巒を開き、佛學及び和漢學を教授し、徳化を以て聞ゆ。

徳宗寺 大工町に在り、藏王山と號し、井上姓なり。元龜・天正の間僧空信一寺を藏王村に建て徳宗寺を開く。後大工町に移り、戊辰の役亦兵火に焼かれ、明治二十三年再建。

圓宗寺

圓宗寺 大工町に在り、龍照山と稱す。天正年間僧空善古志郡鉢伏村に創立、元眞言宗に屬せしが、後眞宗に轉し、徳宗寺の門下となりて藏王村に移轉し、再轉して今の地に移る。明治元年亦兵火に焼かれて、再建したものである。圓山を氏とす。

正覺寺

正覺寺 神田町三丁目に在り、觀喜山と號す。寛喜元年僧善性信州水内郡東條郷に本寺を創立す善性は後鳥羽天皇の第二皇子高成親王の出家し給ひしものなりと傳へらる。後十三世を経て、慶長三年堀直寄の招請に依つて長岡に來りしが、堀氏村上に移封するに及びて之に隨ひ、直寄の逝去について、再び長岡に移り堂宇を建立す。寶物として後西院の尊牌・後奈良院の宸翰を藏す。若槻姓なり。

長因寺

長因寺 神田町三丁目に在り。文明元年信州に創立、七世宗安正覺寺慶了に隨つて長岡に來る。立花姓なり。

信光寺

信光寺 神田町三丁目にあり。水落を氏とす。長享元年信州に創立、六世宗傳亦正覺寺慶了に隨つて長岡に來る。

正樂寺

正樂寺 神田町三丁目にあり。延寶元年の創立と傳ふれど、創立地及長岡に移轉の年月共に明かならず。法性山と號す、故に法性を氏とす。

長恩寺

長恩寺 千手町三丁目に在り、寶光山と號し、草間氏を稱す、慶長六年現在の地に基を開くと傳ふれど詳ならず。

唯敬寺

唯敬寺 長原町に在り、梅鶯山と號す。永正五年僧明善姓は信州筑摩郡に一字を建立したが、戰亂の爲三島郡笹花村に移居し、水害の爲復長岡上田町に移る。偶々藩の藏用地に充てられたる爲、立退を命ぜられ、弘化元年今の地に轉す。明治元年兵火の爲全部焼失し、再建したものである。

圓光寺

圓光寺 四郎丸町に在り、蘭旭山と號す。開基を釋信關と呼び、天正五年上州群馬郡長尾村から今の地に移りたりと傳ふれども、屢々火災に遇ひて記録皆逸し、詳細を知るに由なし。累代長尾姓を稱す。

眞宗一
大谷派
妙宗寺

六、眞宗一 大谷派(俗稱お東)

妙宗寺 本町三丁目に在り、楢本山と稱し、清澤を姓とす。もと信州水内郡楢本に在り、戸隱山の別院で、天臺宗に屬し、堂宇は足利尊氏の寄進である。十世寛玄蓮如上人に歸依して、眞宗に改めたが、甲越戰爭の爲坊舎皆焼失したので、逃れて古志郡寺島村に來り、後藏王村に移り、慶長八年今の地に轉す。數百年來越後國本山末派の觸頭となり、三條別院の建立に功あり。堂宇は明治戊辰の兵火に焼け、其後再建したものだ。

稱讚寺

稱讚寺 本町三丁目に在り、光澤山と號し、累代光澤姓を唱ふ。舊記散逸して開基不明なれば、延寶七年寺號公稱を許されし時を以て創立とし、當時の住職釋慧山を開基とす。世々妙宗寺に隨つて其の寺務を助けた。本堂も亦明治戊辰の役に焼けて、其後再建したものだ。

善行寺

善行寺 本町四丁目にあり、高龍山と號す。僧淨眞魚沼郡妻有郷より、慶長十七年藏王に來つて

林照寺

一字を建立したが、其後今の地に移つた。忠成の時領内の東本願寺の觸役を命ぜられた。本堂は明治戊辰の兵火に焼けて、今尙假堂。松野姓である。

願淨寺

林照寺 本町四丁目に在り、光明山と號す。開基玄定はもと林某といふ武人なりしが、善行寺住職に従つて法を學び、剃髮して名を改め、天和三年一字を建て、林照寺と號すといふ、故に林姓を唱ふ。明治元年の兵火に罹り、其後假本堂再建。

本善寺

願淨寺 上田町に在り、實源山と號す。約百八九十年前信州水内郡赤沼郷より魚沼郡に移り、其後長岡に來ると傳ふれど、確かな記録がない。累代赤沼姓を唱ふ。本堂は文政七年焼失、今尙假堂

安養寺

本善寺 柳原町に在り、寂淨山と號し、榎野尾姓なり。觀應二年(南朝の正平六年)釋寂祐三州牛久保に開寺したが、牧野家に從つて轉々したので、元和四年今の地に移つた。徳川家康より牧野康成に賜つた一寸八分の黄金阿彌陀佛を重寶とす。本堂は明治戊辰の役に焼失したが、大正十五年再建した。

淨福寺

安養寺 草生津町に在つて、松林山と號す。草間廣頼顯如上人に歸依して弟子となり、淨信と改め、後古志郡村松村に勝覺寺なる一字を建て、尙四ヶ寺を創立した、篠花の安養寺は其の一なり。文政の洪水に堂宇流失したので、同九年今の地に移つた。草間姓を稱す。

眞照寺

淨福寺 千手町二丁目に在つて、銀山と號す、日野姓なり。戊辰の兵火に罹つて記録皆焼失し、創立地は會津若松で、其の年月は元和八年閏八月と傳ふれど、全く不詳である。

眞照寺 千手町に在つて、會水山と號す。祖先山岸眞照は武人にして、妙見會水城に居り、永正

善行寺

天文の頃上杉謙信に從つて軍功あり、年五十八蒲原郡曾利田村に一庵を結び、法名を惠覺と改めて念佛生活に入る。子眞明顯如上人に歸依し、法名を覺淨と改め、父の縁に因つて眞照寺と公稱す。後古志郡乙吉に移る。爾後數世相嗣ぎて謙信及景勝に屬して武名を擧げ、又本願寺の爲めに、護法の軍に加はつて功あり。慶長六年四郎丸村に移り、元和三年千手町村に轉ず、是れより半武半僧の生活を棄て、全く佛門に入る。明治戊辰戰役に當り、八月十二日仁和寺總督宮柏崎より新潟へ御進軍の時、本寺に御小憩あらせられ、越後府知事四條隆平巡視の際、假館に充てられた。支坊に照傳寺がある。

西方寺

善行寺 長柄町に在りて、鷲尾山と號す。天正八年僧淨念古志郡妙見に一寺を開き、後同郡上條村に轉じ、大正六年今の地に移る。鷲尾姓なり。

了教寺

西方寺 四郎丸町に在つて、日出山と號す。開基明圓信州水内郡赤沼郷より越後に來り、初め古志郡柿村(かき)に住し、後現在の地に移りたりと傳ふれど、記録焼失して年代不明なり。明治戊辰の兵火に焼かれて、同三年再建す。赤沼姓を稱す。

願性寺

了教寺 四郎丸村に在り、山號不明、西方寺と共に各所に移つた外由緒傳らず。亦赤沼姓なり。

長延寺

願性寺 土合町に在り、紫雲山と號す。創立不明、元妙宗寺の掛所なりしも、明治年間獨立したのである、井上姓。

長延寺 創立不明、大正山と號するを見ても、由緒の新しきを知る。昭和二年の末長岡に來り、

廣永寺

旭町に布教所を開く。
廣永寺 西新町にあり、光耀山と號す、推耳姓なり。天正十六年古志郡新保に創立すと傳ふる外舊記焼失して不明なり。

淨照寺

淨照寺 貞應二年蒲原郡赤塚村に創立、大正十三年長岡市藏王町に移る。丸山姓。

淨琳寺

淨琳寺 明治十二年藏王村に開いた説教場であつたが、昭和三年三島郡出雲崎町の淨琳寺をここに移したのである。高木姓。

廣深寺

廣深寺 川崎町に在り、吉井山と號す。數度の火災にて記録焼失、所藏の親鸞上人の影像の裏書に、慶長二十年元和元年とあれば、創立年代は其の以前なるべし。創立地は佐渡なりといふ。藤吉を姓とす。

七、眞宗—高田派

眞宗—高田派
西願寺

西願寺 吳服町に在り、日照山と號す、姓を上原といふ。開基教名はもと武人上原某の子、親鸞上人の弟子となり、貞永元年八月常州笠間及布川に各一字を建つ、其後十數世各所に轉々して、終に、古志郡黒津村に來り、堂宇を建立して西願寺と公稱す。堀直寄の尊信を得て、其の招請に依り今の地に移る。直寄の畫像及關係文書數通を藏す。明治戊辰の兵火に燒かれて、其後再建した。

光照寺

光照寺 吳服町に在り、後園山と號し、笠原を姓とす。慶長年間古志郡黒津村に創立、西願寺と共に長岡に入る。

歸命寺

歸命寺 吳服町に在り、明喜あきを姓とす。由緒光照寺に同じ。

光徳寺

光徳寺 吳服町に在り、亦後園山と號す。年月不明古志郡釜ヶ島村に創立せられ、元和三年今の地に移る。釜島を姓とす。

法華宗

八、法華宗—本成寺派

本妙寺

本妙寺 大工町に在り、長秋山と號し、梅田姓なり。慶長十二年開祖日樂長岡上寺町に草庵を結んで本妙寺と稱し、萬治三年今の地に移る。累代藩主の信仰篤く、榮涼寺・長興寺と共に特遇せらる。明治戊辰の兵火に燒かれ、同三十五年再建す。境内に有名なる鬼子母神堂あり。

法華庵

法華庵 替古町に在り、明治十九年古志郡龜貝村西山作平の開基に係る。

感應院

感應院 もと本妙寺構内に在つたが、明治戊辰の兵火に燒かれて、其の後廢院。

時宗

九、時宗

極樂寺

極樂寺 石内町に在り、石内山と號す。永仁年間古志郡乙吉村に創立したものと聞けど確かならず。元藏王堂極樂寺と稱せしが、遊行二代上人巡化の際、鷲尾大納言長郷其の弟子となり、慶長中里人を勸奨して一字を建立し石内山道場福壽院極樂寺と唱へた。遊行上人北陸巡錫の都度、本寺に駐錫するは此の縁に因る。上杉謙信・徳川家康等より寺領の寄附あり。菅原道真憤怒の座像の幅及其眞筆と唱ふるものを藏す。

一〇、法相宗管理
太子堂 大工町に在りて、聖徳太子を祀り、像は僧行基の作と傳ふ。年月不詳古志郡妙見村に創立、寛永年間長岡山本町に移り、寶永二年大工町に轉ず。明治戊辰の兵火に焼かれ、大正十年再建す。長岡町時代使用せる午砲を境内に保存す。

第八章 藩政補遺

第一節 川越移封事件

移封の發令

天保十一年十一月朔日幕府は突如として、長岡牧野侯忠雅を武州川越へ、川越松平侯直侯を出羽庄内へ、庄内酒井侯忠器を我が長岡へ、各々轉封すべき命令を發した。何分二百二十餘年永住の地を去るので、藩士は家族も勿論從僕財産も移轉させねばならず、商工業者は舊花客を送つて新顧客を迎へる準備をせねばならず、其他農民中にも領主の恩恵に浴して、各種の事業を計畫して居た者もあり、四圍の事情仲々複雑錯綜してゐるので、此の發令が藩に到達した時は上を下への大騒、上下

とも三度の食事も容易く咽喉へ通らぬといふ有様で、直ぐにも出發せねばならぬ様に心得、丹精して植置いた樹木を伐倒すもあり、澤庵漬にとて干置きたる大根を取卸して總菜にするもあり、居屋敷の一部を破壊する者もあつた。利に敏き商人は堀出物もやと、士分の家内を言ひくめて、器什を二束三文に買求め、町中何店にても古道具のない家はなかつた。

移封の原因

移封發令の原因とも見るべきは

一、當時の將軍は家慶であつたけれど、實權は老將軍家齊の手にあり、老中首席が水野越前守忠邦で、隨分に威權を弄し勝手の振舞も多かつた時であつた。然るに忠邦は前長岡藩主忠精と、兎角相協はない關係にあり、長岡は小藩ながら、忠精は老中を務め、其の子忠雅は京都所司代の榮職にあつて、將來は老中の顯職に上るべく豫想せられ、將軍家慶の信任篤く、中央の勢力も意外に強大なるを思ふと、七萬餘石の表高でも、餘程の内得があらうと睨まれて居た。

二、川越藩は表高八萬石でも、土地は瘠せて年々減收の時が多いので、累代の藩主も之をこぼして居た。所で當代の藩主直侯は徳川の大御所家齊の寵姫お花の方の出であるから、お花の方は何とかして直侯を裕福な領地に移したいと物色して、目を着けたのが庄内藩であつた。庄内は表高十四萬石であるが、更に多額の増収があり、内福の聞え高く、其の藩邸が江戸神田に在つたので、

神田大黒の異名を付けられた程であつた。そこでお花の方は水野忠邦に謀つたが、機を見るに敏なる忠邦は、先づお花の方の望みを叶へて、大御所家齊の意を迎へやうと考へた。

三、酒井忠器は徳川氏の姻戚といふので、老中だとして忠邦の意を迎へる事もせず、兩者の間が兎角圓満を缺いて居た。加之酒井氏は勤王の志篤く、將軍の名代として上洛の都度、多くの金米を禁庭に献上する例であつたので、此の事も忠邦が心中快からず思つて居たのである。

是等内外種々の事情が集まつて今回の移封發令となつたので、畢竟長岡は忠邦の野心の犠牲に供せられたものだ。

庄内・川越の現状

そこで藩廳では直ちに庄内・川越兩藩に、かんみつ隱密即ち高等探偵を派遣して其の内情を探させたが、復命によれば

庄内藩は上下共、御國替に大不満を抱き、農民中其の命令を阻止せんと、大舉して江戸に出て、猛運動を開始せんと狂奔しつゝある模様である。

川越藩は至つて無事であるが、貧弱の土地で、表高以外の収入なく、到底長岡藩の収入とは比較にならず、且つ民情も輕薄で、武道に身を入れる士分は少く、農業に精出す農民に乏しく、輕卒粗暴の輩至つて多き模様である。畢竟上より藩中まで財政窮乏し、御充て金や米穀過微やが屢次ある爲

人情風俗が自然に悪化したものであらう。

長岡の藩情

斯くと聞いた長岡藩一般が大なる不安に驅られ、人心恟々として、不満の聲も發せられた。此の時奥方の歌として傳へられたものに、

幾とせも末長岡と思ひしに、山川越えて行くぞ悲しき。

といふ歌があるが、長岡藩民共通の情意を表現せられたものと思ふ。時に藩主忠雅は所司代として京都にあつたが、大に此の状況を憂慮し、直書を發して士民を慰撫し、不謹慎の行動のない様に警告した。

此度所替仰を蒙り有難き事に候、さりながら寶性院殿御武功を以て御拜領以來二百二十餘年、上下苦樂を共に致し候地所、自分代に至り引移り候條悲歎の至り、家中の者共同情之れあるべく、殊に銘々先祖よりの墳墓に離れ、其外萬事幾許の哀愁、深く察入痛心の事に候、然れども公命に依つては水火をも辭すべからざる家柄の儀、殊更大家の跡に移轉の命を蒙り候は、有難く存ずべきの處、萬一不心得の怨言申唱へ、又は不慎の次第等これ有候ては、公儀へ對し恐多く、家へ對し不忠の事に候、唯々勝手向指支の時節、當惑の至に候へども、含みもこれあり候間、一統艱難を忍び、平穩美事に引拂相濟、家中の風俗の外聞宜しき様致度と心懸候儀、第一の誠忠に候條、

懇々末々の者まで示し申さるべく候、尙自分心中委細頼母(家老)へ申含め、遠からず指下すべく候。

天保十一年十一月

言々赤誠に満ち、句々涙ならざるはなく、身を處する謹肅、下を諭す懇到、情理並び到り、眞にむだのない名文と思ふ。

此の直書を拜して、誰れか感佩せぬ者があらうぞ、藩醫田中春東先づ奮起し、齋戒沐浴して移封の中止を悠久山蒼柴神社に祈願し、道中藥二千二百七十三包を借らず謹製して神前に供へ、祈願をこめて藩公に献上し、又有志の者から金を募集し、五百三四十兩を得て献金した。此の熱誠に勵まされて、幾多の美しき人々が現はれた。朽尾組の一老婆は山に籠り、一七日の斷食を行ひ、御國替御沙汰止を祈願した。御仲間組小頭初め役人は申合せ、實意に一致して皆一日中の一食を減じ、貧者の一燈として献金の募集に應じた。御仲間の一人は献金の勧誘に遇ひ、二百二十餘年の御恩報じに、僅か是れしきの金さへ上げられぬ貧乏の淺ましさと、聲を上げて號泣したのもあつた。献金の勧誘もなきに、貧しきを忘れ、自發的に分相應の献金をした一寡婦もあつた。御慕願(留任運動)の爲に窮かに抜け出して、江戸に出やうとした者もあつた、皆二百二十餘年來、歴代藩公の徳化の發露でないものはなす。

士民の感
奮赤誠

移封中止

所替沙汰
止

士民の此の熱誠が天に通じてか、翌十二年七月十二日に至りて、『思召これあり御所替御沙汰止』との幕命が江戸の藩邸に下つた。今迄聞として聲なかりし江戸邸内、俄かに浮立つて十六日迄狂喜吟舞したといふ。又此の命令は早打で十五日長岡に通知せられたが、使者は領内に入ると、直に大音聲で御沙汰止々々々々を連呼しつゝ入城した。

士民の狂
喜

之を聞いた城中城外は勿論、市郷の人民一統は唯狂喜の態、夢かとはかりに打喜、さながら喪中の如かりし益も、俄かに景氣付き、村々の踊り太鼓は打出され、老若男女の別なく、中には異様の假装をなして、二十日迄も亂舞し、町家にては上戸には酒、下戸には砂糖水を振舞ひ、衷心からの歡喜を表白した。

斯くて一同安堵の思はしたが、春中味噌を煮たものもないから、少しづつの買味噌や、搗入れて間に合はせ、諸道具は賣拂つたので、不自由な生活を遂げるに至つたが、何れも住馴れた長岡に在住し得るを喜び、明るい氣分て其の年を送つた。

第二節 献上の鮭魚

前川鮭

信濃川の漁業中では鮭が第一番で、特に長岡から上流で漁獲したものが、俗に『前川鮭』と唱へ、最も美味だと言はれて居た。毎年陰曆七月二十七日網下しあみおろと稱して漁獲を始め、寒入りの日から網流しと云つて休漁するのが例である。初鮭は八月中に漁獲するが之を『初魚』と云つて、堀直寄が坂戸城主であつた頃から、徳川氏に献上するのが恒例となつて居た。牧野家でも、其の跡を承けて献上するので、初鮭は他領で捕れても、牧野家に納付する例で、若し之を隠匿し置く時は、其の漁獲者を出した領主に懸合ひ、嚴罰に處したものだ。初鮭は年々多くは魚沼郡川口村と、三佛生村との間で捕れる。

附獎勵下交

初鮭から五番目までを番鮭と稱し、漁獲者に對して長岡藩から獎勵金を出す。即ち一番鮭には米三石、二番鮭には同二石、三番鮭には同一石五斗、四番鮭には同一石と増金、五番鮭には同五斗と増金といふ等級である。是等番鮭は長岡町肴屋總代の扱に屬し、該總代から扱の町代に申出ると、町代は何番鮭をな（男魚・女魚）何尺何寸、何處より何時持參した趣を明細に記して、町奉行月番に届出るのである。

献上の次第

さて一番鮭は晝夜兼行の早打で將軍家に献上、將軍家では其の半身を更に禁裡に奉獻し、半身は柳營に於て御三家・御三卿・及加賀・越前兩侯相伴の上賞味せられ、二番鮭は老中・若年寄始め井伊・本

一、二番鮭献上

三、四番鮭献上

藩主の料理の鮭

鮭の麴漬
其他の献上

其他の献上品

多・酒井・榊原及其他の諸侯に分配されるのである。此の二回の献上が首尾能く済むと、牧野家では重臣以下近習・目付役等に祝酒を賜はつた。又將軍の若君が西丸に在城の時は、三番鮭・四番鮭までを献上し、藩主は五番鮭に至つて始めて食膳に上するのであるが、さもなくば三番鮭を料理に用ひた。而して藩主在府の時は、早打で江戸に送り、一の鱭の一片を更に國元に轉送して、悠久山蒼柴大明神に供へさせ、其餘を藩主始め一門の食膳に上せ、江戸詰の重臣以下近習目附役等にも一片づきを分與した。藩主在城の時は在府の藩主一門並に用人以上に對し、一片づきを箱詰として、同じく早打で送つた。此の送り箱の拵ひ方荷造等は古格に従ひ、重臣の掛りて鄭重に扱つた。初鮭・二番鮭の献上は八月中であるが、九月中には鮭の麴漬二尺一寸乃至三寸を、十月中には子籠鮭二尺乃至二尺一寸を、十一月中には鮭の筋子一筋に鹽五勺漬、四十六筋挿入、桶は楢圓形にて、内法長徑一尺三寸五分、短徑一尺五分深さ八寸を、十二月には鮭鹽引二尺乃至三寸を、而して翌年二月には鮭の披きを献上するのが、定例であつた。

其他の献上品

因に徳川家に對する其他の献上品を附記する。

正月三日	御盃臺	正月	鹽	鱒
二月	鮭披	三月	鹽	鴨
四月	鯛細腸	五月	干鯛	

六月 濱 蔚
 七月 刺 鯖
 二種一荷 隔 年 立 駒

第三節 醫事及衛生

醫師の數

長岡の藩 醫
 柴阿元徳
 町 醫
 小村英庵

長岡の藩醫は三十五人内外で、別に取立てべき事項はないか、忠精の時代柴田元徳(芸庵)といふ名醫があつた事は前編醫學の項に記述した。

町醫は十五人乃至二十人位で、内本道が十一、二人餘は外科醫と眼科醫であつた。外に鍼醫五、七人、伯樂二人あつた。町醫中には隠れたる温泉學者小村英庵がある、英庵は表町の人で、幼名を松太郎後泰輔と改めた、名は馨(ケイヒと訓むカタルにあらず)で、英庵は其の號だ、醫を長崎に學び、特に含密せいみ學に精しく、越後の五十三泉を跋渉して、其の性質効用を記し、『後越藥泉』を著はす、此の時代に夙に温泉の不思議の効力を、分拆より窺はんとした其著眼點と學力には、非凡のものがある。天保八年六月八日七十一歳で死んだ。

藥代

藥代

此の時代藥代の變遷は次の通りである。

煎藥壹帖	正徳四年決定	銀貳分	享保三年改正	銀壹分七厘	天保十二年値上	錢拾六文
眼洗藥壹包	同	斷	同	斷		
散藥壹包	同	斷	同	斷		
膏藥壹貝			同	壹分貳厘		
眼掛藥壹包			同	四分六厘		
眼蒸藥壹包			同	壹分貳厘		
針壹度見舞			同	貳分五厘		錢拾六文

天保十二年の値上は醫師共の願出に依つたのである。右藥種代は診察所に掲示すべき筈なるを、往來之を怠るものがあるので、安永三年十一月廿日之を戒飾し、同時に醫師往診の節は、必ず藥箱を携帶すべき事をも併せ通達した。

醫術研究

屍體解剖

醫術研究の爲始めて屍體を解剖したのは、天保三年十一月十三日で、當日無宿市太郎といふ者斬罪に處せられた際、藩士の願出に依つて試し斬をさせ、引續き御醫師等の願出で、解剖に附せられたので、繪師辰己教祇は藩命に依つて圖取を行つた。

又天保十五年には醫師に修業料を補助して之を奨励した、其の額初年には五兩・三兩・二兩づゝ、翌年よりは三兩・二兩・一兩づゝ、各身分に依つて等差があつた。

醫師の取締に關しても、天保七年には『醫業は人命に懸る重大事なれば、醫學療治に心を盡し、深切に疎略なき様出精するが、御奉公の専務である』と通達し、弘化四年には許可なくして蘭學醫を研究する事を禁じ、尙『蘭學醫は追々世上の信用は高まるが、彼土と風土が違つて居るから、内科藥に蘭法を用ひてはならぬ』と定めた。

藩醫島峰傳庵熟艾を製造するに、其の原料たる乾艾は上組六日市村・村松村・北組乙吉村・栃尾町四ヶ所の水車にて製造供給したが、是れのみでは材料尙不足だから、右四ヶ所へ艾葉を持參するものには、目方に應じ相當の代銀にて買受ける筈だから、各組へ通達すべしと郡奉行に言渡した。

衛生取締

延寶八年十二月疱疹・麻疹・水痘遠慮規則を定めた。御側衆は

病人はもとより、看病人も三番湯を濟ましてから、御目見に出る。

病人死亡した時は、看病人は忌明後御目見に出る。

尙家中に對しては

疱疹に罹つた者は七十五日、藪痘(假痘の類?)に罹つた者は三十五日經過してから勤務する。

但棟を隔てゝ住居し、看病せざる者は遠慮に及ばぬ。

と通達せられた。麻疹は生命の境、疱疹は容貌の界と言はれて、赤痢や傷寒などの傳染病よりは、却つて注意せられたものらしい。

塵芥處分の記録は唯斷片に過ぎないが、寶曆九年其の捨場を變更し、町奉行を經由して一般に通達した、即ち從來安善寺脇に捨てた塵芥を、今後は蠟座脇御材木藏跡に捨てる事に改めた。然るに大沼土手下河前空地安善寺裏も塵芥捨場に指定してあつたのを、寶曆十四年五月此の場所を神田一、二の町で河戸に充用するといふので、之も蠟座北の方の空地に改め指定せられた。

長岡では家中は土葬、町方は火葬の慣例で、火葬場は初め御剪裁・草生津・中島・神田東裏に指定せられたが、戸口漸次増加せる爲め、元祿十六年在來の火葬場は人家に近過ぎるといふので、新たに場所を上組宮内村と、北組永田村との二ヶ所に選定した。

戦後の醫事

明治二年十月權大參事小林虎三郎は、西洋醫術採用方を建議し、中年以下の醫術修業者には、盡く洋方を研究させる事とした。

戊辰戦役後疫病が流行して、士族卒族とも之に罹る者が多く、衣食住の不十分から、自然病患も長引き、服藥はするが、上下困迫の爲め藥代を拂ひ兼ねる者が多く、藥種値段も昂騰し、醫師の支拂

が兎角滞り勝の爲め、藥種の調達が思ふに任せぬといふ實況に立至つたので、藩廳は藥種屋に支拂ふべき金額だけを醫師に貸附して、一時の急を救ひ置き、患家に對しては、成るべく速に藥禮を支拂ふ様勸告した。

第四節 雪の取締

積雪の量

現今長岡地方の堆雪は、年々平地四、五尺の程度に止るやうだが、明治維新以前には、今日よりはズット多量に上つたやうだ。畢竟土地の開發・戸口の増加・人事の變化等が原因して、此の量の減少を來したものであらう。而して此の雪の處分が交通にも、經濟にも、將た日常の人事にも、多大の影響があるのだから、その當時の人々が如何に苦心したかの跡を繹ねるのも、一興であると思ふ。それで斷片的ではあるが、得た材料を配列して、其の一般を伺ふ事とする。

道踏及除雪

雪路取締

寶永四年三月積雪が往來の妨げとなるので、道奉行に對して其取締方を命令した。

一 外廓惣じて御門前其外道奉行の管理に屬する場所は、時々見巡り、悪い箇所は御作事所へ通

長岡地方の積雪

知る。

一 御家中道溝に不良の箇所ある時は、屋敷主へ通知する。

一 雪途は道幅九尺に踏みならさせ、融雪の時期街路の排雪は巾二間とする。

一 領地内及其境界地は初春の頃一回見廻り、道路橋梁の破損を申告する。

享保十四年十月十五日城廓の内外を、作業所持・郷中間持・町人足持の三部に區分し、時に應じて除雪作業を行はせた、尤も此の所持區域は時々變更した。

延享二年の春融雪の時に、今朝白表町に三十四軒、同裏町で二十軒洪水に襲はれたので、其の程度に依り、貳分乃至壹分の御手當金を下付せられた。

寶曆十二年二月廿五日家中の道踏・除雪の勵行に關し、通達した箇條は

一 道・溝・水道等不良の箇所を、作事所の見廻人から注意を受けた時は直に修繕し、雪薄き時は道路二間巾に排雪し、積雪の時は通行に差違なき様九尺巾に踏みならし置く。

尙各町各戸所持區域を定めて、排雪に努めた。

堆雪量の計り場所は下馬札前・御厩上之方・太鼓御門見通し所・千手御門見通し所・三之丸にて一ヶ所宛の五ヶ所に定め、時々其の量を奉行所に通知し、三尺に至つた時一齊に街路排雪を行はせる。

馬場の雪割は長さ九十六間・幅七間の定めて、御厩方が上置の雪を除き、其の他は割當の人足で排除させる。

馬場の雪割

積雪計量

家中の雪中取締

雪中洪水手當

排雪區分

又雪圍用の雪菰は役所・士分・特別扱の寺院には藩から實費で交附せられ、現品は上・北・西・本
與板・枳尾の五ヶ組から納付した。
町家の排雪は家中に準じて、自治的に行はれた。

第五節 沿海の警備

幕府の異國船取締方針

徳川幕府が寛永年中鎖國の方針を執つてから、海を有する全國の公領・私領に對して、異國船の取締に就て格別の注意を與へ

- 1、領内海上見渡よき處に不斷番を置き、異國船を監視する事。
- 2、和蘭船の着岸した時は、其の船を留置、具さに幕府に注進し、乗組員に對して無慈悲の取扱をなさざる事。

を通過した。長岡藩では新潟湊を始め、海に沿ふ西蒲原方面の領地に、常時一定の人数を配置して警備の任に當らせたが、其の後外警がなかつた爲、警備も自然有名無實となつた。

雪菰の配給

異國船取締

長岡領の沿岸警備

新潟港警備法

新潟港の警備

然るに寛政の頃から、北門の警報が頻りに傳へられてより、幕府は其の對應策として、異國船の漂流に對する警告を、全國沿岸に領地を有する諸侯に發したが、當時長岡藩制定の方法として、幕府に報告した要項は次の如きものである。

- 一、新潟湊は諸國からの入船もあり、且土地が城下から離れて居るから、特に警備隊を配置し、銃砲其の他の兵具を設備して置く。
- 二、漂流船が見えた時は先づ物見船を出し、次に筆談役の者を遣して、趣意を聞正す。
- 三、若し其の船が兵船であるか、若しくは怪しい船であるならば、警備隊に打拂はせ、時宜に依つては二の手・三の手迄も繰出すべき準備がしてある。

新潟湊には平日四艘の船を備置く、一番が物見船二艘で、先づ船體を見届けた上、一艘は次の二番船の警固に残り、一艘は状況報告に引返す、二番が調査船一艘で、筆談役を載せて行く。三番が警備船一艘で、町奉行を大將として、足輕以下六十人と、船頭・水主が乗つて行く。尙洲崎(今の十四番町邊)番所には、南蠻石火矢入子筒・大砲 小銃・弓矢・長柄等の兵具を藏してある。西蒲原郡五十嵐濱及四ヶ濱には、各常備百九十人を配置し、豫備として二百六十人を命じてあつた。

佐渡の警備分擔

佐渡は幕領であるが、北海の一孤島であり、加ふるに佐渡奉行の配下だけでは、軍備が手薄の所から幕命に依つて、事あるとき長岡・高田・新發田三藩から出兵加勢する事になつて居り、長岡藩は忠成の時一回臨時出兵して、小比叡山の暴徒を鎮壓した事があつた。降つて安永天明から寛政にかけて、沿海警備の必要が頻りに唱へられ、佐渡奉行も銳意武備を整へたが、固より不安を免れないので、其の願出に依つて、高田 新發田・長岡の三藩協議の上、交番に佐渡奉行加勢に就て、人數手配等を定め置くやうに通達せられ、寛政五年には新發田兵出張し、同六年には高田兵出張し、其翌年は長岡藩出兵の番に當つたが、年々の出兵は際限がないし、又佐渡の地形さい諒解し居れば、緩急事に應ずるに差支はないといふ事で、其の出兵を中止し、爾後各藩が其の地に於て各兵備を整ひ置き、時宜に依つては、當番の順に拘らず出兵することになつた。長岡藩の出兵乗船場は、初め出雲崎^{松平越中守領地}として手配を定めてあつたが、後新潟に變更した。然しながら、異國船の漂着もなく、又來航もなかつたので、何等の事故もなく、幸に兵馬を煩はすに及ばなかつた。

第六節

長岡藩士の樺太探險

出發と行程

忠雅の藩主時代の安政四年、長岡藩では藩士森一馬・高井左藤太の二人をして、樺太の探險を行はせた、隨行者は高野嘉左衛門と忠太とにして、四月朔日長岡を發し、舟行で新潟に至り、會津を経て東北に向ひ、郡山・福島・仙臺 盛岡・五戸・青森を通過し、海路數日を費して函館に着いたのが五月八日であつた。九日函館奉行所を訪うて、通過宿驛に對する先觸狀の發送を請ひ、同十三日函館を發して北に向つた。高野嘉左衛門記述の蝦夷回島録が残つて居る、惜い事には肝要の樺太跋涉の一篇を缺いてゐる、併し其の自序に依れば、略々其の行程を知り得られる。曰はく

于時安政四丁己歳森春成 高井英一兩氏に隨從して、津輕外ヶ濱より函館へ渡海、松前三湊を過南蝦^{今の北海}道の果ソウヤよりカラフトの島に渡、日の本魯夷境クシユンナイを越し、無人境ホロコタンに到る。此地天度凡五十二度、爰にスメレングル住、夫より引戻マアヌイの峻山を登越、東海岸オロツコ、タライカの二種を索、再び南蝦に渡戻し、シャリ海岸百里を見聞し、東南兩海岸を探り、函館江歸船、南部佐井の湊に渡り、奥州街道を歩し、東武にて書上し、信州路より安着す云々。

探險の事由

願ふに寛政の頃から露船屢々南下するので、幕府も蝦夷地に着眼し、函館奉行を置いたり、直轄地域を擴張したり、各地を視察させたり、松前藩及奥羽の諸藩に各々所管を定めて蝦夷地樺太を含むを警備させたりして、専ら北門の防備及開拓に意を注いだ。偶々安政元年露國との間に、通商の假條約が締結されてから、翌二年樺太に在る露國の施設は擧げて我が有に歸したので、幕府は松前藩に命じて之を毀たしめた。同三年函館奉行は吏を派して樺太の西北濱を巡視させたに、歸り來つて、幌古丹以北には露人尙八十有餘が住居して、砲臺を築き、石炭を採取したりなどと報告したから、直ちに此の旨を上申せしに、幕府も捨て置き難しと、筒井政憲・川路聖謨をして其の處置方を講ぜしめたが、日露境界問題が此の時に生れたのである。當時藩主牧野忠雅は阿部正弘の下に次席として老中の職を勤め、如上の難局に當つて居たのだから、此の形勢を見て、特に藩士に命じて樺太視察の擧に出たものであらう。

旅行の準備

旅行の準備

蝦夷廻島録四月朔日の條に、今回蝦夷島探索といふ空前の重大使命を蒙つたのは、身に餘る光榮で悦之に過ぎぬ旨を記しあり、又老職牧野市右衛門山遊の送別の一句がある。

君恩を負ふて蝦夷地へ花見かな 山遊子

一行の馬具は新瀉で用意し、外に法華の一枚太鼓を所持したが、これは彼の地で獸除に叩くものだ

そうだ。而して一行は旅費として三百兩を給せられたが、廻島中は飲食品もないから、僅かの金で用が足つたと言つて居た。兎に角、當時に在つては、今日の南北極の探險位の大壯舉程に考へられたものであらう。

第七節 河井繼之助の一揆鎮壓二件

竹槍蓆旗は大禁物

河井繼之助が不世出の才を以て藩政の局に當り、僅々兩三年の間に舊弊改革に著大の足跡を印した事は前各章に屢々見る所であるが、今、茲に記述せんとする一揆鎮撫の如きも、繼之助の鬼才と手腕とを傳ふるに足る一挿話である。由來竹槍蓆旗は、當時の一大禁物で、蓆旗一度城下に翻る時は、到底幕府の嚴罰を免れないのである。然るに繼之助の明察果決情理兼備は、殆んど快刀亂麻を斷つての裁斷を以て、禍を未然に拒ぎ得たのは、抑長岡藩の幸福であつた。

卷組曾根組郷民の不穩

曾て卷組・曾根組共に西蒲原郡郷中の領民と御勝手元たる今井某との間に、藏米の事に就きて行違を生じ

御勝手元今井の非理

た結果、訴訟沙汰に及んだ事があつたが、今井の非理なること明白なりしも、當局は今井の金權に對し嚴正なる裁斷を下し兼ね、唯調停的に兩者の間に立ちて百方領民を慰諭し、今後今井にして再びこの非理を繰返す如きことがあつたら、廩米は残らず郷中に頒ち與へやうといふ書付を交付して、漸く局を結んだのであつた。然るに其の後今井に違約の廉があつたから、郷民は再び騒ぎ出し、今回は藩廳を相手取り、約の如く是非共廩米を郷中に下附されたしと訴へ出た。藩廳に於ても領民とは前年の契約もあり、動もすれば威信を傷ける恐もあるので、殆んど處置に窮し、繼之助を起して郡奉行に任し、以て收拾の局に當らしめたのである。

繼之助は就職後兩三日を経て卷町に出張し、直ちに郷中の庄屋共を代官所に召集し、告げて曰はく『一藩の政治を預る者で、斯る書付を交付するとはあるまじき事であるが、既に斯く一同に約束せる以上は、藩廳の面目としては是非履行せねばならぬ。併し上の過失に乗じ、一心同體たるべき身を顧みず、強て非理を遂げんとするは、是亦領民としての本分とは言はれないぢやないか』と一々理義を正し、懇々諭す所があつたので、一同何れも深く感悟し、快く其の願意を取消した。依て更に今井の不心得を叱責して、深く其の將來を戒め、且つ相當の米穀を藩廳に献納せしめ、更に藩廳の名義で之を領民に下賜したので、藩廳は毫も其の面目を傷げないで、郷民皆悦服し、無事の落着を見るを得た。

山中騒動の鎮撫

刈羽郡黒嶺山麓の山中村は其の附近の五ヶ村と共に元と幕領であつたが、蒲原郡の一部との替地で長岡領となつたものである。然るに其の庄屋徳兵衛一家の不和合、村内野心家の庄屋役争ひ、地主に對する小作の不滿等、種々の原因が錯綜して村内紛擾を絶たず。其の極遂に訴訟沙汰となつた。繼之助は先づ情誼の存する所を詳にし、是非曲直を正し、且つ力めて兩者の感情を融和するに努め刑の執行を猶豫して、深く將來を戒めたので、何れも畏服し、積年の訴訟も容易く解決することを得た。

然るに多年衝突し來つた感情は容易に融和し難く、又もや村民と庄屋との間に一大衝突起り、村民一同團結して、毎年連印して藩廳に納むべき宗印をなさざるに決し、若し違背する者あれば嚴重なる制裁を加へやうと誓約した。然るに彼等の内に三名の背約者を出したから、忽ち村中の問題となり、三名は窮迫の餘山林に逃れて縊死を計りたるも、偶々發見せられて介抱の結果、二人は漸く蘇生したが、其の儘に捨て置き難しと、具に狀を具して訴へ出た。依て數名の盜賊方は時を移さず出張し、主謀者四名を捕縛して城下に引き行かんとせしに、村民一時に蜂起して之を奪還せんとし、形勢不穩なるより、盜賊方は其の場から一人を急行させて此旨を注進した。藩廳にては早速足輕小頭田部武八に、足輕二十餘人を附して急行せしめた。

殺氣充滿
田部の勇

田部が現場に着いて見ると、盜賊方は何れも抜刀で主謀者を護衛し、又多數の村民は思ひ／＼の扮装で之を包圍し、いかにも殺氣立つて居るから、田部は深く心に決する所あり、先づ四名の縛を解き、大聲村民に告げて曰はく、我れ既に上の御咎を一身に引受けて、四名を釋放したる上は、汝等も亦吾が言に聽き、速に解散して追て何分の沙汰を待つが良からうと、一同田部の決死の状を見て無事解散した。田部は歸つて状を具申し、且專斷の罪を乞ふたが、繼之助は却つて其の機宜の處置を賞して、問ふ所がなかつた。

不穩の急報

數日を経て、村民は何等の沙汰なきより、又々不穩の状ありとの急報があつた。繼之助は田部に旨を含ませて急行せしめ、河井繼之助只今公用多忙にて手離し難ければ、何れ四五日中に出張して裁判しやうから、一同謹慎して其の命を待てと告げさせた。田部が行くと、村民等は庄屋方に宿泊せられては、依怙の沙汰あらんかと慮り、之を路に要して一寺院に入らしめた。然るに繼之助は翌夕突如として山中村に至り、直ちに庄屋の邸宅に入つたので、村民は事の急なるに驚きながらも、庄屋方に押寄せ、異口同音に切に其の轉宿を乞ふた。繼之助は、庄屋には斯る折の爲にと平素廣大なる家屋敷を許し置くものである。自分は假令一とこ寝をしても、道ならぬ事に加擔する者ではないから安心しやいと叱責して、一同を退散させ、やがて郡奉行來村の旨を村内に觸出すと共に、當家は公用に充てたりとて、家族一同を一室に收容し、各室の戸障子を明放ち、あかあかと燈火を點し、田部を始め多くの足輕と車座に居並び、無遠慮な談笑に餘念なき有様であつたから、村民は何

繼之助再出張

首謀者の荒膽を拉ぐ

れも呆然として居た。

偕て翌朝定刻村民の參集を待つて、繼之助は突如座に着き、冷かに四方を見廻し、嚴然として『藤八其方は不届者だぞ』仁七・九兵衛今少し前へ進め『常右衛門其方の顔付は甚た殘忍に見えるぞ』と、未だ顔は知られぬと思つて居た首謀者四名を一々睨め付けたから、流石の首謀者も荒膽を拉がれて振ひ上つた。頓て繼之助は一同に向ひ、庄屋は一村の親として上から定め置かれる者であるのに之に敵對し、特に竹槍蓆旗の擧に及ばんとするは、上を憚らざる仕方許し難い重罪であるが、今度の事は庄屋にも重々不都合の廉があるから、特別の詮議を以て、今度限り其の方共の罪は問はぬぞ此の寛典を難有心得、從來の紛紜を一切水に流し、深く將來を慎んだら、余も此上ない満足である。若し一朝の怒りに重科を犯したとしたり、結局罪なき最愛の妻子を苦しめるのみじやないか、見渡す所何れも分別盛りの者のやうだ、よく／＼考へて見るがよい併し余の申條に不服の點があつたら、遠慮なく申立てよと、或は叱し或は慰め、意を盡して諭したので、一同は其の理に服し、衷心から其の罪を謝した。繼之助も大に喜び、更に徳兵衛を呼び出し、一々其の無能不徳を責めて隠居を申付け、跡目は倅に相續せしめ更に語を繼いで是れにて一同不服なくば、異存なき心證として、此の書付に記名調印すべしとて、兼て認め置いた口上書を懷中より取出して之を讀聞け調印させた。是に於て其の速かに落着せるを喜び、祝宴を張るべしと、即座に酒肴を命じ、上下の別なく胸襟を開いて談笑すること、十年の知己のやうであつた。宴酣なる頃、繼之助は今日の振舞は總

説諭

庄屋叱責
解決

祝宴

て自分で支拂つて、そち達には心配を掛けぬぞと、數多の金包を出し、之れは過日貴様達の持つて來たものだ、夫々覺があらう。元來公務を奉ずる者にて、斯る贈物を受くべき謂はれはないが、多年の慣習だといふ事で、暫く預つて置いた、今日の費用はこれにて支辨して置く、以後はかゝる不心得をしてはならぬぞと諭したので、一同愈膽を奪はれ、只恐縮するのみであつた。當日繼之助が口上書の外に、一同に讀み聞かせた箴言がある。

欲の一字より、迷のさま／＼心をくらます種となり、終りは身を失ひ家をも失ふにいたるべし、心を直に悟るなら、現在未來の仕合あり、子々孫々にも榮ゆべし、ほめそやさるゝは仇なり、惡みこなさるゝは師匠なり、只々一心正直に眞實つくすが身の守、此言夢々忘るべからず。

慶應元霜月望

秋 義

此の騒動は一小事件に過ぎないやうであるが、若し其の措置を誤らんか、不測の災を醸したかも知れぬ。小國地方の故老は今尙繼之助を徳として居るそうだ。

第八節 片々數則

江戸の藩邸

藩邸には上・中・下の別がある。上屋敷は藩侯の住邸で、主なる役人及隨從の藩士は多く此處に居

り、諸役所様のものは皆此の邸に置かれる。中屋敷は多く世嗣の住居で、附小姓及上屋敷に伺候する諸士此處に住む。下屋敷は主として隠退した藩侯の住所であるが、隠居者のないときは、平素唯番人を置いて、稀れに藩侯が數日の閑生活を味ふ所である。何れも將軍から下附されるもので、従つて時々屋敷替を命ぜられる事がある。忠恭時代には上屋敷が外櫻田であつたが、老中に任せられて役邸として龍ノ口屋敷を賜はり、同時に外櫻田邸は返上した、又老中辭職の後には吳服橋内へ屋敷を與へられた。中屋敷は芝愛宕下にあつて、下屋敷は同三齊小路にあつたが、後深川及向島に移つた。

藩主警衛

忠恭が老中在職の當時は、世上漸く騒かしく、老中の如き何時如何なる變事に遭遇せんも測り難かつた。されば柳營登城其の他藩主外出の時は、普通警衛の侍の外、數多の藩士が平服・羽織・袴で前後に隨從しながら、恰も路傍の人の如く装つて、内密に變に備へたのである。通常藩主の出入に逢へば必ず土下座をなさねばならぬ例であるが、此等の人々は殊更に藩士に非ざる体裁を装ふ爲、藩主の通行にも態と知らざる眞似をしてあらぬ方を向き、若しくは途中に小便などとしてぼけて居た。

増上寺警衛

其の當時芝増上寺の警備を、牧野家に命ぜられた事がある。警備となつた藩士の任務は、スハ何ぞと言へば直に増上寺に駆付けて變に應ずべしといふので、平常陣笠に伊賀袴を穿ち、始終爲すこともなく、ブラ／＼として居る事であるが、何處に行くにも一寸湯に行くにも、何時も陣笠伊賀袴の装束を解く事が出来ないの、まさか此の服装で茶屋遊をなす譯にも行かず、痛く其の不便に困惑したものだ、併し必ずしも増上寺附近に居るを要せず、多くは愛宕下の中屋敷に居た。

藩士の 上京

藩侯・藩士の上京・歸郷には一般に三國越よりするのが例で、上京が七日道中、歸郷に六日を要した。此の期限内に到着すれば「道中無滞」と言ひ、之を超れば「無恙」と言つた。先づ上りには浦佐 二居・中山・倉賀野・鴻巣・板橋を宿泊地とした。但し第二泊は二居と定まつては居たが、多く三つ俣に宿つた。これは三つ俣で『お定めがされました』と言つて驛馬を出さず強て宿泊させるからである。お定めとは一日に驛馬何匹・人夫何人・賃錢何程と定めてあるのをいふ。下りの宿泊地は鴻巣・新町 須川・三俣・浦佐とし、此の六日目には家族朋友等、遠きは十日町多くは片田邊近きは宮内村の赤堂前まで出迎へる。當日中に上役に挨拶等を要するので、大急ぎで入岡するのである。

文久の頃上京せる人の話に、旅行費當時道中金といふは大抵三兩程であつたといふ。最も此の費用の内には、

膳碗等購入費をも含み、夜具・蚊帳・枕までも携帯したのである。當時宿泊料は三百文以下で、三百文の旅籠料は高價だといつて、老人輩は特に驚いた。然るに四、五年後には六百文に騰貴した。道中の用意にあの大形の天保錢や一文錢などを細引繩で繋いで携帯したのは、嘘のやうな事實である。

藩士が江戸に入るときは、通常神田橋外のちほぎ屋で旅装を解き、伊賀袴を着し、下駄を穿つて上屋敷に伺候するのである。其の時は當番役人に「御威光を持ちまして、道中無滞只今着致しました此段御届申上ます」と言ふと、當番役は「申上ます」と挨拶する。其後列座方家老奉行の宅へ廻勤として廻るのである。次ぎに小頭の所に行くと、小頭から上屋敷・中屋敷等其の豫定の宿割を告知し、各着宿させる。

上京中の藩士は、皆藩邸の長屋に、八疊敷に四人位の割で雑居し、飯焚賄方として、仲間が一人居る。毎月二朱一朱は四百文づゝの手當金があつて、此の金で鹽・味噌・醤油・野菜・薪炭油等を買ふに、當時不足を感じなかつた、時には一朱位で済む事もあつた。最も食物は頗る輕便なもので汁に香の物丈を常とし、其の他は自分の好みで調へる。只飯は茶碗二杯に限られるので、空腹を感じる事が夥しい。それで茶碗は各自が購入するのだから、随分大形のものを選び求めるが、大形の茶碗は多く屢々破れる、是れは賄方が利益を占めやうとする策略だと言はれて居た。されば空腹に堪へ兼ねて、度々「買足し」といふことをした。

陣中の書簡

今の陣中には慰問其他の名義で、書信を往復する事が甚だ盛んであるが、戊辰戦争以前までは全くそんな事はなかつた。武士が一たび家を出れば、決して内を顧みない習ひで、戊辰役中攝田屋に滞陣せる一隊中、佐久井某^名の所へ其の妻から書信が届いた、隊中の者頗る之を奇怪事として、某を輕侮し擯斥した。某は此の書を得て直に厠に入りたるが、一同は必ず厠中で披見するのだらうと密かに尾行し、時を測つて不意に厠の戸を開くと、果して之を披いて居たが、倉皇として隠したので、大に詰責して之を辱めた。此の男果して怯懦にして、戊辰戦役中屢々逃げ隠れなどした。長岡城の奪還戦に、此男旗持を命ぜられたるに、隊中の壯士數名は『あんな男が我隊の旗持となつたのは残念だ』といつてワン／＼泣いた。

攝田屋滞陣中は恰も五月節旬の時で、家庭から團子を送つて來た武士達もあつたが、唯下男が『團子を持つて來ましたぜ』と云つて之を届けたのみで、家書も傳言もない。武士達も『そうか』として其の團子を受けたのみで、家庭へ何等申遣はす者はなかつた。家庭と書信の往復をするなどは、最も卑怯で覺悟の足らぬ者として、武士の恥辱としたものである。

眞木と横

長岡藩には横姓の人が少くない。傳ふる所に依れば眞木越中といふ者があつて、牧野康成の危難を救つた功勞に報いる爲、知行高の十分の一を與へる約束をしたが、其後越中に對する待遇が約束に添はなかつた爲に、一兒に具足十三領及紅地に横木瓜鮑の貝の紋所を白く染抜いた旗一筋を遣して牧野家を去つたとある。而して其の子孫は獨り『縦まさ』即眞木氏で、他は皆『横まさ』即横氏であると傳へられる。嘗て越中の血統に關し、何れが其の直流であるかの議論があつた。因つて越中の遺し置いた旗の紋所と、各まき氏の紋所とを照合したるに、眞木氏の紋所は横木瓜に鮑貝で之に符合したけれど、他の横氏は皆鮑貝の代りに法螺貝を配したものであつたので、終に争ふことを得なかつたといふ。爾來眞木氏は横木瓜を縦木瓜に變じて其の區別を明かにし、以て紛亂を避けた。長岡では薪を『わりまき』又は『わるまき』と云つて、『まさ』と云はない。藩主姓字の呼稱に憚つたものと傳へられる。

第九章 明治戊辰戦争

本記事に關しては唯時日を逐うて项目的に、系統的に記述し、大體の經過を通觀する程度に止めて置く。

第一節 戦争の發端

徳川慶喜の大政奉還

慶應三年一月九日 明治天皇踐祚し給ふ。

嘉永年間米國の使節ペルリ浦賀に來航してから、時勢は刻々に急轉し、徳川幕府征長の結果威權全く地に墜ち、薩長は聯合して京都の公卿と通じ、密かに討幕の事を策し、形勢は一日々々に切迫して來た。將軍徳川慶喜は時勢の到底止むべからざるを察して、慶應三年十月十四日大政の奉還を天朝に請ひ、翌十五日允許を賜はつた。此の報が響の如く傳はると、群議は紛々として起り、諸侯は其の嚮背に惑つた。此の機會を利用して、薩長頻りに公武の離間を策し、薩藩の運動は特に猛烈であつた。十一月廿九日長岡藩主牧野忠訓公武の間を調停すべく、河井繼之助以下六十餘名を率ゐて、江戸から海路を辿つて大阪に入つた。

忠訓上洛
慶喜下阪

此時慶喜は京都の二條城に居たが、在京の薩長土尾の諸藩と、會桑二藩との間に、不測の變を醸さんことを恐れ、突如として大阪に下つた。十二月二十二日忠訓主從入洛し、繼之助は藩主名代として議定所に出頭し、公武調和に關する建白書を提出したが、何の反響もなかつた。繼之助は尙一方幕府の輕舉を諫め、又會桑二藩に對して、

忠訓建白

會桑朝命
を奏せず

干戈を動かすの理由なきことを極論した。

同四年一月一日朝廷會桑二藩に歸國を命じ、慶喜のみ入京すべしと命じた。大阪城中では、此の命令を以て薩藩の私意に出たものだとして憤慨し、容易に命を奉じない。忠訓は慶喜から大阪市内玉津橋の警固を命ぜられて、其の任に就いた。

伏見鳥羽
の戦

一月三日慶喜討薩の表を携ひ、會桑二藩の兵を從へて入京せんとし、茲に薩長諸藩との間に伏見・鳥羽の戦闘が起つたが、徳川方は敗れ、慶喜は會桑二藩主と共に軍艦に乗じて江戸に逃れた。

藩主歸國

繼之助は藩主忠訓を奉じ、翌七日大阪を去り、二月一日江戸に入つた。然るに天下の形勢は日に日に徳川氏に不利であるから、繼之助は藩主が江戸に留つて、紛争の渦中に捲込まれてはならぬと憂慮し、忠訓に勧めて長岡に歸らせた、これが三月一日の事である。

繼之助亦
歸國

繼之助は居残つて殘務を整理し、武器を購入し、海路箱館を迂回して三月下旬長岡に歸つた。桑名藩主松平定敬も亦同行して支邑柏崎に入つた。

越後諸藩の態度

當時の越後諸藩は

十五萬石	高田	榊原	正敬	十萬石	新發田	溝口	直正
七萬四千石	長岡	牧野	忠訓	五萬九千石	村上	内藤	信賀

越後の諸
藩

皆な小藩

三萬石	村松	堀 <small>(奥田)</small>	直賀	二萬石	與板	井伊	直安
一萬石	糸魚川	松平	直靜	一萬千石	三根山	牧野	忠良
一萬石	椎谷	堀	之美	一萬石	黒川	柳澤	光忠
一萬石	三日市	柳澤	徳忠				

で、十一藩皆小藩にして特殊の勢力がない。それで公武間の事情が切迫すると、自衛の必要上慶應三年九月十二日越後の各藩(村松、奥板二藩は不参加)新潟に會し、互に連絡を取り自衛の道を講ぜんことを約した。尋て十月十五日徳川慶喜の大政奉還となり、朝廷は各藩主を京都に召されたが、各病氣其他の事情を申立て、召命に應じなかつた。

新發田藩 應命

鎮撫使發

長岡藩疑はる

然るに十二月二日新發田藩は先づ重臣窪田平兵衛を入京させ、又出兵の命にも應じて、速水八彌等四百三十餘人を、翌年二月下旬京都に入らせた。此の隊は三月以後は江戸の警備に任じた。慶應四年一月四日朝廷では諸藩の向背を察し、且つ住民を鎮撫せんが爲、薩長以下二十餘藩の兵を鎮撫總督に付して、各方面に派遣した。北陸道方面の鎮撫總督は高倉永祐、副總督が四條隆平で、小濱・廣島兩藩兵二百五十餘人を率ゐて、敦賀・金澤・高岡・富山を経て、三月十五日高田に着し沿道の諸藩は前後皆歸順した。村上・新發田・與板・三根山・長岡・三日市・椎谷・村松の諸藩主も亦皆重臣を派遣して、恭順の意を表した。

長岡藩はもと嚴正中立の態度を持し、領内の安寧をのみ念として居たのだが、十六日特に長岡藩の

猜疑の原

みに對して、國力相應の兵員を差出すべきを命じ、其の後復軍資金參萬兩を献納すべき旨を達せられたけれど、繼之助の意見で之に應じなかつた。是に於て總督軍側は長岡藩に對して、益々疑惑の眼を投げ懸けるに至つた。

由來牧野家は所謂譜代大名にして、加ふるに幕末に至り、三代續いて老中を勤め、又會津侯と協力して京都を鎮壓した行掛り上、幕府を助けなければならぬが、さりとて官軍に反抗する意志はもとよりないので、初め何とかして公武の間を調停せんと努めたのである。然るに中央政局に於ける牧野侯の地位と、越後に於ける其の潛勢力とを認められた西國の諸侯は、始めから長岡を大敵と視て居たので、出兵問題・献金問題は畢竟之に原因して居るのである。

越後に於ける會桑兩軍及佐幕黨

佐幕の浪士

慶應四年四月十一日西郷隆盛と勝安芳との會見に依つて、江戸城は無事西軍に明渡され、慶喜は上野を出で、十五日水戸に着して謹慎した。之を見た佐幕の浪士等は悲憤措かず、同志相率ゐて關東各所或は宇都宮方面に轉戦したが、皆破られて會津又は東北地方に遁走した。

會津藩

四月下旬東山道先鋒總督の率ゐた軍勢は、會津藩を攻むべく宇都宮附近に迫り、仙臺藩兵も亦會津の國境に近づいた。會津藩は日光口・白河口及大平口に藩兵を派遣すると共に、一ノ瀬要人を將とし佐川官兵衛以下約一千人を附して、越後方面に派遣した。これは主として支邑小出島及小千谷附

結義隊
桑名藩

衝鋒隊
水藩の脱
走兵
諸隊の運
動

西軍高田
に集る

近を根據として、雪峠及三國峠方面を警戒する爲であつた。
尙井上信一を五泉附近に派遣し、臨時に結義隊なるものを編成させた、其数は二三百人。
又桑名藩は町田老之丞・立見鑑三郎後の中將
立見尙文をして本營を柏崎に置き、一部を鯨波に分けて直江津方
面を警戒させた。

舊幕臣古屋作左衛門の衝鋒隊約六百人が新潟に來、同坂本平彌は遊撃隊を編成して三條に來た。
水藩士市川三左衛門の指揮する脱走兵四、五百人も亦越後に來た。

此等の諸隊は諸藩の間に奔走して、盛んに協同作戰を爲さんとする秘密運動を行つたから、征東總
督府も北越方面を警戒し、岩村精一郎に尾州及信州諸藩の兵を附して、信濃より越後に亘つて鎮撫
させやうとした。

征討軍の北越前進

四月十四日より十八日迄に、薩州・長州・佐土原・加州・藝州・長府・富山の諸藩に、越後高田へ
出兵することを命じた。

閏四月十九日北越鎮撫總督參謀山縣狂介後の
有朋・同黒田了介後の
清隆等高田に着いた。
高田藩も亦官軍の爲に出兵した。

岩村精一郎も亦尾州・松代・上田・松本等諸藩の兵を率ゐて來會した。

越後の形
勢

此の日加州・富山の兩藩兵米山の嶮を占領したが、當時の形勢を見ると

佐幕軍 米山・三國峠の嶮に據る。

市川三左衛門隊 出雲崎會桑二藩の
後援があるに居る。

會津兵
衝鋒隊合併 主力は小出島及小千谷に居る。

一部は六日市・浦佐・堀之内・芋坂に。

桑名兵 主力は柏崎に。

一部は鯨波に。

山海兩道
の軍

閏四月二十一日征討軍は山道軍約千五百人、海道軍二千五百人の二軍に分れて、高田を出發し、山
道軍は芋坂小出島に於て會軍を破り、廿七日豫定の如く小千谷を占領し、此處に本據を定めた。海
道軍も亦桑名兵を鯨波に破り、廿八日進んで柏崎を占領し、此處に本營を置く。
時に會軍は關原地方に、桑名は妙法寺驛に居た。

第二節 長岡藩の態度

長岡藩の態度決定

閏四月二十六日藩主忠訓は河井繼之助を軍務總督に任じ、領民の保護に當らせた。繼之助即ち諸隊

長岡の軍
務總督

士を兵學所に召集し、老主忠恭當主忠訓臨席の下に、一同に告げて「現今容易ならざる御時節なれば、誠心誠意領民を安撫し、朝旨に悖らざると共に、徳川家にも義理を失はざる様に心掛け、異常の決心を以て努力せねばならぬ」と激勵を與へた。夫より本陣を攝田屋村に定め、山本帶刀の一大隊を城南に派遣した。翌二十七日更に領内警備の爲、一大隊を南境に増遣し、別に草生津村・前島村・藏王村・下條村の各地に派兵し、尙ほ一隊を以て市内及附近を巡邏させた。時に征討軍が小千谷・柏崎を占領したので、繼之助は戰意なきを示さんが爲、南方警備の藩兵を撤退せしめたから、部下からも會桑二藩からも、猜疑の眼で睨まれた。

五月二日繼之助は二見虎三郎を従へて、小千谷に赴き慈眼寺に於て監軍岩村精一郎高後にに面し、長岡の立場を説き、毫も異圖なき旨を明かにしやうと、嘆願書を提出して取次を依頼したけれど、精一郎は土州藩士、年僅かに二十三歳、到底大局を打開すべき人物ではない。少壯の血氣に任せて、繼之助の言には耳を假さうともしない、思ふやうは、是れ言を左右に托して戰機を緩らし、以て戰備を修めるのであると、席を蹴つて立ち、固く止めたけれども聽かなかつた。

此の日會の佐川隊長岡を發し、片貝方面で征討軍に挑戦したのが、長岡軍の仕業である如く噂せられて更に繼之助の立場を困難ならしめた。繼之助は事の成らざるを知り、開戦を止むべからずとして、悲壯の決意を發表し、且つ市民に避難の準備をさせた。

奥羽越諸藩の同盟

前記の如く、四月中旬征討軍及仙臺藩兵が會津藩の領境に押寄せた時、會津藩は恭順の意を表したので、仙・米二藩は之に同情して、討伐を緩めたいと申出たけれど、征討軍の參謀は必ず會津・莊内を討滅せん事を欲した。是に於て閏四月一日征東軍は仙臺藩兵を強要して、會津と戦を交へさせやうとしたので、仙・米二藩は九條總督に休戦を乞ひ、一方會津救解の目的で、奥羽諸藩の重臣を白石に會し(集る者十餘藩)、協議の上會津藩の爲に嘆願書を提出したが、同十五日參謀世良修藏の爲めに、にべなく却下せられたれば、諸藩はその無情に憤激し、世良を悪んで終に之を暗殺した。同二十三日奥羽二十五藩再び白石に會し、征討軍に對する謀策を議し、皆會津藩を助けんことを誓ひ、五月三日仙臺に於て同盟條約に調印した。長岡藩も開戦に決せしを以て、亦此の同盟に加はり村上・村松・三根山・黒川の諸藩も亦前後して之に参加したが、獨り新發田藩は仙・米兩藩の勸告で参加はしたけれど、藩中に異論多く、従つて旗幟鮮明を缺いた。

第三節 戰鬪の經過

榎峠の戦

西軍の主力
向ふ

長岡勢の
對抗

戦闘開始

旭山砲壘
の奪取

時山直八
戦死
持久戦

五月上旬海道に於ける西軍の主力は、山道の軍と合して小千谷を本營とし、榎峠の險を突破して、直に長岡に侵入しやうと企てた。其の先鋒となつた尾州・上田兩藩兵は、七日信濃川を東岸に渡つて、白岩・鐵坂・浦柄及妙見の古城趾等の要地を占領した。九日西軍の大部隊は對岸の三佛生まで進んで來たけれど、百年以來と稱せられた稀有の大洪水に阻まれて渡河し得ない。

五月十日繼之助は榎峠の敵を撃退せんと欲し、午前七時攝田屋に在る藩兵を二分し、萩原要人隊は本道より、川島億二郎隊は間道村松村より並進み、會桑兩兵遊撃軍となつて之を助けた。

川島隊は十二平の南方高地から進み、會將木村大作と共に西軍と戦つて妙見の古城趾を奪取し、相對峙して夜を徹した。三佛生の西軍は砲聲を聞いて來り援はんとすれども、渡河不能の爲、僅かに河を隔て、砲撃聲援するのみであつた。萩原隊は之と應戦しながら、浦柄の西軍と射撃の交換を行ひつゝ、夜に入つた。此の夜河水少しく減じ、西軍は漸次渡河を始めた。十一日に至り渡河する者益益多く、兩軍の間に終日砲聲の絶える間がなかつた。

十二日三佛生に在つた西軍の參謀山縣狂介は、長の奇兵隊長時山直八に、旭山堡壘の奪取を命じ、自らは援軍調發の爲めに小千谷に歸つた。旭山は榎峠に於ける第一險要の地で、長岡藩の安田隊と會藩の萱野隊と、桑藩の雷人隊とが之を守備して居た。

十三日黎明時山直八は援軍の至るを待たず、手兵二百を率ゐ、漠々たる朝霧に乗じて、旭山の壘に迫る。東軍善く拒ぎ、西軍逡巡し、直八は終に戦死した。以後持久戦に入り、時々砲戦を交ゆるに

止まつた。彼の山縣狂介の咏じた有名な歌

仇守る砦のかざり影更けて、夏も身にしむ越の山風。

は當時の作であると傳へられてある。

海道に西軍は本營を關原に移し、與板藩歸順す。十六日西軍本大島・榎下を占領して、長岡を砲撃し草生津・中島・藏王の長岡軍之に應戦す。村松の一小隊が草生津守備に加はつた。

初度の長岡落城

方略變更

榎峠の勝敗容易く決すべくもないので、山縣・黒田の兩參謀協議の上、直接長岡を衝いて局面の展開を圖るに決し、更に之を關原に在る三好軍監に謀つて同意を得た。

五月十八日日本大島・榎下に居つた西軍加州兵は渡河を企てたが、増水益々甚しく、且つ長岡軍の砲撃も、頗る猛烈であつたので終に果さなかつた。

五月十九日長州兵は、本大島から中島方面に進出した。中島に居つた長岡軍は、衆寡敵せずして退いた。又薩州兵は榎下から渡河して進撃した。藏王の長岡軍亦支へず兵學所に退き、内川橋に據つて防戦したが亦敗れ、歩々敵を支へながら城中に入り、西軍は神田口・内川口・渡里町口の三方から大手口を目指して迫つて來た。繼之助は此の報告を得て、直ちに機關銃を内川橋に、カトリンダ砲を大手口に据付けて防戦し、肩に輕傷を負うた。時に長岡軍の精銳は大部分榎峠に在り、城中

長岡城陥
落

兵力薄く、城壁亦甚堅固ならざりしを以て、涙を吞んで之を棄てて走つた。西軍長岡を占領して、火を各所に放ち、市民は狼狽して逃れ散つた。老主忠恭・忠訓及一族は、初め難を栖吉村普濟寺に避け、次いで森立峠から栃尾に入り、更に八十里越を越えて會津に赴いた。繼之助は城東悠久山に赴き、茲に敗殘の兵を收拾し、猛火の裡に隠見する長岡城を望んで、やるせなき悲憤の情を包みながら、去つて森立峠に上り、此處で敵を支へんかとも考へたが、兵數少きを以て、止むを得ず山を越えて、栃尾に退却した。前島方面を守備して居た長岡勢は、一旦長岡に入つたが、頽勢如何ともすべき様なく、亦森立峠より栃尾に走つた。榎峠の諸隊は暗夜に乘じ、村松村・半藏金村を経て、五月二十日栃尾の東方三里なる葎谷に到着せしが、其の他の長岡勢も多く此處に集結した。五月二十二日西軍は敢へて追撃を行はず、主力は小千谷に休養し、一部を遣はして與板・出雲崎を占領させ、一部を見附・今町方面に差遣し本營を關原に置いた。

今町附近の戦鬪

五月二十日西軍は主力を以て森立峠・浦瀬・見附・今町附近の線を占領し、一部を栃尾・文納に出し、一部は與板・出雲崎線を守備した。翌二十一日繼之助は長岡軍の諸隊を率ゐて加茂に移り、同地に同盟軍の會議を開く。廿二日米藩兵

約五百人加茂に來着し、同時に新發田藩の出兵をも促した。是に於て各藩加茂に會議して、(一)西軍の兵力を兩翼に牽制し、(二)中央今町を撃破せんことを決した、蓋し今町は西軍主力の所在地で、假本營の在る所である。廿四日から廿七日までの間に、兩翼牽制部隊行動を開始し、長岡勢は人面下鹽附近で、他の同盟軍米、會、桑、莊、は三條・地藏堂・大天津から進んで、所在の西軍を撃破して、猛烈に與板を攻撃し、互に勝敗があつた。廿八日繼之助は栃尾方面の部隊に命じて、警備隊を残して窺かに加茂に歸らせ

た。三十日同盟軍は加茂を發し、三條から今町に向つたが、連日の降雨で、河水は氾濫して居る、道路は泥濘である、堤防は所々決壊して居るので、行進の困難は何とも言はふやうがない。六月二日豫定の如く牽制軍・主力軍・別働隊の三部一齊に三方から今町を攻め、繼之助は主力軍に在りて、日の丸の軍扇を携へて縦横に指揮し、西軍終に支へ難く、黄昏押切方面に退却した。關原に在つた西軍の本營も此の報を得て震駭し、急遽總退却の準備をしたと傳ふ。

戦後信濃川以東の西軍の陣地は刈谷田川の左岸に沿ひ、右翼半藏金から森立峠・桂澤村を経て福井大黒・筒塙・十二瀉・河邊の各村に亘る線に據り、之に對する同盟軍の陣地は品之木・中興野・福島・田井・荷頃村の線に前進し、本營を見附に置いた。斯くて小競合が十數回あつたけれど、作戰の全局に對しては、何等の影響をも與へなかつた。

六月十一日新發田藩同盟軍に強要せられて、兵二百餘人と砲四門とを見附に進發させた。是れ同藩出兵の始めてある。

七月九日西軍總督西園寺公望本營を長岡に移した。

中旬新發田藩使を西軍の營に遣して、皇師を迎へ入れたいと告げた。

長岡城の回復

七月十七日繼之助は栃尾の假本營に同盟軍の諸將を會し、左の劃策に關して同意を得た。

(一)會米兩藩兵に長岡兵を加へ、今町方面から本道附近の西軍を攻撃し、敵の注意を此の方面に集中すること。

(二)此の際に乘じ、繼之助は自ら決死の兵を率ひ、八丁沖の沼澤地から、不意に一直線に進んで長岡城を奪還し、後今町・長岡間の敵を粉碎すること。

七月二十四日繼之助は夜襲部隊十七小隊を四梯隊となし、始めに斥候を放ち、午後十時八丁沖に達し旗鼓を收めて潜行し、先づ宮下の敵を走らしめ、行々敵兵を驅逐しつゝ進み、二十五日拂曉各方面とも苦戦の後西軍を破り、午後九時頃完全に長岡城を回復した。此の役新町口の戦が最も激烈であつたが、繼之助は戦況を視察し、味方を激勵すべく之に赴いた際、左足膝下に骨折銃創を負ひ、四郎丸村昌福寺の軍病院に收容せられた。

長岡に在つた西軍は不意の襲撃を受けて、驚愕狼狽取る物も取り合へず、或は渡河して關原方面に或は妙見方面に退却した。

長岡軍は一晝夜の激戦に疲労甚しく、死傷も亦多く、彈藥の補充も思はしく行かぬので、餘儀なく追撃を中止した。山縣參謀は妙見方面に退却せしが三日以内に長岡を奪還するにあらざれば、軍氣の沮喪を來すべきを虞り、各所の西軍と連絡を講じ、概ね五月上旬榎木峠附近の戦鬪前の状態に復歸させた。

長岡城再び陥る

五月廿六日西軍は長岡城奪還の議を決し、高田・松代・尾州・上田の諸藩兵をして草生津の對岸なる本大島の壘を占領させた。

七月廿五日から二十九日に至る間に、西軍の差遣した海路衝背軍は、阿賀川口附近の松ヶ崎及大夫濱に上陸し、新發田藩を嚮導として、下越方面同盟軍の根據地水原すゐはらを始め、沼垂・新潟等を占領した。同盟軍は新發田藩の不信を憤激すれども、兵數が少く、力が及ばないので、止むなく彌彦村に退却した。

七月二十七日長岡及會・米・仙の諸將合議の上、兵を分つて十日町・蛇山・村松・前島の各村に進み、栃尾・荷頃方面の部隊は森立峠を占領したけれども、新潟方面の情報を聞いて、意氣頓に沮喪

した。

二十九日味爽西軍は漠々たる曉霧に乘じ、妙見方面・村松方面・及本大島・飯島の各方面より、長岡に向つて總進撃を開始した。同盟軍は防禦に努めたが、何れも皆敗れ、火を城内の諸倉庫に放ち一部は長倉口より枳尾に、一部は新町口より福井村に退いた。西軍は火を放ちつゝ、三方より長岡に入り、一隊を止めて壁壘を準備せしめ、其の他の全力を以て追撃行動に移つた。與板方面の西軍も、亦河を渡り追撃軍に参加した。

戦争の終結

八月一日から五日迄の間に、同盟軍は各方面とも甚しく西軍の壓迫を受け、一部は官軍に降伏し、殘餘は敵兵を拒支しつゝ、會津領に逃れた。當時

西軍に降伏した者 見附に居つた新發田兵、三根山・黒川の兩藩、三日市藩・村松藩の恭順派。歸藩した者 米澤藩。

會津領に入つた者 長岡藩兵、下越方面及中越の海岸方面に在つた會桑兵、舊幕臣より成る衝鋒隊、水戸の脱藩兵、村松藩の強硬派。

繼之助は七月廿九日衆に擁せられて見附に逃れ、更に杉澤・葎谷を経て吉が平に達し、八十里越を越えて會津に入り、鹽澤村醫師矢澤家に假寓したが、創傷益々惡化し、八月十六日終に瞑目した。年

四十二、遺骨は若松建福寺に葬り、會藩主以下皆會葬した。

八月六日西軍は若松方面・米澤方面・村上莊内方面の三部に分れて、追撃に移つたが、會津方面の軍は磐越國境の隘路に於て、同盟軍に支へられて、八月二十日頃まで著しい進展を見なかつた。而して村上方面の西軍は村上・莊内兩藩の兵を、鼠ヶ關附近に壓迫した。

八月十九日長岡軍は坂下（坂下）に集合して、藩主父子に定林寺に謁し、更めて七小隊を編成し、内二小隊を遣はして、津川方面を應援させた。

二十四日から二十六日迄の間に、長岡兵は若松城の危急を救はんとし、結義隊・衝鋒隊と共に坂下から鹽川に出た。

九月一日津川方面に在つた山本帶刀隊は、西軍の追撃に堪へず、柳津（やなぎづ）を経て會津高田に退却した。其の八日若松方面を援助すべく、會津兵と共に飯寺村（いひでら）に進撃したが、濃霧の爲に敵の重圍に陥り、隊長山本帶刀以下三十二人終に俘虜となつたが、頻りに降伏を勧められたけれど聽かないので、皆斬られた。

九月十日鹽川に居た各藩兵は、若松の危急を到底救ひ得ないから、各々自由行動を採るに決し、長岡兵は藩主を奉じて米澤藩に投じたが、欺かれて武装を解除せられ、其後米澤・山形を経て仙臺に入つた。

五日米澤藩の降伏を先頭とし、中下旬に及びて、仙臺・會津・莊内・長岡の各藩相次いで降伏し、

十一月西軍京都に凱旋した。

故本富栗林は次の如く此の役に於ける長岡藩を評した。

世人戊辰の事を言ふ者、必ず會津を説く、曰はく白虎隊なり、曰はく娘子軍なり、其の事其の人と共に、壯は即ち壯なりと雖も、死は易くして、生の更に難きものあり。此の歳五月戰の始まるや、白刃を提げて彈雨の下に立ち、固より父子相顧みるの暇なく、况んや兄弟妻子をや、各々唯死力を盡して戰ふあるのみ。故に彈丸黒子の小城を以て、西南雄藩の大兵に抗し、一旦敵手に委したる城砦は再び之を回復し、其の破るゝに及んでは、遠く去つて會津に合し、會津亦敗るゝや去つて米澤に入る、米澤既に降る、即ち去つて仙臺に至れば、仙臺も亦既に降伏せり、敗殘の兵を以て百里に流離す、或は老幼病弱を扶助し、飢寒を冒し、困苦を忍ぶの狀、今日到底想像の及ばざるものあり。殊に婦女子の身を以て、難を未知の山中に避け、幾度か死生の間に出入して、僅かに其の夫の殘骸を求め得たるが如き慘事は一にして止らず、之を會津藩が君臣。親子一城内に籠り、流轉曝露の苦もなく、唯坐ながらにして暫時圍を受けたるに比すれば、我が藩士が君臣父子・夫婦・兄弟皆相失し、半歳の間山野に曝露し、百里に流寓したるの苦は、固より同日の論にあらず。今日之を想ふも、實に悚然たらしむるものあり。噫々三河武士の後裔は此くの如くにして終れりと雖も、所謂武士の意氣、千歳の下、懦夫をして起たしむるものなからずやと、眞に知己の言である。

第四節 處分

越後諸藩の處分

長岡藩主父子は命に依つて、仙臺から江戸に出て、芝の昌泉寺に謹慎したが、尋て忠訓は常州空聞藩長岡の支藩の牧野常丸方に御預けの身となり、老主忠恭外家臣は領地に於て謹慎を命ぜられ、忠恭は直ちに歸國して栖吉村普濟寺に入つた。尋て十二月中に在つた長岡の諸隊や、各方面に離散した其の家族も追々歸郷した。其他の各藩主も略同一の處分を受けたが、長岡は巨魁として、最も重科に處せられたのである。

十二月、一旦城地を召上げられて、東京に謹慎を命ぜられて、叛逆首謀者を取調べ申出づべく言渡されたが、間もなく家名存續を許され、更に二萬四千石を賜はつて、長岡城保管を命ぜられた。藩士一同は漸く愁眉を開き、忠訓の弟銳橋えいきょう(名は忠毅)を立て、相續者と定め、允許を得た。叛逆首謀者と認められた河井繼之助・山本帶刀は戰死したので、斬に擬して家名を絶たれ、三間織部正は無期謹慎を命ぜられた。

明治二年一月十一日謹慎を解かれ、同九月廿八日忠訓の賊名を除かれた。翌三年三月織部も亦謹慎を免ぜられ、廢藩と共に命に依つて城地を取崩した。